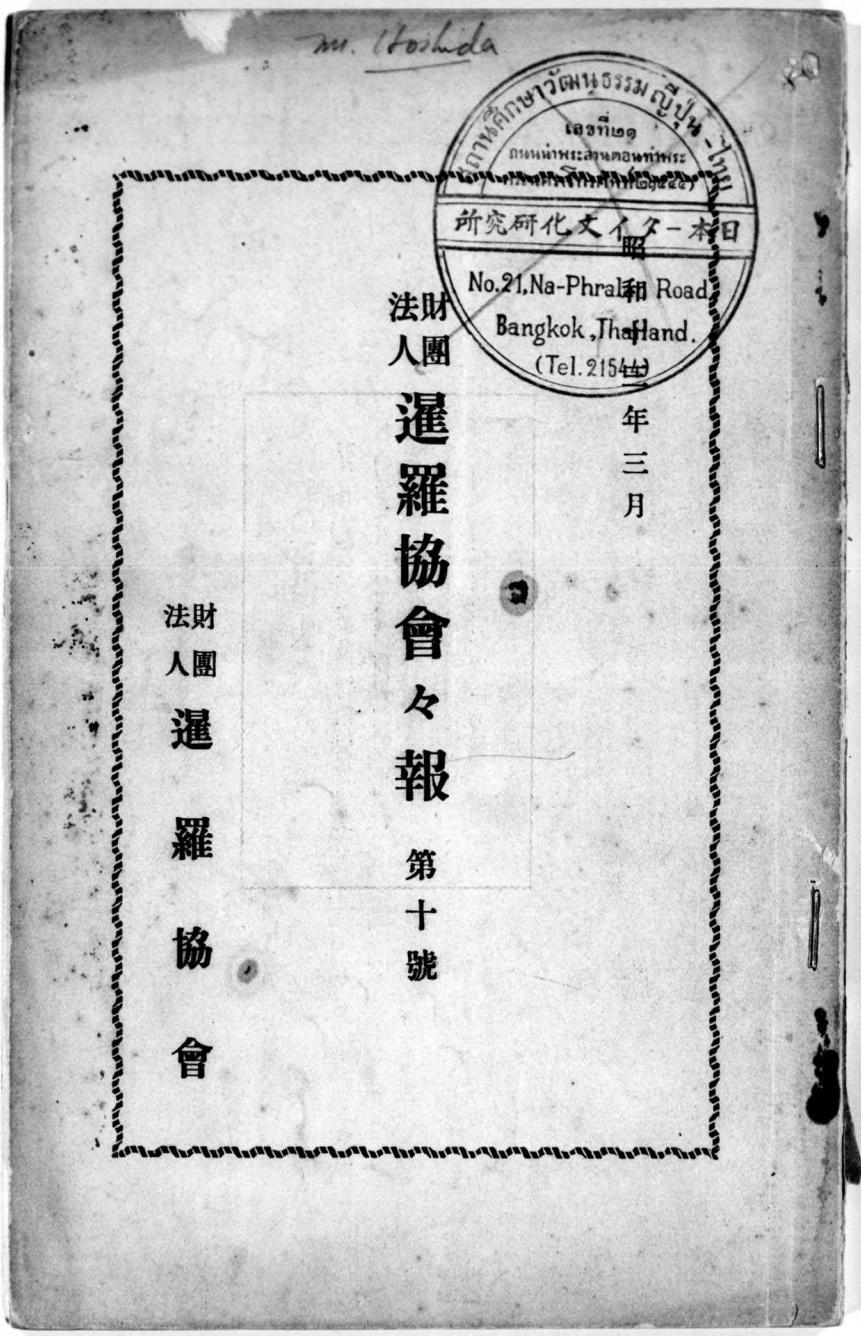


財団法人暹羅協会々報

第十號

昭和十三年三月



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4

法財團 邇羅協會々報第十號 目次

口繪寫真

電 報 欄

○在暹村井公使發外務大臣宛電報(昭和十三年一月廿二日着電).....

○在暹村井公使發外務大臣宛電報(昭和十三年一月廿八日着電).....

○在暹村井公使發外務大臣宛電報(昭和十三年二月四日着電).....

○在暹村井公使發外務大臣宛電報(昭和十三年二月十七日着電).....

新聞論調欄

○英國こそ暹羅の眞の友邦(十二月十日、ストレイト・エコー紙所載).....

○暹羅嬰兒に牛乳を與へよ(十二月二十一日、盤谷タイムス紙所載).....

○暹羅と日本(十二月二十六日、ピナン・ガゼット紙所載).....

○新興暹羅の發展を阻止するものは誰?(十二月二十七日、盤谷タイムス紙所載).....

○極東に於ける財政(一月五日、盤谷タイムス紙所載).....

○會 告

本月一日より當協會所在町名番地の變更實施に依り左の如く變更されましたので、茲に御知らせ致します。

(新) 鵝町區霞ヶ關三丁目四番地三

(舊) 鵝町區三年町一番地

○起ち上る暹羅(一月十一日、盤谷タイムス紙所載) P・クライリツク 一四

資料欄

- 最近締結の日暹友好通商航海條約 [七]
- 暹羅國々務總理の議會に於ける施政方針演説 [五]
- 暹羅國憲法發布記念祭に於ける國務總理並内相のラヂオ放送要旨 [四]
- 暹羅國家經濟の現況 [五]
- 暹羅佛曆二四七九年貿易概況 [六九]
- 最近の日暹貿易及主なる商品名 [七二]
- 支那事變と暹羅の日本品市場 [七三]
- 暹羅の森林資源 [七四]
- 新興國シヤム 矢田部保吉 [七五]
- シヤム留學生と日本語 黒野政市 [七六]
- 日暹佛教交渉史考 浅野研真 [七七]
- 暹羅國懷舊談(其二) 橫田兵之助 [七八]
- ビヤバナムチヨン・老苑 [七八]

雜報欄

- 秩父總裁宮殿下の御昇進 [一元]
- 暹伊修好通商條約調印 [一元]
- 暹佛修好條約調印 [一元]
- 暹白通商航海改訂條約成る [一元]
- 暹羅國新内閣々員顕振 [一元]
- 盤谷築港計畫に關し暹羅情報局よりコンミニケの發表 [一元]
- 支那事變に關しプラヂツト外相と外國通信員との會見談 [一元]
- 前駐日暹羅公使の日本談 [一元]
- 外國記者の支那視察談 [一元]
- 日本と暹羅に關してのナンセンス記事 [一元]
- 對支貿易に關する香港駐在暹羅商務官談 [一元]
- 暹羅北部ランパン在製糖工場の竣工 [一元]
- 暹羅に於ける錫生產額 [一元]
- 佛領印度支那米の收穫豫想高 [一元]
- 緬甸米の第二收穫豫想高 [一元]
- 暹羅國海軍運送船竣工 [一元]

- 暹羅國海軍砲艦トンブリー進水式 一毛
- 暹羅全國に大電話網建設計畫 一毛
- 盤谷經由倫敦香港間空路開通 一毛
- 暹羅に於ける實業教育充實計畫の具體化 一毛
- 高等商業學校の設立計畫 一毛
- 東京外國語學校暹羅語速成科生徒募集 一毛
- 在本邦暹羅公使館ラツタナテープ書記官の光榮 一毛
- 暹羅政府より伊藤、加藤兩氏に勳章贈與 一毛
- 岡崎忠雄氏の暹羅學生旅行團招致計畫 一毛
- 暹羅國政府留學生警察練習所卒業 一毛
- 暹羅新聞從軍記者の消息 一毛
- 一九三八年當選のミス・シヤム 一毛
- 在暹公使館員異動 一毛
- 協會理事會及評議員會の開催 一毛
- 協會理事會及評議員會の開催 一毛
- 役員異動 一毛
- 計 報 一毛

- 會員動靜 一四
- 會員異動 一四
- 寄贈圖書及寄贈品 一四
- 財團法人暹羅協會總裁及役員 一四



(照参考)

式水道リント船砲軍海國羅遠

會報第十號

村井駐暹公使來電

○一月廿二日着村井駐暹公使發廣田外務大臣宛電報左の如し

最近排日暴力團ノ横行益々劇シクナリ數日前ニ於テモ三井支店取引先ノ支那商〔チーク〕材商腕ヲ斬ラレ「チーク」材ノ日本向ヶ輸出ニ一頓挫フ來シ居リタル矢先又二十日邦商取扱ノ當國產牛皮約八千枚（價格約三萬圓）ヲ積載セル「ライター」ニ隻何處ヘカラ致セラレ真相未タ判明セサルモ本牛皮ノ盜難ハ恐ラク先般新嘉坡ヨリ入り込ミタル暴力團ノ所爲ト認定スヘキ節多キ事件勃發セリ
依リテ我方ヨリ暹羅當局ニ對シ若シ本件ヲ一盜難事件トシテ簡單ニ取扱フニ於テハ此ノ種事件ノ頻發ヲ見ルノ處アルト共ニ殊ニ當地華僑ノ排日運動開始以來邦人ノ財産ニ對シ加ヘラレタル最初ノ侵害事件ナルニモ鑑ミ嚴重搜查方要求シ置キタルカ他方暹羅當局ニ於テモ華僑ノ排日運動カ前記「チーク」材ノ場合ト同様遂ニ自國產品ノ輸出ニ支障フ來スニ至リタルモノトシテ特ニ本件ヲ重視シ目下犯人嚴探中ナリ

○一月廿八日着村井駐暹公使發廣田外務大臣宛電報左の如し

當地排日暴力團ハ牛皮紛失事件發生以來屢々當館及邦人商社ニ脅迫状ヲ送リ又ハ夜中日本帝國主義ノ打破ヲ唱へ道路ニ赤色ノ宣傳ビラ「撒布シ居ル等當地トシテハ從來ニ例ヲ見サル状況アリタルニ付暹羅政府當局ニ對シ之カ嚴重取締ヲ要求シ來リタル處又々二十七日夜當地三井倉庫ニ放火セラレタルカ折柄作業中ノ労働者ニ依リ發見セラレ大事ニ至ラスシテ消止メタル事件發生セリ

從來當地排日行爲ノ特徵ハ邦人ノ生命財產ヘハ直接危害ヲ加フルコトナク邦人ト取引ヲ爲ス華商ニ對シテ脅迫又ハ危害ヲ加ヘ日貨ノ取引ヲ防害スル送口ナリシニ拘ラス近來ハ曩ニ臺灣人ニ對スル傷害アリ今回ハ本件及牛皮掠奪事件アル等漸次過激トナリツツアル傾向アリ且暴力團ノ撒布スル傳單ノ内容ヲ見ルモ共產的色彩頗ル濃厚ナルモノアルニ付當方ニ於テハ右事實ヲ指摘シ暹羅政府當局ノ注意ヲ嚴重喚起シ居ル次第ナルカ當局ニ於テモ排日團ノ漸次共產化シツツアル事實ニ對シテハ特ニ深甚ナル關心ヲ以テ之カ防遏ニ努メ居レリ

○二月四日着村井駐暹公使發廣田外務大臣宛電報左の如し

當國政府當局ノ首腦部カ排日團取締ニ誠意アルニ拘ラス警察官中ニハ支那系暹羅人多キ爲兎角中央ノ指令徹底セサル嫌アリ此ノ點ニ關シ當方ヨリ屢々當局ノ注意ヲ喚起シ居ル次第ノ趣旨ハ新聞記者トノ會見談ニ於テ警察當局カ排日團取締ヲ銳意勵行シ居ルヲ力説シ華僑ヲ擁スル他國例ヘハ新嘉坡又ハ「ジャワ」地方ニ比シ暹羅ニ於ケル排日カ比較的過激ナラサルハ偏ニ警察當局ノ努力ノ結果ナリトノ趣旨ヲ發表セリ

○二月十七日着村井駐公使發廣田外務大臣宛電報左の如し

當地ハ入込中ノ支那人暴力團ハ益々共產的色彩濃厚トナリ華僑中ノ富裕者ニ對シ活動資金ト稱シ多額ノ納金ヲ不當ニ強要スルノミナラス又之ニ應セサル場合ニハ傷害ヲ加フル等ノ事件頻發スルニ至リタルヲ以テ政府當局ニ於テモ最早從來ノ如キ取締方法ニテハ實效ヲ擧得スト爲シ數日前ヨリ國內警察官ノ總勤員ヲ爲シ是等暴力團ハ素ヨリ大小各種ノ不良結社ニ對シ一大彈壓ヲ加ヘ來リタルカ今日迄ニ既ニ支那人結社十八社ニ對シ解散ヲ命スルト共ニ首領株五十名ヲ檢舉セルカ數年前ノ共產黨狩以來斯クノ如キ大規模ノ不良分子掃蕩ハ最初ノコトナリトテ一般ノ注意ヲ惹キ居レリ當方ニ於テハ此ノ機會ニ政府當局ニ對シ暴力團ノ根絶ヲ期ス様引續キ督勵スル一方國民政府派遣員ノ徵收スル所謂救國稅（例ハハ米一俵ニ對シ四「サタン」ヲ課ス）ノ存在ヲ指摘シ之カ撤廢方ヲモ要求シ此ノ際政府ノ徹底的取締ヲ要望シ置ケリ

新聞論調

○英國こそ暹羅の眞の友邦

(十二月十日、ストレイト・エコー紙所載)

木曜日、(註昨年十二月九日)本紙掲載の日暹新通商航海條約調印に際して、日本側は治外法權撤廢に不同意を表明したとの特報は、盤谷政界にセンセーションを捲起してゐる。今日の本紙にも記されて居る如くプラヂツト外相も特別のインタビュにて指摘してゐるやうに、暹羅にとり自國の全自主権の回復を除去しては新條約の調印は全く意義がないのである。暹羅の條約は、例へば英國とは一九二五年に調印され、伊太利、獨逸、和蘭、葡萄牙、日本等ともそれぐゝその後調印されたが、各國は此等條約の一條項に於いて、自國民又は會社が被告の場合、暹羅裁判所から事件を召喚し得る権利を確保した。一九三五年のプラヂヤチボック陛下の退位と同時に、暹羅は諸國に右條約の廢棄を通告した。疑もなく新興暹羅は自國內に於ける自主権を剥奪せる條項に對して大いなる不満を抱いてゐたのである。此の條約廢棄は暹羅の外交政策に顯著なる變化を齎し、日本側に非常に有利なるものとなつた。日本はこの傾向の育成、獎勵に萬善の策を施した。此處二年間に數多の「親善使節」が日本から暹羅に派遣された。但し、兩國の貿易は不均衡で、日本から暹羅への輸出は増大したにも拘らず、日本は米、木材、護謨、鋪物の如き暹羅の重要な産物の同額日本

輸入をして居ない。斯かる片貿易は永續し得るものではなく、程なく暹羅當局は全然算盤に合ぬ貿易をしてゐる事を悟つた。新大藏顧問ドル氏は昨年の中に暹羅の英國に對する態度に一大變化を齎らしめ、英暹兩國間の古い親善關係を復活した。英國は暹羅の最も親密なる友邦であると迄は云へなくとも少なくとも最も親密なる友邦の一であつたし暹羅に莫大なる投資をなしてゐるばかりでなく、巨額の貸付をもなしてゐる。過去に於ては英暹の關係は非常に親密であつた。先月二十三日調印の新條約は在盤谷英國公使サー・ジョジア・クロスピーも云つてゐる如く、之れ乃ち過去の親善關係の復活である。英國は暹羅に於て最初に治外法權を享有した國であつたが、新條約の調印前に文書を交換して亦最初に治外法權の撤廢をなしたのであつた。この一事こそ英國の暹羅に對する眞の友情を暹羅人に知得せしめたのである。そこで他の各國も亦同様の條約に調印しなければならず、同様に治外法權の撤廢をなさねばならなくなつた。日本が移管權の廢棄を拒絶した事は馬來に在る吾人に採り特に重大事である。日本と英國間に大戰が勃發した場合に英領馬來は重要な目標となる事は今更覆ふ事は出來ないのである。サー・イン・ハミルトン將軍の言に拘らず新嘉坡は殆んど難攻不落とも云ひ得べく、英領馬來へ到るには北部馬來を經由しなければならぬ。故に暹羅の重要性は絶大であり、日本が暹羅に於て自國の自由行動権の行使を希望すること以外に、日本の治外法權撤廢不同意に關して何等の説明が出來ない。

日本の軍部にとり、暹羅は單に日本の意の儘になる手先にすぎず、日本の大野心に反対する杯は暹羅にとり許容されぬことである。現暹羅政府が日本の斯る態度を快しとするとは信ぜられぬ。特に暹羅開倅が日本に注目すべき價値あるものありとすれば、單にその熱烈なる愛國心のみである。新興暹羅は若い國であり、その發展途上誤謬を犯す事は當然である。過去に於ける親日傾向が如何なるものであつたとしても斯る誤謬に外ならぬのである。水曜日(註、

士一月八日)の日本の態度は日本が暹羅の友邦でない事を明瞭に示した。「暹羅は親日でもなければ反支でもない」とルアン・プラヂット氏の聲明は、特に「暹羅は親日ではない」と云ふ點を強調した點が注目に値する。親日傾向は明らかに過去のものとなつた。暹羅は從來の方針では國運の満足すべき發展を遂げる事も、國家の完全なる進歩の爲に自國の資源を利用する事も出来ないのである。暹羅に於ける過去、現在を通じての英國の歴史は、英國こそが暹羅の斯る發展達成に當つて眞實の助力をなすものである事を立證してゐる。

○暹羅嬰兒に牛乳を與へよ

(十二月二十一日、盤谷タイムス紙所載)

今日世界各國は國民心身の健全なる發育の爲め、國民保健問題に留意する處大である。現に暹羅政府も結核の徹底的撲滅の爲めに獎勵金を交付し、又兒童の養育費が重荷に過ぎる親達には幾分かの補助金をも與ふべきだとの問題に關して、大いに考慮をなしてゐる。アスター子爵は先月發行の「スペクター」誌上で右の政策に贊意を表してゐる。吾々は何も暹羅國民が本問題に徹頭徹尾熱心になれと殊更に提議するものではないが、尠くとも暹羅北部の或嬰兒に牛乳を與へよ、と云ふチエンマイの司法省官吏ケンネス・ロウサン氏のアピールに對し多數人士が大いにその義務觀を喚起する事を希望する。事實上そんな嬰兒數は非常に多數に上つてゐる譯でもなく、又全部の嬰兒に行き亘る事を直ちに期待する事は不可能であるが、この趣旨の眞面目なる寄附贊助は恐るべき迷信より来る惡魔的な風習を打破する爲めには大いに效果ありと信するのである。贊助者の守るべき規定に關するロウサン氏の提案は非常に興味ある

もので人々を感動せしめるであらうし、又他の人々には細やかなクリスマスの贈物を與へ、それを是非その後一ヶ年間毎月續け度いと思はせるであらう。此のアピールに感動した人は誰でも、各自應分の義務を遂行すればいいのであつて、斯る人々が集つてこそ初めて目的は達成されるのである。

ロウサン氏の言に依ると次の如き迷信が暹羅の北部地方一帯に行はれてゐる。即ち母親が分娩の結果死んだ場合には、惡靈が母親を殺し、その後も尚嬰兒の身邊を徘徊してゐると信じてゐる。それ故親類であらうと、單なる隣人であらうと、乳兒の傍に近付いた者には誰でも、惡靈が乗り移ると信じてゐるので、この嬰兒を世話する事を喜ばない。斯くて父親は生れたばかりの嬰兒の前に獨り惘然とせざるを得ないし、一方此の様な嬰兒は殆んど例外なく死亡してしまふと云ふ。實際災難は何處迄擴がつて行くのか分らないのである。屢々父親は乳兒を遺棄して出奔し、寺院に逃げ込む様な事がある位、亡母の惡靈に對する恐怖は大きいのである。これは實に残酷な迷信である。

今日、斯る北部地方にある村落の父達は嬰兒の生命を救ふ唯一の希望を有つ事が出来る。それはチエンマイのマッコーミック病院なのである。此處には困亂の父親や身寄の者から棄てられた、生後數日から二年位の母なき乳兒が現在二十六人養育されてゐる。ロウサン氏に依れば右の様な乳兒を收容し得る設備は、この病院の外に北部暹羅には存しないとの事である。病院は孤兒院ではないが、マッコーミック病院は斯る嬰兒の收容を拒絶する様な無情な事はない。嬰兒の收容所は隔離されて居つて、特に經驗ある保母が乳兒の世話ををして居る。乳兒達は生後約十八ヶ月位で良家庭を見付けて引取られるが、其後も子供を引取つた養親が子供をよく世話し、よく教育するかに關して綿密な注意が拂はれるのである。此のアピールが盤谷並びに全暹羅に反響があるのである事を切に希望する、云々。

○暹羅と日本

(十二月二十六日、ピナン・ガゼット紙所載)

最近暹羅は諸外國との關係を更に強固なる基礎の上に立脚して處理する様になつて來た。特に日本帝國が暹羅王國の治外法權を撤廢せんとする協定は、暹羅の成長發展が日本さへも——在外自國民の權益に對して非常に用心深い監視の目を光せてゐる——暹羅の行政、司法の充分なる強化を信頼して、自國の既得權益を放棄したる證據と見做し得るであらう。

治外法權なるものは國際關係上甚だ面白からぬものである。治外法權を課せられてゐる如何なる國に於いても、自國の劣等感を持たざるを得ないのである。發展途上にある暹羅は、支那にとりよき先例をなすものである。支那としても永久に不平等なる狀態に甘んじ得る筈ではなく、且つ斯る不平等狀態の醸し出す所のものは兩國相互の尊敬心に非ずして、憎惡の感情である。

實際今次の日支事變に於ては、侵略側は聊かの抵抗も受ける事なくして、數百、數千の軍隊の上陸をなし得たと云ふが如き、極めて特殊な戰爭である。この教訓は支那にとり忘れ得べからざるものであらうし、事變終結の後には支那は凡ゆる關係列強と親善的なる協定の締結に努力するであらう。

暹羅の經驗は含蓄深きものあり、これが支那のよき激勵の規範となる事を切望するものである。

數年前の滿洲事變に際し、日本軍の行動に對して、暹羅政府が聯盟の決議に投票を棄權した事、及び日本の手に依

るクラ地峽開鑿に關する數度のニュースは、英暹關係を犠牲として日暹關係が非常に緊密の度を加へつゝあるとの噂の宣傳となつた。現在暹羅國は如何なる外國との關係を取つて見ても、險惡な成行を豫想され得る根據は見出しえない。世界の如何なる國も（特に小國に取つては）四方隣國との親善關係を持續する様協力すべきである。

○新興暹羅の發展を阻止する者は誰？

(十二月二十七日、盤谷タイムス紙所載)

最近暹羅の國家財政は大體安定を得、所謂健全財政の立場に置かれて居る。然し乍らそれにも拘らず、暹羅の國富が一向増加せざる原因は、同國貿易に事實上、支配的勢力を有して居る華僑の母國への送金に胚胎して居る。

暹羅に於ける華僑は、主として貿易上に於て獲得せる利益と若くは奥地農民より搾取せる不勞所得によつて得了利潤を蓄積し、之を暹羅國民の發展利益に寄與する事なく、その悉くを本國に送金するのである。而してこの送金の用途は、故國にある。家族の生活費に資する事は勿論であるが、同時にこれが蔣介石の政治資金に流用されて居る事も周知の事實である。日支事變の勃發と共に蔣介石はその戰時財源の貯水地として在暹華僑に對し多額の獻金をなさしめ或は之を強制的になさしむるため威嚇テロ團を盤谷に侵入せしめてゐる。

最近之が送金に關する汕頭に於ける金融機關の聯合調査の示す處によれば

世界各地よりの送金額（單位千圓）

四〇,〇〇〇

九

一九三〇年

一九三一年

一九三二年

一九三三年

一九三四年

一九三五年

三五,〇〇〇

三三一,〇〇〇

二七,〇〇〇

二〇,〇〇〇

二六〇,〇〇〇

一五,〇〇〇

一五,〇〇〇

一七,〇〇〇

一五〇,〇〇〇

一五〇,〇〇〇

世界各地（主として南洋）よりの送金額は、世界的經濟恐慌の尖銳化に伴ひ、一九三〇年以來減額を來してゐる事は確實と思はれるが、三三年頃よりは再び増加の一途を辿つてゐる。唯注目すべきは、從來華僑の送金額中相當高位にありし在暹羅の送金額の減少である。右の如き激減の傾向は、取りも直さず暹羅經濟上に於ける支那人の勢力失墜を示すものであり、之が原因は近年頗る増大せる暹羅に於ける華僑排斥運動の結果に外ならない。不幸にして暹羅に於ける貿易、商業、金融、產業等の大部分が華僑の手に經營せられてゐるにも拘らず、華僑は暹羅そのものゝ經濟的發展に寄與せず、その蓄積せる利潤を本國の產業開發に資してゐる状態である。かゝる現状に對し、暹羅國政府は機會ある毎に、暹羅人の經濟的關心を高揚しつゝあるが、暹羅人子弟の多くは、傳統的に商工の業を賄み、ござつて軍人、官吏たらんと志してゐるのである。

かゝる現状が打開せられぬ限り、暹羅の自主的經濟發展は、到底實現不能であり、依然として華僑によつて擡取せられ、暹羅自體の富力は、結局支那の富力を増加せしめる結果となるであらう。故に近き將來、行はれんとする軍備擴充計畫に伴ふ巨額の經費捻出の場合、華僑の母國送金は、一大障礙として問題化するに至るであらう。

右に關しては、其の國際的關係よりして、在來比較的支那に同情を有してゐた大藏省英人財政顧問でさへ、その重

要性を指摘し、之を警告してゐる『暹羅國財政は極めてデリケートな基礎の上にあり、その主要な財源は殆んど華僑によつて本國に送金せられ、僅かに他の財源によつて、漸く平衡を保つてゐる次第である。政府は華僑の母國送金を決して等閑に附してはならない』と、従つて唯一の國庫財源たる米作が、不良の場合、國庫歲入は著しく減少を來たし、政府の財政は危機に瀕せざるを得ない結果に立至るのである。

然らばその根本的解決は、如何といふならば、先づ華僑が同國に於て得たる利益を暹羅自體の發展に資せず、何故母國に送金するかといふ事に就て一應その原因を究明し、之が對策を樹立する事である。右に關し華僑側の見解に從へば、其第一の理由は、現在暹羅に於ては巨額の投資を要すべき大規模の產業が起つてゐないと云ふ事である。即ち暹羅は新政權樹立以來、今日迄幾多の產業開發に關する政策が論議せられたるに拘らず、現在に至るも一向實現の運びに至つてないといふ點にある。又暹羅は、元來農本國であるため、產業開發の諸條件に適する地域は、盤谷を除きその以外になしと云ふのが華僑の意見である。

以上ともあれ自國の産業は開發されず、國利の大部分が海外に流出すると云ふ事は、暹羅經濟界にとつて、重大問題であり、延いては、これによつて生ずる暗影は、暹羅政府に對して、政治的に影響を與へる結果をも招來するに至るであらう。

暹羅に於ける華僑が、同國の經濟投資に無關心であるに反し、馬來に在る華僑は前者と異なり、今次の日支事變の場合には例外として、平時に於ての母國への送金は、一般に勞働者にのみ限られてゐるのである。而してそれ以外の華僑は、その利潤を同地に於ける各種企業に投資する事を殆んど常識としてゐる。等しく華僑にして斯の如き差異を示してゐる事は、其處に暹羅爲政者としては、その對策樹立の前提として、深くその特殊事情を考究せねばならない點

である。尙在遜華僑が同國に於て得た利益を同國開發のための産業投資に利用しない原因は、一つは前述の如く、同國に於ける産業が未だ未開發であると云ふ理由と、更に大なる原因是、現に極めてデリケートな關係に置かれてゐる日遜支の三ヶ國關係にある事は明瞭である。

最近外相ルアン・プラジット氏は機會ある毎に、遜羅の對外政策が嚴正中立にある事を力説してゐるが、それにも拘らず在遜華僑は今次の日支事變の趨移を相當重視し、早晚遜羅がそれを繞る亞細亞の戰亂に捲き込まれる事を不可避の如く見てゐるのである。要するに、以上諸理由よりして、遜羅が華僑の母國送金への「造幣所」である限り、遜羅の國家財政は、絶えず不安定な立場に置かれ、將來の産業的發展などは殆んど問題にならないであらう。同時に國民大衆の經濟收入は、一向増進を見ず、遜羅の經濟は益々貧困化し、延てはその經濟上の不安は、政治的不安を招來する結果に迄立至るであらう。従つて遜羅政府は、此際かかる現状に鑑み、之に對する斷乎たる處置と、その對策を樹立すること緊急必須の問題である。

○極東に於ける財政

(一月五日、盤谷タイムス紙所載)

日本が支那を侵略した結果の見透しが付く迄には尙相當の時日を要することと思ふ。支那側は今後尙或期間持ち堪へるだらうと云ふのが、一般の見る所であるので、日本側は一層支那の奥地深く敵軍を撃退すべきか、又新にその支配下に來つた廣大なる領域を如何に管理すべきかを決定しなくてはならないであらう。西歐諸國は云ふ迄もなく上海及

び他の諸港に於ける莫大なる富を失つてしまつた。この時に當つて亞米利加が密かに或行動に出づるの機を狙つてゐるのではないかとの期待が見られる。但し今迄の所右の様な徵候はない。現在世界の關心事は支那關稅の將來である支那の關稅が外國に管理されてより後は、關稅公債の利子と償還を支辨した後の剩餘金が、支那政府の主要なる歳入となつてゐた。又鹽務局に於ても外國管理の真價が發揮されて、此の四年間の利益增加は驚くべきものである。

最近の「エコノミスト」誌は支那の關稅收入は一九三六年に比し七六・五%方減少したらしいと發表してゐるが、尙全關稅公債の利子償還の支拂額をカヴァーしてゐる。同誌の記事發表の後も、天津からの送金額は不規則で不充分であり、且、上海の九月の貿易額は事變前の七月に比し殆んど七三%方減少した。さしづめ、稅關公債の全額償還の曉に關しては何等の樂觀材料は見られない。支那は一九三二年自國の關稅收入をその手に掌握し得る様になり、外國の束縛から脱した。以前この關稅收入現金は香港上海銀行に拂込まれ、償還金を扣除して、その過剩額が支那に支拂はれた。一九三二年以後はこの現金は直接支那中央銀行に拂込まれ、其處から借入金の利拂と償還がなされた。結果から見れば狀態は以前と何等變る所はないのであるが、或る批評家曰く「支那は關稅の自主に依り必要な賦拂金を得る事が出來なくなる」とこれは事實上の利益と云ふよりも體面上の事であるが——今やこの現金を外國の意の儘にされる事はなくなるであらう」と。

日本外務省當局談に依れば「日本は支那稅關をその支配下に置く事を希望する。斯る關稅收入が支那の武器購入に充當される場合日本軍に於て黙過し得ぬ故である。」「エコノミスト」誌が指摘してゐる様に日本の自國公債狀態は非常に模範的であるから、日本が堅實財政の維持に特に努力してゐる事に、外國債權者は信頼してゐて良いであらう。けれども全額償還と云ふ如き事態に立至るに就ては日本は相當の條件を附する事勿論である。或は日本は債權國に對

して戦争中止の場合に是等債權國の努力を強要することあるべく、又其曉に滿洲國と支那本部の一部に於ける日本の統治権を承諾せしむべく強制する態度に出づべきことも想像し得らる。一言にして云へばこの結果は良好でない。これに關連して「ジャパン・クロニクル」紙の滿洲國の發展に關する興味深い記事が掲載されてゐる。日本は既に同國に於ける治外法權を撤廢し、可成の進歩の跡を示し、龐大な產業計畫を樹立し、今やその第一歩を踏み出してゐる。是迄滿洲國は日本の一支店に過ぎず、その產業の神經中樞を日本が握つてゐたが、日本は今や是等の關係を徹底的に變更せんとしてゐる。その爲には外國の資本を要するのであるが、「ジャパン・クロニクル」紙は右に關して期待をしてゐないし、又チレンマは益々激化し手の下し様がないと述べてゐる。

○起ち上る暹羅

(一月十一日、盤谷タイムス紙所載)

P. C. ライリック

世界史上、諸外國に於ては、獨裁政治に席を譲つて民主政治が次から次へと崩壊して行く中に、暹羅も又一九三一年六月二十四日の朝、胥ての一無名將校にして現に首相として新興暹羅發展のため活躍しつゝあるビヤ・バボン氏指揮の下に歴史的クーデターは行はれ、新らしい暹羅が形成されるに至つたのである。

爾來、近代的國家意識に目覺めた暹羅國民は、祖國重建と云ふ一大旗幟の下に一致團結し、一方卓越せる手腕と高度の責任觀念を有する輝ける指導者等は、國內に於ける凡ゆる方面に革新的熱意を示し、所謂「血を見ざる革命」に

よつて、華々しいスタートを切つてより今日に至るまで、其間幾多の困難を克服し、よく祖國の向ふ處を謾らしめず着々として堅實なる歩みを進め來つたのである。併し乍ら、政府當局者が如何なる程度迄革新の實を擧げ得たか具體的事實に乏しい今日、彼等の功績を評價するは、未だ時期尚早である。が然し、國民は新興暹羅の建設と云ふ大事業を安んじて彼等爲政者の掌中に委ねべきである。此の如き指導階級の熱意に應へ、愛國の熱情を再び呼び覚された暹羅國民は、自由を尊び、最高の國家理想實現を期すべく、新たに樹立せられたる新教育制度を取り入れ各方面の生活を改善し、國民生活の向上に努めてゐる。又暹羅政府は如何なる國とも公平に友好的關係を維持し、世界平和のため努力を怠ざることを以て外交政策の基調としてゐる。

誠に安定せる政治こそ國運伸暢的一大要件である。幸ひにして、現在の暹羅は、有能なる政府當局者の獻身的努力によつて、其の地歩を固めつゝあるが、將來の發展は一つに、目下海外諸國に於て、近代科學文明の研究に没頭しつつある多くの若い留學生の双肩に懸つてゐると云へよう。即ち是等の留學生は外交官としての素地を作るために英吉利に、又法學を佛蘭西に、機械工學及醫學をアメリカ合衆國に、軍事を日本、獨逸、丁抹、伊太利等の諸國に於て夫研鑽中である。而して暹羅政府としては、西歐の科學文化を鶴呑みにせず、之をよく咀嚼し、以て自國の文化向上に資せんことを念願としてゐるのである。併し乍ら西歐の文化は、要するに機械文明であつて、之を構成する分子は高度に専門化した科學である。彼等の文化が我々に與ふる影響は大きい。併し乍ら我々は彼等の文化が餘りに専門化してゐるため、大局を洞察する包括性を缺除してゐる事實を見逃してはならぬ。

數百年前に比較して、我々人類が遙かに文化の恩澤に浴しつゝあることは疑ふ餘地はないが、西歐の文明が、之に多大の貢獻をなしたと考ふるは早計である。かかる科學萬能思想程危険なるものはない。我々は、近代の西歐文明の

發展の跡を研究するに當つては、より深遠なる東洋精神を以て之に臨み、之を自國に移入するとしても、盲從的態度を捨て、その長所を自國の文化に適應せしむる方策を講ずることが肝要である。故に海外にある留學生は、西歐文明に對する批判力を充分養ひ、正鵠なる判断を下すやうに心掛けねばならぬ。近代科學文化の吸收は、現在の暹羅に取つて緊急事たることは、今更云ふまでもないが、日進月歩聊かも停止することを知らぬ機械文明の進展は、早晚、我が宗教と相刻の運命にあり、次で我國固有の文化を破壊するに至るであらう。暹羅國民たる者は、科學の力を過信することなく、光輝ある我が暹羅の文化を完全に守護しなければならない。

新興暹羅の建設に當り、更に重要なは、民族精神の昂揚である。是は一見、現在の我々にとつて科學の分野に於ける程、切實な響きを持たぬかも知れないが、尠くとも、我が暹羅の民族精神と全く相容れぬ機械文明を、ひたすら謳歌してゐる氣狂じみた西歐民族に對する鎮靜劑の役目を果すであらうことは期待出来よう。歐米諸國に於て、多年研鑽を積んで歸國する暹羅學生等は、祖國再建と云ふ大問題に對し、完全に西歐臭より脱却せる精神を以て臨まなければならぬ。然るに、祖國の科學、文化向上に貢獻しなければならぬ是等の若きバイオニヤ達は、西歐文明の正體を把握するどころか、却つて徒らに外面の華やかさに眩惑され、屢々、無條件に彼等の文明を讃美する誤謬を犯してゐる。云ひ換へれば、彼等は西歐の文化が異つた土地柄に育つ、異つた樹木に結んだ果實たることを忘れ、自國の土地にも容易に、移植出来るかの如く考へてゐるのである。西歐文化移入に當つて、果して我々は眞に我々の必要、我が文化に立脚せる手段を講じてゐるであらうか？

今や、新造船暹羅號は、順風滿帆、希望多き船出をしたのである。我々は彼女の多幸なる航海を祈ると共に、恙なく理想の彼岸に到達せしむるやう、更に精勵一番すべき秋ではあるまいか？

資料欄

○最近締結の日暹友好通商航海條約

客年十二月八日、在暹村井公使と暹羅國外務大臣との間で調印された日暹通商航海條約は、三月七日盤谷に於て滯り無く批准交換を了し、同日から新條約が效力を發生することとなつた。左に條約正文、附屬文書を一括掲載する。尙批准交換完了に際し廣田、プラヂット兩外相の間に後改記載の様なメツセーデの交換が行はれた。條約の英譯文は本協會に備付てある。

日本國暹羅國間友好通商航海條約

大日本帝國天皇陛下及暹羅國皇帝陛下ハ幸ニ兩國間ニ存在スル友好親善ノ關係ヲ鞏固ナラシメンコトヲ欲シ且之ヲ達成スルニハ兩國間ニ從來存在スル條約ヲ改訂スルヲ最善トスルコトヲ確信シテ相互、和平及互惠ノ原則ニ基キ右改訂ヲ完成スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

暹羅國駐劄特命全權公使從四位勳三等

村

井

倉

松

暹羅國皇帝陛下

一七

外務大臣

「ルアン、プラデット、マヌータム(アブリッディ、パノムヨン)

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ任委狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 日本國ト暹羅國トノ間ニハ永久ノ平和及無窮ノ友好關係アルベシ

第二條 兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ到リ、旅行シ及居住スルコトニ付完全ナル自由ヲ有スベク且當該國ノ法令ニ從フニ於テハ

一 旅行及居住ニ關スル一切ノ事項ニ付内國ノ臣民ト一切ノ點ニ於テ同一ノ地歩ニ置カルベシ

二 右臣民ハ自ラ行フト代理人ニ依リテ行フトヲ問ハズ又單獨ニテ行フト外國人又ハ内國ノ臣民ト共同シテ行フトヲ問ハズ其ノ商業及製造業ヲ營ミ竝ニ適法ナル商業ノ目的物タル一切ノ種類ノ商品ヲ取引スル權利ヲ内國ノ臣民ト均シク有スペシ

三 右臣民ハ宗教、教育及慈善ノ事業ニ從事スルコトヲ内國ノ臣民ト同一ノ地歩ニ於テ認許セラルベシ
四 右臣民ハ必要ナル家屋、製造所、倉庫及店舗ヲ所有シ又ハ賃借シ及使用スルコト竝ニ居住、商業、產業、宗教慈善及其ノ他ノ適法ナル目的ノ爲及墓地トシテ使用スル爲土地ヲ賃借スルコトヲ内國ノ臣民ト同様ニ認許セラルベシ

五 右臣民ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ内國ノ臣民ノ納付シ又ハ納付スルコトアルベキ所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ何等ノ國內ノ課金又ハ租稅ヲ支拂フコトヲ強制セラルコトナカルベシ

六 右臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ其ノ身體及財產ニ付常ニ保護及保障ヲ享受スベク此ノ點ニ關シ内國ノ臣民ニ許與セラレ又ハ許與セラルコトアルベキ所ト同一ノ権利及特權ヲ享有スペシ

七 右臣民ハ產業、生業及職業竝ニ修學ニ關スル一切ノ事項ニ付他方ノ領域ノ全域ニ瓦リ最惠國ノ臣民又ハ人民ト一切ノ點ニ於テ同一ノ地歩ニ置カルベシ

八 右臣民ハ當該國ニ施行セラルル法令ニ從フニ於テハ動產ノ取得及占有竝ニ各種財產ノ處分ニ關シ内國ノ臣民ニ與ヘラル所ト同一ノ待遇ヲ享受スペシ

九 右臣民ハ又不動產ノ取得及占有ニ關シ他方ノ領域ノ全域ニ瓦リ相互主義ニ依リ最惠國待遇ヲ享受スペシ

第三條 締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ常備軍、護國軍又ハ民兵ノ何レタルヲ問ハズ陸、海又ハ空ニ於ケル強制兵役ヲ免レ、服役ノ代トシテ課セラルル金錢又ハ物品ヲ以テスル一切ノ貢納ヲ免レ且、一切ノ強募公債又ハ軍事上ノ取立金ヲ免ルベシ
締約國ノ一方ノ臣民ハ平時タルト戰時タルトヲ問ハズ内國ノ臣民ニ課セラルル場合ヲ除キ軍事上ノ徵發ニ服スルコトナカルベク且各締約國ニ施行セラルル法令ニ依リ内國ノ臣民ニ對シ支拂ハルベキ補償金ヲ受クル權利ヲ相互的ニ有スベシ前記ノ規定ニ關シ締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ最惠國ノ臣民又ハ人民ヨリ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

第四條 締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由ヲ有スベク且當該國ニ施行セラルル法令ニ從ヒ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利ヲ享有スペシ

第五條 締約國ノ一方ノ臣民ハ其ノ權利ヲ主張擁護センガ爲自由ニ他方ノ裁判所ニ申出ヅルコトヲ得且右裁判所ニ於テ其ノ權利ヲ主張擁護スルニ付内國ノ臣民及最惠國ノ臣民又ハ人民ト均シク代言人、辯護人及代理人ヲ選擇使用スルコトヲ得ベシ

締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ裁判所ニ申出ヅルコトニ付内國ノ臣民又ハ最惠國ノ臣民若ハ人民ニ課セラレザル何等

ノ條件又ハ要件ヲ課セラルルコトナカルベシ

二〇

第六條 締約國ノ一方ノ臣民ガ他方ノ領域内ニ於テ有スル家宅、倉庫、製造所、店舗及一切ノ財產並ニ之ニ附屬スル一切ノ場所ニシテ適法ノ目的ニ使用セラルルモノハ之ヲ侵スベカラズ内國ノ臣民ニ付法令ヲ以テ定ムル條件及方式ニ依ルノ外右建物及場所ノ臨檢搜索ヲ爲シ又ハ帳簿、書類若ハ計算書ノ検査點閱ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 兩締約國ノ領域ノ間ニハ相互ニ通商及航海ノ完全ナル自由アルベシ

締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ對外通商及航海ノ爲開カレ又ハ開カルルコトアルベキ一切ノ場所、港及河川ニ船舶及貨物ト共ニ自由ニ到ルコトヲ得而シテ右臣民ハ其ノ到達國ノ法令ニ從フニ於テハ通商及航海ニ關スル事項ニ付最惠國ノ臣民又ハ人民ガ享有シ又ハ享有スルコトアルベキ所ト同一ノ權利、特權、自由、恩典、特典、及免除ヲ享有スペシ

第八條 締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ領域ヨリノ輸入又ハ該領域ヘノ輸出ニ對シ別國ヨリ來リ又ハ別國ニ仕向ケラルル同様ノ物品ノ輸入又ハ輸出ニ對シ適用セラレザル禁止又ハ制限ヲ設定シ又ハ存置スルコトナカルベシ

尤モ前記ノ規定ハ左ノ禁止又ハ制限ニ適用セラルルコトナシ但シ該禁止又ハ制限ガ同様ノ條件ノ存スル一切ノ國ニ適用セラルルコトヲ要ス

(一) 公安又ハ公衆衛生保護ノ爲ノ法令實施ノ爲ニスル禁止、制限又ハ取締右法令ハ酒精及酒精飲料竝ニ阿片、「可カ」葉、此等ノ誘導體及共ノ他ノ麻薬類ノ輸入、輸出及販賣ヲ禁止又ハ制限スル法令ヲ含ムモノトス

(二) 兵器及軍需品並ニ非常ノ場合ニ於テハ其ノ他ノ軍用資材ノ販賣又ハ取引ニ對スル禁止又ハ制限尙右ニ關シ締約國ノ一方ガ戰爭中ノ場合ハ該國家ノ利益ノ爲必要ナルベキ輸入又ハ輸出ノ制限ヲ行ヒ得ルモノトス

(三) 動植物ノ生命ヲ病疫、有害ナル寄生物又ハ絶滅ヨリ保護センガ爲必要ナル禁止又ハ制限

(四) 生産又ハ賣買ガ當該國內ニ於テ國又ハ其ノ監督ニ依ル專賣タリ又ハ今後專賣タルコトアルベキ物品ニ對スル禁止又ハ制限

(五) 國内ニ於ケル生産、販賣又ハ輸送ガ國內法ニ依リ禁止セラレ又ハ制限セラレタル内國品ト同様ノ物品ニ對スル禁止又ハ同様ノ制限

第九條 締約國ハ物品ノ通過ニ對シ設ケラルル禁止又ハ制限ニ依リ兩國間ノ相互ノ通商ヲ妨ゲザルコトヲ約ス但シ均シク一切ノ國ニ對シ又ハ同様ノ條件ノ存スル國ニ對シ適用セラルベキ左ノ例外ハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 公安又ハ公衆衛生ノ理由ニ依ル禁止又ハ制限

(二) 非常ノ場合ニ於ケル兵器及軍需品ノ賣買又ハ取引ニ對スル禁止又ハ制限

(三) 動植物ノ生命ヲ病疫、有害ナル寄生物又ハ絶滅ヨリ保護センガ爲必要ナル禁止又ハ制限

第十條 締約國ノ一方ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ガ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問ハズ課セラルル所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ稅金ヲ課セラルルコトナカルベシ

締約國ノ一方ノ領域内ニ於テハ他方ノ領域ニ輸出セラルル物品ニ關シ別國ニ輸出セラルル同種ノ物品ニ關シテ支拂ハレ又ハ支拂ハルルコトアルベキ所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ稅金、租稅若ハ課金ヲ課スルコトナカルベシ

第十一條 國、地方廳又ハ團體ノ利益ノ爲ニ課セラルル内國稅ニシテ締約國ノ何レカノ一方ノ領域内ニ於ケル物品ノ生産、製造又ハ消費ニ影響シ又ハ影響スルコトアルベキモノハ何等ノ理由ヲ以テスルモ他方ノ領域ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニ對シ内國產ノ同様ノ物品ニ對スルヨリモ高キカ又ハ重キ負擔タルコトヲ得ザルベシ

第十二條 締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ通過稅 庫入、便益、商品ノ検査及評價並ニ戻稅ニ關スル一切ノ事項ニ付内國ノ臣民ト全ク均等ノ待遇ヲ享受スベシ

第十三條 締約國ノ一方ノ臣民タル商工業者ハ他方ノ領域内ニ於テ自ラ行フト又ハ旅商ニ依リテ行フト間ハ茲見本ヲ携帶シ又ハ携帶セズシテ買入ヲ爲シ又ハ註文ヲ取集ムルコトヲ得又右商工業者及其ノ旅商ハ斯ク買入ヲ爲シ及註文ヲ取集ムルニ當リ課稅及便益ニ關シ最惠國待遇ヲ享受スベシ

前記ノ目的ヲ以テ見本トシテ輸入セラルル物品ハ其ノ再輸出セラルルコト又ハ法令ニ依リ認メラレタル期間内ニ再輸出セラレザル場合ニ正規ノ課金ノ支拂ハルルコトヲ確保スル爲制定セラレタル稅關ノ規則及手續ニ從フニ於テハ各締約國ニ於テ一時無稅輸入ヲ許可セラルベシ但シ右特權ハ物品ニシテ其ノ數量若ハ價格ニ微シ見本ト認ムルコト能ハザルモノ又ハ其ノ性質上再輸出ノ際同一物ナルコトヲ認識スルコト能ハザルモノニ及ブコトナカルベシ見本ガ無稅輸入ヲ許可セラルベキモノナリヤ否ヤノ問題ノ決定ハ何レノ場合ニ於テモ輸入ノ行ハル地ノ權限アル官憲ノ權内ニ專屬ス

第十四條 締約國ノ一方ノ稅關官憲ガ輸出ノ際前條ニ掲ゲラルル見本上ニ施シタル記號、極印又ハ印章及右稅關官憲ノ發給ニ係リ右見本ニ付テノ詳細ナル説明ヲ記載セル公ノ證明アル見本目錄ハ右見本ノ見本トシテノ性質ヲ確認シ且右見本ニ對スル検査ヲ免除スルモノトシテ他方ノ稅關官吏ニ依リ相互的ニ承認セラルベシ但シ提出セラレタル見

本ガ目錄ニ列舉セラルル見本ナルコトヲ確證スルニ必要ナルコトアルベキ範圍内ノ検査ハ此ノ限ニ在ラズ尤モ締約國ノ一方ノ稅關官憲ハ右見本ニ補足的記號ヲ施スル必要アリト認ムルコトアルベキ特別ノ場合ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得

第十五條 商工業者及旅商ノ要スルコトアルベキ身分證明書ヲ發給スルノ權限アリト締約國ノ一方ノ領域内ニ於テ認メラル機關ハ他方ニ依リ右事項ニ關シ權限アル機關トシテ承認セラルベシ

各締約國ハ右證明書ヲ發給スルノ權限アル機關及所要ノ様式ヲ他方ニ通知スベシ

第十六條 締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ其ノ國ニ施行セラルル法令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ於テハ特許・商標・意匠並ニ文學的及美術的著作權ニ關シ内國ノ臣民ト同一ノ権利ヲ得

第十七條 締約國ノ一方ノ法令ニ從ヒ既ニ設立セラレ又ハ今後設立セラルベキ有限責任及其ノ他の會社及組合ハ他方ノ領域内ニ於テ右他方ノ法令ニ從ヒ權利ヲ行使シ且原告又ハ被告トシテ裁判所ニ出頭スルコトヲ得

締約國ノ一方ノ法令ニ從ヒ設立セラル會社及組合ハ他方ノ裁判所ニ申出ヅルニ付右他方ノ内國ノ會社及組合又ハ最惠國ノ會社及組合ニ課セラレザル何等ノ條件又ハ要件ヲ課セラルコトナカルベシ

前記ノ會社及組合ハ當該國ニ施行セラルル法令ニ從フニ於テハ動產ノ取得及占有並ニ各種財產ノ處分ニ關シ内國ノ會社及組合ニ與ヘラル所ト同一ノ待遇ヲ享受スベシ且右會社及組合ハ不動產ノ取得及占有ニ關シ相互主義ニ依リ最惠國待遇ヲ享受スベシ尙前記會社及組合ハ公ノ秩序ニ關スル法令ニ從フニ於テハ各種ノ商業及產業ニ從事スル權利ニ關シ最惠國ノ同様ノ會社及組合ニ許與セラレ又ハ許興セラルルコトアルベキ所ト同一ノ權利及特權ヲ享有スルモノトス

第十八條 締約國ノ一方ハ適法ニ輸入セラレ又ハ輸出セラレ得ベキ一切ノ商品ノ輸入又ハ輸出及各自ノ領域ヨリノ又ハ之ニ向フ旅客ノ運送ニシテ他方ノ船舶ヲ以テスルモノヲ許スベシ又右船舶並ニ其ノ載貨及旅客ハ内國ノ船舶並ニ其ノ載貨及旅客又ハ最惠國ノ船舶、載貨及旅客ト同一ノ特權ヲ享有スベク又之ニ課セラル所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ何等ノ税金、課金、又ハ制限ヲ課セラルコトナカルベシ

第十九條 兩締約國ノ港、泊渠、船渠、碇泊所又ハ河川ニ於ケル船舶ノ出入、繫留及貨物積卸ニ關スル一切ノ事項ニ付テハ締約國ノ意嚮ガ此等ノ事項ニ付テモ兩國ノ船舶ニ對シ最惠國ノ船舶ニ許興セラル待遇ヲ興フルニ在ルヲ以テ他方ノ締約國ノ船舶ニ均シク許興スルニ非ザル何等ノ特權ヲ第三國船舶ニ許興スルコトナカルベシ

第二十條 政府、官公吏、私人、團體若ハ各種營造物ノ名義ヲ以テ又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラル順稅、港稅、水先案内料、燈臺稅、檢疫費其ノ他性質又ハ名稱ノ如何ニ拘ラズ之ト同様ノ又ハ之ニ該當スル稅金ノ同様ノ場合ニ同一ノ條件ヲ以テ均シク最惠國ノ船舶ニ課セラルモノニ非ザレバ締約國ノ一方ノ領域内ノ港ニ於テ他方ノ船舶ニ課セラルコトナカルベシ右均等ノ待遇ハ各締約國ノ船舶ニ對シ其ノ何レノ港又ハ場所ヨリ到リ又何レノ場所ニ往クヲ問ハズ相互ニ適用セラルベシ

第二十一條 締約國ノ一方ノ軍艦又ハ商船ニシテ天候ニ依リ又ハ其ノ他ノ危難ノ爲已ムヲ得ズ他方ノ港ニ避難スルモノハ其ノ地ニ於テ修繕ヲ爲シ一切ノ需要品ヲ求メテ出港スルコトヲ得ベク内國船舶ノ支拂フ所ト異ル何等ノ稅金ヲ徵收セラルコトナカルベシ但シ商船ノ船長ガ費用ヲ支拂スル爲其ノ積荷ノ一部ヲ處分スルノ必要アル場合ニハ寄港地ノ規則及稅法ニ從フコトヲ要ス

締約國ノ一方ノ軍艦又ハ商船ガ他方ノ沿岸ニ於テ擱坐シ又ハ難破シタルトキハ地方廳ハ當該地方又ハ最近地ニ駐在

スル他ノ一方ノ領事官ニ對シ直ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

右擱坐シ又ハ難破シタル船舶及其ノ一切ノ部分、備附品、附屬品並ニ該船舶ヨリ救上ガラレタル一切ノ貨物及商品（海中ニ投下セラレタルモノヲ含ム）又ハ此等物品中賣却セラレタルモノアル場合ノ所得金ハ右擱坐シ又ハ難破シタル船舶内ニ發見セラレタル一切ノ書類ト共ニ所有者又ハ其ノ代理人ヨリ要求アリ次第之ヲ引渡スベシ

右所有者又ハ其ノ代理人現場ニ在ラザルトキハ前記ノ財産又ハ其ノ賣得金及該船舶内ニ發見セラレタル書類ハ難破又ハ擱坐ノ生ジタル國ノ法令ニ定ムル期間内ニ難破シ又ハ擱坐シタル船舶ノ屬スル締約國ノ當該領事官ヨリ請求アルトキハ右領事官ニ之ヲ引渡スペク右領事官、所有者又ハ其ノ代理人ハ内國船舶ノ難破又ハ擱坐ノ場合ニ於テ支拂フベキ救助費其ノ他ノ費用ト共ニ財產ノ保存ノ爲要シタル費用ノミヲ支拂フベシ
難破シ又ハ擱坐シタル船舶ヨリ救上ガラレタル貨物及商品ハ消費ノ爲ニ引取ラザル限り一切ノ關稅ヲ免除セラルベク消費ノ爲ニ引取ラル場合ニハ通常ノ關稅ヲ納付スベキモクトス

締約國ノ一方、臣民ニ屬スル船舶ガ他方ノ領域内ニ於テ天候ニ依リ避難シ、擱坐シ又ハ難破シタル場合ニ所有者ハ其ノ代理人不在ナルカ又ハ現場ニ在ルモ其ノ請求アルトキハ該船舶ノ屬スル締約國ノ當該領事官ハ自國ノ臣民ニ必要ナル援助ヲ與フルガ爲關稅スルコトヲ得ベシ

第二十二條 締約國ノ一方ノ軍艦ハ別國ノ軍艦ガ出入スルコトヲ得ベキ他方ノ港及場所ニ入り、碇泊シ及修繕ヲ爲スコトヲ得右軍艦ハ別國ノ軍艦ト同一ノ規則ニ服従シ且別國ノ軍艦ニ現ニ許興セラレ又ハ今後許興セラルコトアルベキ所ト同一ノ榮譽、利益、特權及免除ヲ享受ベシ

第二十三條 締約國ノ一方ノ定期郵便運送ノ任務ニ當ル船舶ハ他方ノ領水内ニ於テ同様ノ最惠國ノ船舶ニ許興セラル

ル所ト同一ノ特別ノ便益特權及免除ヲ享受スベシ

第二十四條 締約國ノ一方ノ領事官ニシテ他方ノ領域内ニ駐在スルモノハ自國ノ船舶ヨリノ脱船者ノ回收ニ關シ地方廳ヨリ法ノ認ムル援助ヲ受クルモノトス

右規定ハ脱船地ノ國ノ臣民ニ關シテハ之ヲ適用セザルモノトス

第二十五條 締約國ノ一方ハ他方ノ領域内ニ於テ別國ノ領事官ノ駐在ヲ許サレタル都市及港ニ駐在セシムル爲總領事領事副領事其ノ他ノ領事官又ハ領事事務官ヲ任命スルコトヲ得

尤モ右領事官及領事事務官ハ其ノ駐在國政府ノ承認及許可ヲ得タル後ニ非ザレバ其ノ職務ヲ執行スルコトヲ得ザルモノトス

右領事官及領事事務官ハ相互主義ニ依リ最惠國ノ領事官ニ許與セラレ又ハ許與セラルルコトアルベキ一切ノ職權ヲ行使シ且一切ノ榮譽、特權、特典及免除ヲ享受スベシ

第二十六條 締約國ノ一方ノ臣民ガ他方ノ領域内ニ於テ死亡シタル場合ニ知レタル相續人又ハ死者ノ指定シタル遺言執行人其ノ死亡シタル國ニ在ラザルトキハ當該地方廳ハ直ニ之ヲ最近地ニ駐在スル死亡者所屬國ノ領事官ニ通知シ速ニ利害關係者ニ必要ナル通知ヲ得スコトヲ得シムベシ

締約國ノ一方ノ臣民ガ他方ノ領域内ニ於テ死亡シタル場合ニ死亡者ノ本國ノ法令ニ依リ相續財產ヲ收受管理スルノ権利ヲ有スル者其ノ死亡シタル地ニ在ラザルトキハ死者所屬國ノ當該領事官ハ必要ナル手續ヲ履行シタル上右死亡者財產所在地ノ法令ノ定ムル方法及制限ニ從ヒ該相續財產ヲ保管管理スルコトヲ得

締約國ノ一方ノ臣民ガ他方ノ領域外ニ於テ死亡シタルモ該領域内ニ財產ヲ所有セル場合ニ相續財產ヲ收受管理スル

ノ權利ヲ有スル者右財產所在地ニ在ラザルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十七條 兩締約國ノ沿岸貿易ハ本條約ノ規定スル限り在ラズ各日本國法令及暹羅國法令ノ定ムル所ニ依ル但シ締約國ノ一方ノ臣民及船舶ハ此ノ點ニ關シ他方ノ領域内ニ於テ最惠國待遇ヲ享受スベキモノトス
尤モ日本國船舶及暹羅國船舶ハ外國ヨリ積載シ來リタル旅客又ハ貨物ノ全部又ハ一部ヲ陸揚センガ爲或ハ外國ヲ目的トスル旅客又ハ貨物ノ全部又ハ一部ヲ積載センガ爲一ノ港ヨリ他ノ港ニ航行スルコトヲ得ベシ
又締約國ノ一方ノ沿岸貿易内國船舶ニ全然留保セラルル場合ニ他ノ一方ノ船舶ニシテ右留保セラレタル沿岸貿易ノ區域外ニ在ル地トノ貿易ニ從事スルモノハ該區域外ノ地ヨリ來リ又ハ之ニ到ルベキ通シ切符ヲ所持スル旅客又ハ通シ船荷證券ヲ有スル商品ヲ前記締約國ノ一方ノ領域ノ二港間ニ運輸スルコトヲ禁止セラレザルベク且右運輸ニ從事スルニ當リ該船舶及其ノ貨物ハ本條約ノ規定スル特權ヲ總テ享有スルモノトス

第二十八條 本條約中最惠國待遇ニ關スル規定ハ左ノ事項ニハ適用ナシ

(一) 締約國ノ何レカノ一方ニ依リ其ノ接壤國ニ對シ國境ノ兩側ノ限ラレタル地帶内ニ於ケル國境貿易ヲ便ナラシム目的ヲ以テ許與セラレ又ハ許與セラルルコトアルベキ恩典、利益及特權

(二) 關稅同盟ニ基キ第三國ニ對シ許與セラレ又ハ今後許與セラルルコトアルベキ恩典、利益及特權

(三) 二重課稅ヲ避クル爲第三國ニ對シ約定ニ依リ許與セラレ又ハ許與セラルルコトアルベキ恩典利益及特權

(四) 海ヨリ航行シ得ザル國境水路ノ航行又ハ使用ニ關シ接壤國ニ對シ許與セラレ又ハ今後許與セラルルコトアルベキ恩典、利益及特權

(五) 締約國ノ内國漁業ノ產物ニ與ヘラレ若ハ與ヘラルルコトアルベキ待遇又ハ締約國ノ一方ニ依リ其ノ國ノ附近

ニ在ル外國領水ニ於テ取得セラルル魚類及クノ他ノ水產物ニ對シ許與セラルル關稅上ノ特別恩典

第二十九條 本條約ノ規定ハ締約國ノ何レカノ一方ニ屬シ又ハ其ノ管治スル一切ノ地域及屬地ニ適用セラルベシ

第三十條 本條約ハ其ノ效力發生ノ日ヨリ五年間引續キ效力ヲ有スベシ

締約國ノ何レノ一方モ本條約ヲ終了セシムルノ意思ヲ右期間滿了ノ十二月前ニ通告セザル場合ニハ本條約ハ締約國ノ何レカノ一方ガ之ガ廢棄ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ一年ノ期間ノ滿了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベシ

第三十一條 本條約ハ批准セラルベク且其ノ批准書ハ成ルベク速ニ「バンコツク」ニ於テ交換セラルベシ本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ效力ヲ發生スベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印ス

昭和十二年十二月八日即チ佛曆二千四百八十年九月八日、西曆一千九百三十七年十二月八日「バンコツク」ニ於テ英吉利語ヲ以テ本書二通ヲ作成ス

村 井 倉 松(印)
ルアン、プラディット、マヌータム(印)

最 終 議 定 書

本日日本國及暹羅國間ノ友好通商航海條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ通協定セリ

一 本條約中ノ規定ハ兩國ノ一方ニ於テ實施セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ歸化、移民及公ノ秩序ニ關スル法令ニ何等影響ヲ及ボシ、之ニ代り又ハ之ヲ變更スルコトナシ但シ右法令ハ特ニ他方ノ臣民ヲ目的トセル差別待遇ノ

手段タラザルコトヲ條件トス

二 本條約ニ於ケル最惠國待遇ノ條項ハ明ニ別段ノ規定ナキ限り即時且無條件ト解スベキモノトス

三 締約國ノ一方ノ内國漁業ハ當該國ノ法令ニ依リ律セラレルベシ但シ此ノ點ニ關シ締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ノ領域内ニ於テ別國ノ臣民又ハ人民ニ許與セラルルコトアルベキ所ト同一ノ權利及特權ヲ享有スルモノトス

四 本條約第二條ノ規定ニ關スル一切ノ事項ニ付締約國ノ一方ノ臣民ハ他方ニ依リ別國ノ臣民又ハ人民ヨリ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

五 物品ノ輸入又ハ輸出ニ對シ何等カノ形式ニ依ル量的制限ガ設定セラルル場合ニハ締約國ノ一方ハ他ノ一方ノ領域ヨリノ輸入又ハ右領域ヘノ輸出ニ對シ右制限セラレタル物品ノ輸入又ハ輸出ノ許可量ノ衡平ナル割當ヲ許與スルモノトス

ルベシ

六 締約國ノ一方ノ領域ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ニシテ他方ノ領域ヲ通過スルモノハ千九百二十一年四月二十日、「バルセロナ」ニ於テ締結セラレタル通過ノ自由ニ關スル條約及規程中ニ規定セラレタル所ニ從ヒ通過稅ヲ免除セラルベシ

七 本條約第十一條ノ規定ハ締約國ノ一方ガ販賣認可料ノ徵收ニ當リ輸入火酒類ト國ガ製造シ又ハ國ノ認可ニ依リ製造セラレタル火酒類トノ間ニ異レル料金ヲ課スルヲ妨げザルモノトス

八 本條約中最惠國待遇ニ關スル規定ハ日本國ニ依リ滿洲國ニ於テ生産又ハ製造セラルル物品ニ對シ許與セラルルコトアルベキ關稅率ニ關スル恩典、利益又ハ特權ニ適用ナキモノトス

本議定書ハ本日署名セラレタル友好通商航海條約ノ批准ニ依リ批准セラレタルモノト看做サルベク且右條約同一ノ

存續期間ヲ有スペシ
右證據トシテ下記ノ全權委員ハ之ニ署名調印ス

昭和十二年十二月八日即チ佛曆二千四百八十年九月八日、西曆一千九百三十七年十一月八日「バンコツク」ニ於テ本書
二通ヲ作成ス

交換公文(一)

村井倉松(印)
ルアン、プラディット、マヌータム(印)

(來翰譯文)

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル友好通商航海條約第十六條ニ關シ本大臣ハ閣下ニ對シ左記即チ暹羅國政府ハ既ニ文學的及美術的著作物保護ニ關スル國際條約ニ加入シ居ル旨、暹羅國政府ハ出來得ル限り速ニ工業所有權保護ニ關スル國際條約ニ加入スル意思ヲ有スル旨及暹羅國政府ハ本條ニ規定セラレタル權利ノ保護ノ爲必要ナル措置ヲ執ルニ當リテハ此等條約ニ依ルト他ノ方法ニ依ルトヲ問ハズ別國ノ臣民又ハ人民ヲ利スル爲ニ日本國臣民ニ對シ差別待遇ヲ爲ザル旨ヲ通知スルノ光榮ヲ有シ候

本大臣ハ茲ニ重テ貴公使ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百三十七年十二月八日「バンコツク」外務省ニ於テ

外務大臣 ルアン、プラディット、マヌータム

在「バンコツク」

大日本帝國特命全權公使

村井倉松閣下

(往翰譯文)

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル友好通商航海條約第十六條ニ關シ閣下ハ本使ニ對シ暹羅國政府ハ既ニ文學的及美術的著作物保護ニ關スル國際條約ニ加入シ居ル旨、暹羅國政府ハ出來得ル限り速ニ工業所有權保護ニ關スル國際條約ニ加入スル意思ヲ有スル旨及暹羅國政府ハ本條ニ規定セラレタル權利ノ保護ノ爲必要ナル措置ヲ執ルニ當リテハ此等條約ニ依ルト他ノ方法ニ依ルトヲ問ハズ別國ノ臣民又ハ人民ヲ利スル爲ニ日本國臣民ニ對シ差別待遇ヲ爲ザル旨本日附貴翰ヲ以テ御通知相成承致候

本使ハ茲ニ重テ貴大臣ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十二年(千九百三十七年)十二月八日「バンコツク」日本國公使館ニ於テ

大日本帝國特命全權公使 村井倉松

在「バンコツク」

暹羅國外務大臣

「ルアン、プラディット、マヌータム」閣下

交換公文(二)

(往翰譯文)

以書翰啓上致候陳者本使ハ千九百二十四年三月十日「バンコツク」ニ於テ日本國及暹羅國間ニ署名セラレタル議定書

ニ關シ本國政府ハ左記即チ本日署名セラレタル友好通商航海條約ノ效力發生ノ日ヨリ千九百二十四年三月十日「バンコツク」ニ於テ署名セラレタル日本國臣民又ハ同國ノ保護ヲ享クベキ個人、法人、會社若ハ組合ガ當事者タル事件ニ關スル議定書ハ效力ヲ失フベキコトニ同意スル旨閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候
本使ハ茲ニ重テ貴大臣ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十二年（千九百三十七年）十二月八日「バンコツク」日本國公使館ニ於テ

大日本帝國特命全權公使 村 井 倉 松

在「バンコツク」

羅遜國外務大臣

「ルアン、プラディット、マヌータム」閣下

（來翰譯文）

以書翰啓上致候陳者千九百二十四年三月十日「バンコツク」ニ於テ遜羅國及日本國間ニ署名セラレタル議定書ニ關シ
貴國政府ハ左記即チ本日署名セラレタル友好通商航海條約ノ效力發生ノ日ヨリ千九百二十四年三月十日「バンコツク」
ニ於テ署名セラレタル日本國臣民又ハ同國ノ保護ヲ享クベキ個人、法人、會社若ハ組合ガ當事者タル事件ニ關スル議
定書ハ效力ヲ失フベキコトニ同意スル旨閣下ハ本日附貴翰ヲ以テ本大臣ニ御通知相成敬承致候
本大臣ハ茲ニ重テ貴公使ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百三十七年十二月八日「バンコツク」外務省ニ於テ

外務大臣 ルアン、プラディット、マヌータム

在「バンコツク」

大日本帝國特命全權公使

村 井 倉 松 閣 下

交 換 公 文 (三)

（來翰譯文）

以書翰啓上致候陳者本日遜羅國及日本國間ニ署名セラレタル友好通商航海條約第一條ニ關シ本大臣ハ本條第一項ノ
「當該國ノ法令ニ從フニ於テハ」ナル字句ハ同條ノ同項ニ續ク各項ニ掛ルモノナリトノ本大臣ノ了解ヲ閣下ニ於テ日本
國政府ノ爲ニ確認セラレンコトヲ要求スルノ光榮ヲ有シ候

本大臣ハ茲ニ重テ貴公使ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百三十七年十二月八日「バンコツク」外務省ニ於テ

外務大臣 ルアン、プラディット、マヌータム

在「バンコツク」

大日本帝國特命全權公使

村 井 倉 松 閣 下

（往翰譯文）

以書翰啓上致候陳者本日日本國及遜羅國間ニ署名セラレタル友好通商航海條約第一條ニ關スル本月八日附貴翰ニ對シ
本使ハ本條第一項ノ「當該國ノ法令ニ從フニ於テハ」ナル字句ハ同條ノ同項ニ掛ルモノナリトノ閣下ノ了

解ヲ本国政府ノ爲ニ確認スルノ光榮ヲ有シ候

本使ハ茲ニ重テ貴大臣ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十二年（千九百三十七年）十二月八日「バンコツク」日本國公使館ニ於テ

大日本帝國特命全權公使

村 井 倉 桓

在「バンコツク」

暹羅國外務大臣

「ルアン、ラディット、マヌーラム」閣下

廣田外相に對する暹羅國外相のメツセージ

暹羅國ノ全主權ヲ回復シ相互主義、和平及ビ互惠ヲ基礎トシテ、日暹國交ヲ樹立セントスル日暹友好通商航海條約ノ批准交換ニ際シ、本大臣ハ閣下ニ對シ暹羅國政府ヲ代表シテ貴國政府方交渉中絶エズ示サレタル同情及ビ理解ニツキ深謝ノ意ヲ表セントス、本大臣ハ新條約ガ幸ヒニ兩國間ニ存在スル友好關係ノ強固ニ寄與スペキラ信ジ、アハセテコノ機會ニ閣下ニ對シ帝國ノ不斷ノ繁榮ニ對スル暹羅國政府ノ眞摯ナル希望ヲ述ブルヲ欣快トスルモノナリ

暹羅國外相に對する廣田外相のメツセージ

暹羅國ガ一切ノ方面ニオイテ示セル顯著ナル進歩ヲ實證シ同時ニ日暹兩國ノ傳統的友好關係ノ増進ヲ確證スル日暹友好通商航海條約批准交換ノ好機ニ際シ、本大臣ハ日本國政府ヲ代表シ、閣下ヲ通じ暹羅國政府ニ對シ帝國政府ノ深甚ナル祝意ヲ表彰スルモノナリ、本大臣ハコノ機會ニ暹羅王國ノ悠久ノ繁榮ニ對スル日本國政府及ビ國民ノ眞摯ナル期待ヲ暹羅國政府及ビ國民ニ對シ表スルモノナリ

○暹羅國々務總理の議會に於ける施政方針演説

舊曆二十三日バホン内閣の成立後總理ビヤ・バホン氏は、政府に對する議會の信任を問ふ爲め、其の施政方針に関する演説を爲したるが、該演説は同國の最近に於ける政治經濟の動向を知るに便なるものであるから、左に其の演説の譯文を掲載する。

「バホン」國務總理ノ施政方針演説

現政府ハ憲法制定ニ當リ採ラレタル六大政綱即チ獨立、内治、經濟、權利ノ平等、自由及教育ノ強化促進ヲ其ノ政策トス。權利ノ平等及自由ニ關スル原則ハ既ニ憲法ノ條項ニ明カニセラレ居リ。

獨立

獨立ノ原則ハ政治、經濟及司法ノ三者ニ關シ樹立セラレ居レリ。
政府ハ諸外國トノ條約ヲ改訂シ、我ガ自由ニ對スル制限ヲ除立シ、且ツ外國トノ友好關係ヲ增進スルコトニ依リ、我國國際的地位ヲ向上セシメントス。

國防ニ關シテハ陸海空軍ヲシテ國防軍トシテ適當ナル保障ト實力ヲ有セシメントス。經濟ニ關シテハ經濟原則ノ項ニ於テ詳説スベキモ、唯財政ニ就イテ茲ニ一言センニ、政府ハ歲出入ノ均衡並ニ現行法ニ據ル通貨ノ價值ヲ維持セ

ントス。主要ナル課稅ノ問題ニ關シテハ稅制改正ニ關スル法律案ヲ佛曆二四八年中ニ提出スル豫定ナリ。司法裁判所ニ關シテハ判事ノ地位ヲシテ其ノ法規ニ據ル審理、判決ニ關スル獨立ニ適當ナラシムル様保障シ、且ツ裁判所ノ審理、判決、竝ニ判決ノ施行ヲ迅速ナラシメ、以テ國民ヲシテ不必要ナル遲滯ニ困惑セシメザル様嚴重ニ指導セントス

内治ノ原則

一、國內治安ノ維持

犯罪ニ關シテハ其ノ防壓方充分ニ手配シ、殊ニ其ノ豫防ニ留意シ、犯罪豫防施設ヲ改革シ、之ニ依リ地方諸官廳ヲシテ地方ノ開發ヲ計ラシメ、國民ノ道義心ノ涵養並ニ生活ノ向上ヲ促進スルコトニ依リ、積極的效果ヲ納ム様國民ヲ指導セシム可シ。又關係官吏ノ能率ヲ改善シ、中央地方兩警察間ノ密接ナル聯絡協力ヲ保タシメ、警察力ノ質及量ヲ強化シテ事態ノ必要ニ善處セシメントス。

二、地方自治制

政府ハ左ノ施設ヲナシテ地方自治制ノ改善ヲ行ハントス。

イ、自治體ヲシテ地方官廳ト充分聯絡協調ヲ保チ得ル様關係諸法規ノ改正ヲ行ハントス。

ロ、漸次自治體ノ増設ヲ行ハントス。

ハ、自治體ニ對シ資金及職員ヲ貸與スルコトニ依リ共公事業ヲ施設經營シ得ル様援助セントス。

三、監獄

現内閣ハ前内閣ノ計畫セル事業ヲ促進スベシ。即チ在監人道義心ノ涵養、常習犯在監人ニ對スル職業訓練、「セルメント」ノ設立、或ル種ノ兒童ニ對スル職業教育所ノ設置ヲ行ハントス。右ノ外更ニ次ノ施設ヲ行ハントス。

四、公衆衛生

イ、疾病治療、必要ニ成ジ各地ニ診療所ヲ新設シ、地方民ノ疾病治療ノ利便ヲ増進セントシ、且ツ邊地ノ部落ニ對スル一層ノ醫事補助ヲ供與セントス。

ロ、母性及兒童保護ノ爲、各縣中央診療所ニ對シ看護婦ヲ增派シ、又農村ニ於ケル產科開業醫ニ對スル講習ヲ開始セントス。

ハ、重要疾病ニ對スル防疫「マラリヤ」癲病、精神病、肺病其ノ他「チブス」、虎烈刺、赤痢ノ如キ傳染性腸疾病ニ對スル防疫事業ヲ強化セントス。

ニ、一般公衆衛生、殊ニ農村ニ於ケル衛生狀態ヲ改善シ、又自治體ニ於ケル衛生行政ノ改善ヲ援助セントス。

經濟原則

國家經濟ニ關スル原則ニ就テハ、政府ハ國家的繁榮ノ手段トシテ財富ノ蓄積ノ爲、農商工各業ニ對スル國民ノ就業

ヲ促進セントス。但シ右ノ計畫ハ凡テ左ノ條件ニ準據スルモノトス。

一、財產、私有權及職業ノ自由ハ法律ノ規定ヲ尊重シテ之ヲ實施スベシ。

二、國際條約ヲ尊重スベシ。

三、現下ノ情勢ノ下ニ國家ノ必要トスル所ハ之ヲ斟酌シ、又國家的利益ハ先考慮セラルベキモノトス。

四、或種ノ公益事業ハ政府ノ統制ニ屬セシメ、公益法人ヲ組織シテ會社又ハ個人ト協力セシメ、又或種ノ事業ニシテ政府ノ直營ヲ必要トスルモノハ政府自身之ヲ經營スベシ。

五、公益ニ屬セザル事業ハ國民自身之ヲ經營セシム。然シ乍ラ國家的重要性ヲ持ツ事業ニ對シテハ政府ハ之ヲ指導シ又ハ補助乃至協力ヲ與フベシ。但シ政府ニ於テ適當ト認ムルトキハ斯事業ヲモ會社又ハ個人ノ經營ニ委スベシ

農業

農業ニ關シテハ試驗ヲ了セル農產物ノ量及質ノ改良ヲ企圖シ、以テ經濟的耕作ノ價值ヲ國民ニ諒解セシメ、且ツ人民ノ職業ノ分野ヲ擴大スル爲ノ施設ヲ開始スベシ。

一、何レノ栽培ガ適當ナルカヲ知ル爲、各地方ノ土壤調査ヲ行ハントス。栽培ノ適否ガ試驗ニ依リ判明シ、生産ノ成功ガ見込み付グラレタル場合ハ、栽培ノ成功ヲ確實ナラシムル爲、當該土地ノ開發ニ對シ人民ヲ適切ニ指導スベシ。

二、農耕及家畜試驗場ヲ擴張スベシ。

三、既ニ調査ヲ了セル沼澤地ヲ養魚場トシテ利用開發シ、又海水漁業ノ能率ヲ向上セシメントス。

四、未完成灌漑工事ヲ完成セシメ、更ニ必要ニ應ジ灌漑施設ヲ擴張スベシ、又交通機關ハ農耕ト通商ニ對スル、ヨ

リ大ナル便宜ヲ得セシムル様施設スベシ。

五、農耕用及私有用トシテ政府ノ開拓セル原野ノ占有ニ關スル規則ヲ制定スベシ。

六、暹羅國籍人ヲシテ鑄業ニ關シ知識、經驗竝ニ之ヲ尊重スルコトヲ會得セシムル様獎勵、訓練スベシ。

七、造林ノ學術的原理ニ準リ、森林、量及質の保存竝ニ開發方法ヲ改善セントス。

八、信用組合事業ヲ擴張シ、又必要ニ應ジ關係團體ノ資力及能率ノ許ス範圍ニ應ジ、他ノ種類ノ共同組合ヲ組織スベシ。

九、共同組合事業ノ資金調達ノ爲中央信用機關ヲ創設セントス。

經濟

一、農耕及鑄業ヲ發達セシメテ富及貨幣資源ヲ造ラントス。

二、重要生産物又ハ通商ヲ發達セシメントス。

三、國民ヲシテ生業トシテノ商業ヲ尊重スル様指導シ、又彼等ニ對シ商業ヲ經營スル爲ノヨリ大ナル機會ヲ與フ可シ。

四、海外ヨリノ國家收入増進ノ途ヲ計ル可シ。

五、國產原料品ノ加工々場ヲ開設スベシ。

六、水陸交通機關ヲ改善シ、便宜ト迅速トヲ得ルニ努ムベシ。又國產品輸出ノ增進ヲ計ルベシ。

七、鐵道ノ運輸能率ヲ增進スベシ。

八、交通施設ヲ擴張シヨリ大ナル利便ヲ計ルニ努ムベシ。

九、物産ノ國內及國外市場ヲ開拓スベシ。

十、國民ノ貯蓄心ヲ養成セシムベシ。

教育原則

政府ハ國民各個人ノ素質ニ應ジ、利益アル様且ツ國家力ノ増進ニ資スル様次ノ方針ニ依リ、教育上ノ施設ヲ爲サン
トス。

一、普通教育 初等教育令ノ規定ニ基キ義務教育ヲ擴張シ、且ツ諸學校ニ對スル經費ヲ增加シ、教員ノ標準ヲ引上
グルコトニ依リ、教育ノ質ヲ向上セシメントス。義務教育以外ニ關シテハ中等教育ノ「マタヨム」最高學級ヲ各
縣ニ施設セントス。國民教育計畫ニ基キ私立學校ノ質及量ノ發達改善ヲ獎勵セントス。

二、職業教育 各地方ノ必要ニ應ジ且當該教育之實際的效果ノ點ヲ考慮シツツ、各種ノ職業、教育機關設立ノ途ヲ
講ゼントス。

三、補習教育 成年ニシテ文盲ナル者ニ對シ讀ミ書キ爲シ得セシメ、且ツ市民トシテノ義務ヲ理解セシムル爲、特
別ノ教育施設ヲ爲スニ努ムベシ。

四、高等教育ニ關シテハ必要ニ應ジ分科ヲ增設シ其ノ質及量ノ改善ヲ計ルベシ。

五、體育教育ハ各學校ニミナラズ、一般公衆ニ迄普及セシメ身心ノ向上ニ資セシムベシ。

六、暹羅美術ヲ保存向上セシメ、我文化ノ發達ニ資セシムベシ。國民ノ知識及道義心ノ向上ノ爲ノ教育手段トシテ
美術ヲ利用シ、且ツ國家經濟ノ手段トシテモ之ヲ利用スベシ。

七、宗教關係ニ就テハ宗務法ヲ時代ノ必要ニ適合スル様改訂シ、且ツ憲法ノ規定ニ從ヒ宗教ヲ保護スベシ。

○暹羅國憲法發布記念祭に於ける國務總理 並内相のラヂオ放送要旨

八、公衆道德ノ向上ヲ計ル爲、政府ハ一般民衆ノ道義心及修養心ノ養成ニ努メ、年少者ノ破廉恥行爲ノ動機ノ除去
ニ努ムベシ。

九、上述ノ教育方針ノ急速ナル具體化ヲ得ル爲、學問的及行政的能率ノ發達ヲ計ルベシ。

上述ノ原則ニ據ル國家ノ發達ハ貨幣資源及國民全體一致ノ力ニ俟タルベカラズ。殊ニ立憲主義ニ基キ國家ノ發達
ニ協力スベキ任務ヲ委嘱セラレタル人民代表議員ノ協力ニ俟ツ所多シ。依テ政府ハ議員諸君ノ協力ヲ懇請シ憲法第五
十條ノ規定ニ據リ、現政府ニ對スル議會ノ信任投票ヲ求ムモノナリ。

十二月十日盤谷に於て舉行された同國憲法發布記念祭に際し、國務總理ビヤ・バホン並に内務大臣ルアン・ダ
ムロン兩氏が爲したラヂオ放送演説は、同國一般施政の模様を知る上に参考となるものであるから、左にその要譯を
掲載する。

一、國務總理「ラヂオ」放送要旨

十二月十日ハ現内閣總辭職ヲ爲シ、憲法ノ規定ニ遵ヒ新内閣組織ノ爲大命降下アル可キノ日ニシテ、且ツ又過般選
舉セラレタル人民代表議會モ新ニ成立セラルル日ナリ。依テ余ハ此ノ機會ニ現内閣ノ爲シ來リタル施政ノ大綱ニ付説

明セントス。

一般

各省局ニ亘リ廣汎ナル官制改革ヲ行ヒ、之ニ關スル法律及勅令ヲ公布セリ。法典編纂局ノ組織ヲ改メ、司法委員會ニ對シ政府ノ議會ニ提出スル法案ヲ、其ノ提出前ニ審査スルノ職能ヲ與ヘ、且ツ同委員會ヲシテ各官廳ニ對スル法律上ノ顧問機關タラシメタリ。又各官吏ノ素質向上ノ爲ニ二個ノ文官任用ニ關スル法律ヲ公布シタリ。政府ハ「スカラーツップ」ニ依ル四名ノ官費留學生ヲ海外ニ派遣スル外、各省ノ必要ニ應ジ選拔ニ依リ留學生ヲ派遣シ得ル制度ヲ設ケタルガ、佛曆二四七八年獎學資金制度開始以來既ニ七十一名ノ留學生ヲ派遣シ、更ニ六十一名ヲ派遣セントシツツ在リ此ノ外多數ノ現職官吏ヲ視察ノ爲諸外國ニ簡派セリ。基本法典ノ編纂ハ佛曆二四七七年ヲ以テ完了セリ。政府ハ立憲政治ノ效果ヲ國民ニ諒解セシメンコトヲ欲シ、情報局ヲシテ其ノ手段ヲ講ゼシメタルガ、同局ノ設立ハ國民啓發ノ外諸外國人ニ我國ノ立場ヲ正解セシムルニ役立ツモノト信ズ。會計検査局ヲ委員會ノ組織ニ改メ、内閣ニ直屬セシムルコトトナシ、議會ニ提出スペキ各縣ノ財政事情ヲ調查編纂ノ職務ヲ有セシメ、又統計編纂ニ關スル法律ヲモ公布シリ。

國防

政府ハ資金ノ許ス限り國防施設ヲ整備シツツ在ルガ、既ニ完了セル施設ニ就テハ之ヲ國民ニ識ラシメタリ。我國ハ侵略防禦及中立、獨立維持ノ爲軍備ヲ必要トス。又青年ヲシテ國家緊急ノ秋如何ニ爲ス可キカヲ訓ユル爲、青年團ノ制度ヲ開始セリ。此ノ外國防省ニ於テヘ製紙、紡織ノ如キ産業ニモ着手セリ。

財政

我財務ハ永ク安定ヲ維持シ來リ、國庫積立金ハ佛曆二四七七年未ニ於テ五七・八百萬銖ナリシモノ、二四七八年末ニハ六四・八百萬銖、二四七九年未ニハ六七・六百萬銖ニ增加セリ。佛曆二四七五年ニハ二千萬銖ノ國債ヲ償還シ、又六分利國債ヲ四分利ノ低率ノモノニ借替フルニ成功シ、年額六十萬銖ヲ節約シ得タリ。佛曆二四七九年未ニ於ケル發行準備額ハ、發行額ニ比シ千二百萬銖多ク、殊ニ「スターイニング」準備ハ八千二百萬銖ニ達シ、前回報告當時ニ比シ二千萬銖ノ增加ナリ。各種歲入ハ順調ニ増加シツツ在リ、佛曆二四七九年ニ於ケル實收入ハ、豫算ニ比シ千六百萬銖多ク、之ニ反シ歲出實計額ハ豫算ニ比シ四百萬銖ヲ減ジタリ。人頭稅、米田稅、果樹園稅、糖參、煙草各栽培稅ヲ夫々引下ゲ、糖椰子稅ノ全廢ヲ斷行セル外、佛曆二四六九年乃至二四七五年間ノ未納諸稅ノ免除ヲナシタリ。

外交

諸外國トノ關係ハ極メテ友好ヲ維持シツツ在リ。政府ハ昨年諸外國トノ條約ヲ一齊ニ廢棄シ、獨立國家トシテ享有一ブ可キ權利ト待遇ニ於テ、諸外國ト凡テ平等トナル可キ新條約ノ締結交渉ヲ續行シ來レルガ、幸ニモ其ノ交渉ハ満足ニ進捗シ、多クハ正式調印ヲ了シタルガ、列強ハ我國ヲ諒解シ極メテ友誼的ナリキ。

農業

果樹、煙草等ノ試作ヲ行フタメ農事試驗所ヲ開設セリ。家畜飼育、種子配布、獸疫手當ノ爲「セリーム」、ワクチンノ準備ヲモ爲シ、又六十七縣ニ於テ農業品評會ヲ催シ、且農民、勞働者ニ對スル教育、衛生普及ノ施設ヲモ行ヒタリ。灌溉、溝渠ノ擴張、浚渫、水門ノ增設ヲモナシタル外、水揚「ボンブ」浚渫機等ヲ必要ニ應ジ各農村ニ貸與シ佛曆二四七九年中、之等ノ爲約十萬銖ヲ支出セリ。信用組合助成ニ努メ、其ノ新設組合數ハ佛曆二四七四年中一五〇組合ニ過ギザリシモノ、佛曆二四七九年中ニハ七七〇組合ニ達セリ。山林ノ測量ヲ行ヒ又山林學校ヲ新設セリ。國民

ノ農業ニ就クヲ獎勵スル爲、新ニ土地ニ關スル法律ヲ公布シ、又關係國ト交渉シテ我國ノ要求ニ適應スル錫ノ新生產割當率ヲ獲得セリ。

教育及宗教

初等教育ヲ全國各村ニ施行シ、又初等農業學校ヲ數ヶ所ニ開設セリ。「チユラロンコン」大學ニ工、理、文ノ正科ヲ増設シ、又法、行政、經濟、外交ノ各科ヨリ成ル文政大學ヲ新設シ、新初等教育令ヲ公布セリ。兒童遊技場ヲ開設シ、又國立運動場ノ工事ハ進捗シツツアリ。其ノ他新ニ海洋少年團ヲ組織シ、且ツ普通少年團ノ操典ヲ新ニ作リタリ。

宗教學ノ教程ヲ擴張シ、男女共之ヲ學習シ得ル組織ニ改メタリ。文化ノ向上ニ資スル爲、美術局新設ニ關スル法律ヲ佛曆二四七六年中公布シタルガ、同局ハ美術、文學、考古學、舞蹈、音樂、彫刻、繪畫、建設竝ニ博物館ノ維持改良ニ關スル事務ノ外考古物ノ保存調査、國立圖書館及地方圖書館ノ管理ニ關スル事務ヲ管掌シ居レリ。教育費ハ漸次增加シ來リ佛曆二四七五年中、三、四百萬銖ナリシモ二四八〇年ニハ千二百萬銖ニ增加セリ。

内務

内務省關係ニ於テハ警察、地方行政、自治體、公共土木、衛生及刑務等ニ關シ改善ヲ見タリ。警察官養成ニ關スル新法令公布ニ依リ其ノ訓練ハ改善セラレ、地方ノ警察力ハ之ヲ充實シメタリ。移民局ノ能率ハ新規則ノ實施ニ依リ大ニ舉リ、佛曆二四七九年中盤谷市ニ於ケル移民手數料收入ハ百七十萬銖ニ達シ、前年ニ比シ實ニ六十萬銖ヲ增加シタル程ナリ。尙各縣ニ亘り數ヶ所ノ移民検査所ヲ開設セリ。地方官「アムバー」手數料ヲ減率シ、又必要ニ應ジ救恤金ヲ支出スルコトナシタルガ、本年（二四八〇年）初五ヶ月間ニ此ノ種救恤金二十六萬銖ヲ支出シタリ。地方自治制度ノ創設ハ立憲政治組織ノ上ニ重要ナル要素ヲ爲スモノナルガ、既ニ七十九ヶ地方自治體ヲ組織シ其ノ財源ヲ得ル

爲、大藏省ヨリノ借入金並ニ車輛免許料ノ移讓等ニ關スル法律ヲ公布セリ。

過般ノ總選舉ハ新ニ制定セル直接選舉ニ依リタルモノナルガ、其ノ運用狀況ハ單ニ四ヶ年餘ノ短期間ノ民主政治經驗ヲ有スルニ過ギザル我國トシテハ充分満足ス可キモノナリキ。新國勢調查モ新聞其ノ他一般公衆ノ協力ヲ得テ満足ニ行フコトヲ得タリ。國道建設計畫ヲ樹立シ、之ガ完成ニハ八十八ヶ年、一億五千三百萬銖ヲ要スル管ナルガ、最初ノ五ヶ年間ニ於テ、三千萬銖ヲ以テ幹線道路ヲ建設スルコトナリタリ。病院ヲ增設シ、又四十ヶ所ニ對シ公衆衛生法ヲ實施セリ。「マラリヤ」ノ調査研究ヲ開始シ、同病研究ノ爲醫師ヲ外國ニ留學セシメタリ。精神病院ヲ「スラート」と「ラムバン」ノ二ヶ所ニ建設シ、又醫師法並ニ藥品販賣法ヲ新ニ公布セリ。新ニ檢事ニ關スル法律ヲ公布シ、又檢事ヲシテ常ニ新法律規則等ヲ知悉シ居ラシムル爲特ニ定期刊行物ヲ發刊セリ。

裁判所

判事其ノ他ノ任免ニ關スル舊法ヲ改メ新法律ヲ公布セリ。民事、刑事各訴訟法ノ公布ハ司法事務ノ改善ニ多大ノ貢獻ヲ爲シタリ。

經濟產業

「コンケン」鐵道ハ既ニ二百基餘ヲ延長完成シ、更ニ新線ノ工事ヲ進メ居レリ。盤谷驛及「バンジー」驛ニ於ケル配車場擴張シ、其ノ他若干ノ複線工事ヲモ爲シタリ。「バクナム」鐵道會社「コンセッション」滿期ノ爲メ鐵道局ハ同鐵道ヲ引繼經營スルコトトナリ。電話ハ自動式ニ改メタル爲メ大ニ能率ヲ學ゲ得タリ。全國ニ放送可能ナル強力ノ無電放送所ノ建設ヲ計畫中ナリ。一般ノ郵便貯金ニ對スル注意ハ昂マリ、預金高佛曆二四七五年中四百萬銖ナリシモノ二四七九年ニハ千二百萬銖ニ增加セリ。

商業營業者ノ登録ノ爲一法律ヲ公布シ、又商業及勞働一般ノ調査ヲ行ヒタリ。馬來向家畜輸出ニ便ナラシムル爲「シンゴラ」ニ家畜收容所ヲ新設セリ。香港及新嘉坡ニ貿易事務官ヲ駐在セシメタリ。暴利取締法ノ公布、經濟省ニ勞働課ノ新設、「コーラート」ニ生絲紡織試驗場ノ開設等ヲ爲シタリ。「ラムバン」ニ設立ノ製糖工場ハ這般ノ憲法祭ニ其ノ製品見本ヲ出陳販賣シ得タルハ喜ビニ堪ヘズ。副業獎勵ノ手段ヲ講ズルコトトナリ、之ガ爲製造家ト購買人トノ仲介機關トナル可キ國產物販賣所ヲ開設セリ。現在政府事業ノ最モ重要ナルモノノ一ハ新盤谷港ノ造營ニシテ目下工事ヲ進メツツ在リ。度量衡法ヲ全國ニ亘リ實施セシメタリ。製陶工業ヲ興シ獎勵シツツ在リ。民間航空ノ發達ニ資スル爲一ヶノ水上飛行場ヲ含ム十餘ノ飛行場ヲ新設セリ。領海内漁業ニ關スル法律ヲ公布シ、又船舶ノ國籍ニ關スル法律ノ制定ヲ目下考慮中ナリ。一般海運ノ便利ヲ圖ル爲メ領水内航行法及水先案内法ヲ改訂セリ。

以上ハ過去五ヶ年間ニ亘ル施政ノ極メテ概略ヲ説キタルモノナルガ、政府ハ我政治改革ヲ斷行シタル人民黨ノ樹立セル六大政綱ノ實行ニ最善ノ努力ヲ爲サンストスルモノナリ、云々。

二、内務大臣「ラヂオ」放送要旨

余ハ現政府ガ内務省關係ニ於テ遂行シ來レル施政ノ大要ニ就キ述べントス。

治安維持

犯罪ノ豫防ニ關シテハ特ニ留意シ、警察ノ組織ニ改革ヲ加ヘ且ツ南遷「シンゴラ」ニ警察官特別養成所ヲ設ケタリ。警察官數ハ公安維持ニ不充分ナリシヲ認メ、過去三ヶ年間ニ於テ佐官（註、當國警察官ノ制度ハ憲兵制度ニ類似シ、

凡テ軍人ノ階級ニ相當スル職位ヲ有ス）級一名、尉官七十七名、曹長十三名、軍曹以下二千百八十二名ノ増員ヲ行ヒ、且ツ二十八ヶ所ニ增設ノ警察署勤務ノ爲三百四名ノ巡査ヲ增加セシメタリ。佛曆二四七七年ニハ新ニ犯罪防止委員會ヲ設ケ、地方官廳ト協力シテ犯罪防止ノ爲邇切ナル措置ヲ講ゼシムルコトトセリ。

右ノ外、地方官ヲシテ、地方民ノ生計改良ノ爲ノ家畜飼育、野菜栽培等ニ關スル指導ヲナサシムル爲規則ヲ制定シ、且ツ住民ノ良風ヲ訓致シ、引イテ犯罪ノ豫防ニ資スル爲地方官ニ訓令セリ。又犯罪檢舉ニ便スル爲、警察官銃器ノ内小銃一萬、輕機關銃百五十ヲ新式ノモノト取り替ヘ、更ニ村長（カムナン）ニ區長、（ブーヤイバーン）ノ犯罪檢舉ニ對スル協力ヲ效果的ナラシムル爲彼等ニ對スル賞與資金トシテ、佛曆二四七八年ニハ五萬銖、二四七九年、二四八〇年ニハ夫々九萬銖宛ヲ計上支出セリ。地方民ノ公安維持、便宜増進ノ爲郡役所支部ヲ佛曆二四七八年中ニ三ヶ所、二四七九年中ニ二ヶ所、又二四八〇年中ニハ八ヶ所ヲ設ケ、又郡役所支部ニ獨立郡役所ニ昇格セシメタリ。又全國ニ亘リ郡縣境堢ヲ改正シ住民ノ便益ヲ計リタリ。

裁判所ニ於ケル審理ヲ容易ニスル方途トシテ、裁判所呼出シノ證人ニ對スル日當支給ノ爲之レガ經費ヲ豫算ニ計上シ、又遠隔ノ地方ヨリ出頭ノ證人ニ對シテハ縣當局ヲシテ宿舎ノ便ヲ計ラシムル様訓令セリ。犯罪數ニ就テハ佛曆二四七八年度ハ前年ニ比シ七百十八件ヲ減ジ、強盜犯ハ二四七九年度ハ前年ニ比シ二百六十八件ヲ減ジタルモ、殺人犯ハ二百六十三件ヲ增加セリ。依テ余ハ一層嚴重ナル警戒方ヲ訓令シタル結果、佛曆二四八〇年前半ニ於テ殺人犯ハ前年同期ニ比シ十七件ヲ減ジタリ。

地 方 自 治

佛曆二四七六年地方自治制ヲ法律トシテ實施以來、政府ハ銳意自治體ノ組織ニ努力シ、二四七八年全國ヲ通ジテ縣

會ノ制度ヲ樹立セリ。現在迄三縣會七十、市自治體三、町自治體七十二、村自治體(?)ノ組織ヲ了セリ。佛曆二四七七年中、地方ニ於テ自治體ノ經費ヲ得ル爲數縣ニ於テ富鐵ヲ開始シタルガ、其ノ翌年ニ至リ之ヲ凡テ中央ニ統轄シ内務省ノ監督ニ移シ、關係事務處理ノ爲委員會ヲ任命セリ。富鐵ニ依ル收入ニシテ現ニ銀行ニ預金中ノモノ及利子ハ二四七八年二〇、四六九銖、二四七九年四八八、五八二銖、二四八〇年前半一二四、〇六三銖ニ達シ、之ガ地方自治體ノ公共事業援助ノ爲配賦方ヲ考究セシム可キ特別委員會ヲ任命セリ。

國道

政府ハ國內交通機關ノ發達ヲ企圖シ、佛曆二四七七年土木局監督下ノ國道建設費トシテ百六十一萬五千銖ノ額ヲ豫算ニ計上セリ。其ノ後全國ノ國道建設計畫ヲ十八ヶ年繼續事業トシテ企畫シタルガ、一四、九〇〇基米ニ達スル國道ヲ一億五千三萬銖ヲ以テ完成セシム豫定ヲ以テ、先二四七八年國道建設令ヲ制定シ、最初ノ五ヶ年ニ三千萬銖ヲ以テ第一期計畫トシ、二四七九年之ガ事業ニ着手セリ。

公共事業ノ援助

政府ハ自治體ガ公共事業經營ニ要スル資金ヲ得ルヲ援助スル爲、佛曆二四七七年中法律ヲ制定シ、之ニ據リテ例ヘバ水道、電氣ノ如キ共公事業經營ノ爲、自治體ハ總額五十萬銖迄借入金ヲ爲スヲ得ルコトトシ、翌年ニ及ビ右借入最高限度ハ四百萬銖ニ引上げラレタリ。

右ニ依リ既ニ七ヶ所ノ自治體ガ其ノ經營準備ヲ爲シツツ在リ、又同事業擴張ノ爲三ヶ所ニ於テ發電機ヲ增設シ、一ヶ所ニ於テ目下增設ヲ計畫シ居レリ。水道事業ニ關シテハ既ニ四ヶ所ニ於テ操業シ居リ、更ニ四ヶ所ニ於テ同事業ノ爲現ニ測量ヲ行ヒ居レリ。

刑務所

在監人ニ對シ宗教々育ニ基ク懲治訓練ヲ開始シ、又典獄モ在監人ニ對スル充分ナル訓育ヲ施ス様指導サレ居レリ。佛教以外ノ宗教信者タル在監人ニ對シテモ無視スルコトナク其ノ宗教上ノ義務ヲ行フコトヲ適當ニ許容シ居レリ。又技術訓練ヲモ與ヘ居リ、其ノ他在監人ニ衛生問題ニ就テモ充分配慮シ、肺病患者ノ爲ニ特別刑務所ヲ設立シ、他ノ傳染病患者モ隔離スルコトナシタリ。

公衆衛生

盤谷中央病院ヲ擴張セル外「ウボン」、「ノンカイ」、「ナコンパノム」及「バタニー」ニ夫々病院ヲ新設セリ。既ニ總數二十一ヶ所ノ診療所ヲ開設シ、更ニ目下二ヶ所ノ開設準備中ナリ。「メコン」河上ニハ特ニ醫療設備ヲ有スル「モータ」付病院船ヲ新造セリ。又赤十字病院「チエングマイ」市「マツコーミツク」病院、「ブレー」市布教團病院ニ對シ夫々補助金ヲ交付セリ。醫師ノ不足ニ對應スル爲佛曆二四七七年中醫事助手ノ養成ヲ開始シ、二四七九年迄ニ百九十二名ノ養成ヲ完フシ、目下更ニ百三十名ヲ養成中ニテ數ヶ月中ニハ之ヲ完了スル豫定ナリ。尙右養成ハ佛曆二四年中七十名ヲ入所セシメ、之ニテ助手ノ員數充分トナル可キヲ以テ一先之ヲ打切ル筈ナリ。

目下南遷「スマート」ニ建造中ノ精神病院ハ大部分ノ工事ヲ終リ、給水設備ノ完成ヲ待テ佛曆二四八一年始ニ之ヲ公開スル豫定ナリ。

中央部諸縣ニ關シテハ盤谷精神病院ノ收容過大ヲ緩和スル爲「ノンタブリ」ニ同種病院ヲ新設スルニ決シテ、其敷地用土地收容ニ關スル法令既ニ公布セラレ目下測量ヲ爲シ居レリ。精神病者取扱方實地研究ノ爲メ二名ノ醫師ヲ外國ニ派遣セリ。

「プラプラデン（盤谷市近郊）ニ於ケル療院ハ佛曆二四七七年始、赤十字社ノ經營ヨリ之ヲ内務省直營ニ移管シ、當時二百名ノ收容力ニ過ギザリシモノヲ其ノ後病室ヲ増設シ、目下約四百名ヲ收容シ居ル外ニ、外來患者ニ便スル爲病棟ヲ新設セリ。東北地方ニ對シテハ目下「コンケン」ニ療院ヲ建設中ニテ佛曆二四八年中完成ノ上ハ二百名ヲ收容シ得ベシ。北邊「チエングマイ」市ニ於ケル布教團經營療院ニ對シテモ年額二萬銖ノ補助金ヲ交付シ來レル外、新ニ同團經營ノ南遷「ナコンシリタマート」療院ニ對シテモ年額四千銖ヲ補助スルコトナシタリ。「プラプラデン」ニ於ケル貧困者ニ對スル病院ニ肺患治療室ヲ増設シ、又肺病豫防ニ關スル公衆教育用冊子ヲ配布セル外之ガ豫防方法考究ノ爲一委員會ヲ任命セリ。

農 作

米凶作ニ苦シミツツ在ル農民救濟ノ爲、佛曆二四七八年中八四、七五六六銖、二四七九年中一七、〇三三三銖、又二四八〇年中前八ヶ月間ニ二六四、四八〇銖ヲ夫々支出セリ。

地方行政事務ノ遂行ヲ圓滑ナラシムル爲内務省ハ地方長官會議ヲ召集シ、第一回ハ佛曆二四七八年六月三日ヨリ八日迄、第二回ハ二四七九年五月七日ヨリ十四日迄盤谷市ニ於テ之ヲ開催セリ。佛曆二四七九年國勢調査令ニ基キ二四八〇年五月二十三日全國一齊ニ調査ヲ行ヒ目下其ノ結果タル各種統計ヲ整理中ナリ。

去月ノ總選舉ハ成功裡ニ施行シ當時三、八六九ヶ所ニ選舉場ヲ設ケタリ。新選舉ニ依ル第一種人民代表議員ハ九十一名トナリ、定員ハ前回ニ比シ十三名ヲ增加セル譯ナリ、云々。

○暹羅國家經濟の現況

目 次

- 一、總論
 - (一) 佛曆二四七八年財政概況
 - (二) 佛曆二四七九年財政概況
 - (三) 佛曆二四八〇年豫算
- 二、各論
 - (一) 信用組合
 - (二) 漑溉事業
- 三、結論

一、總 論

(一) 佛曆二四七八年財政概況

佛曆二四七八年（一九三五年—三六年）の實際歲入は九四、六六一、三六三銖で、見積歲入に比し八・六九百萬銖の增收となり、實際歲出は八四、五八七、七八〇銖で、見積歲出よりも四、一百萬銖の減となり、剩餘金は一〇百萬銖であるが、そのうち七百萬銖が資本的支出として使用されたので、純剩餘金は三百萬銖であつた。

斯くの如き決算尾の好成績なりしは、農作物の豐作なりしと共に、價格も亦可なり好轉を見せたるが爲めで、之が

爲め租稅徵收成績が非常に良好であつた。その上、木材、鐵道收入、人頭稅、關稅、入國料等も可なりの增收を示した。關稅收入の如きは二八七百萬銖に達し、見積收入に比し實に三・四百萬銖の增收であつた。

(二) 佛曆二四七九年財政概況

佛曆二四七九年（一九三六年）の見積通常歲出は一〇一百萬銖、資本的支出一二百萬銖であつたが、一九三六年十一月に追加豫算案が通過して同年度見積通常歲出は總額一〇一、九〇九、四〇五銖、資本的支出總額一三、〇二一三五一銖となつた。

右豫算案の實行狀態は非常に満足すべきものであつた。即ち實際歲入は一一七、六二七、二三六銖で、見積歲入に比し一六・五百萬銖の增收であつた。實際通常歲出は九七、九〇二、八七四銖にして、剩餘金一九、七二四、三六二銖及び、その中資本的支出として一一六、二八、一四七銖が使用されたので、純剩餘金は八百萬銖であつた。

米作狀況も満足すべき狀態で、收量は前年度に及ばなかつたが、價格が高かつたので、米作に依る收入は前年に比して稍々減少せるに過ぎなかつた。謹謨及び錫の輸出が激増を見た一方、關稅が從價稅から從量稅に變更された結果輸入增加となつて現はれた。從つて關稅收入は三六、八九一、一一六銖となり、見積收入に比し九百萬銖の增收となつた。其他見積收入に比して增收を示した主なるものは、鐵道、鑄業稅、官有財產收入、人頭稅及び入國料等である。

(三) 佛曆二四八〇年（一九三七年）豫算

佛曆二四八〇年（一九三七年）の全豫算は次の如く計上されてゐる。

一、通常豫算

見積歲入

一〇四、八九一、一四四銖

見積歲出

一一〇四、八八一、六六五

剩餘金

九、四七九

二、資本的支出（國庫豫備金より支出）

一五、九四一、六八八

三、追加歲出（國庫豫備金より支出）

一一二二五、七〇〇

歲入面に於て昨年度に比し增收を見込まれたものは、關稅、鑄業、入國料等であつて、減收を見込まれたのは、家屋稅、地租等である。關稅收入は前年度の二七・四百萬銖に對し、本年度は三一百萬銖を見積られてゐるが、從量稅に依る新關稅徵收の爲めより以上の增收が豫期されてゐる。鑄業稅は五・五百萬銖に見積られてゐるが、之は世界錫市況が著しく好轉せる爲めと、暹羅の年輸出割當量が九、八〇〇噸から一八・五〇〇噸に引上げられた等の事情に依る。入國料は一、六〇〇、〇〇〇銖と見積られ、前年度に比して六〇〇萬銖の増加となつてゐる。之には錫產業の好況の爲め労働者の入國増加と、支那に於ける政情不安が織込まれて居り、又今後入國者の取締りを嚴にし、入國料の徵收を嚴格にする方針が考慮されたものである。

家屋稅は地方自治體に委譲されたので、政府は此等自治制度實施地以外の地域に於て徵收し得るに過ぎないことをなつた。地租は約五十萬銖の減收を見込まれてゐるが、之は昨年度米作の一部不作と、果樹園稅中結實せざるものに就き免稅することとなつた爲めである。

次に歲出に就て考察することとする。通常歲出中國防省豫算は前年度に比して三、四五〇、〇〇〇銖の増加を示してゐるが、之は暹羅國防力強化案中の初年度分である。

前年度同様本年度にも海軍改良費一〇〇萬銖が計上されてゐるが、之は佛曆二四七八年老朽艦、特に驅逐艦隊更新

の爲め國庫剩餘金から支出された一八,〇〇〇,〇〇〇銖の割當に基けるもので、以上の額中の六百萬銖は公債として見做され、年利百萬銖の割で一般豫算外に計上して國防省から國庫へ返却されるといふ形式を採つたのであつて、右の申合せが忠實に履行されてゐるわけである。

次に、初等教育費として五〇萬銖の増があるが、之は交通の發達並に人口の自然增加に依つて開化されつゝある地方に對するものである。消費稅徵收費及び阿片專賣費は一、一二八、六二六銖の減少を示してゐる。

國庫豫備金支出の資本的支出の、總額は一五、九四一・六八八銖である。

國道——最大項目を爲すものは、總經費三〇百萬銖を計上せる國道建設五箇年計畫費で、本年度分は五、七〇〇、〇〇〇銖となつてゐる。前年度に比して一、二〇〇、〇〇〇銖の增加となつてゐるが、之は右工事が次第に擴張せられて來た結果である。本案の目的とするところは、現在の鐵道の培養線建設を企圖せるものである。その他國道建設費三〇萬銖があるが、之はトーンブリーの道路建設費である。

灌溉——本工事は緊急なる生産的事業なる見地から本年度は一躍して倍額となり、一、九五〇、二三四銖が計上されてゐる。

砂糖產業——ラムバーンの製糖工場の爲めに一、二五〇、〇〇〇銖が計上された。此の種の事業に政府が乗り出すといふことは財政的見地から見て賢明とは言ひ難いが、然し一面、此の種の企業を企圖すべき民間資本が現存してゐない點も考慮さるべきである。

信用組合——信用組合に對する支出は本年度百萬銖で、前年度に比し四〇萬銖の減少であるが、然し之は決して政府の信用組合運動に對する熱意の低下を意味するものではない。信用組合の新資金は民間金融機關に依つて調達され

たもので、今後政府豫算に依る支出の彈力性なき點が、之に依つて調整さるべきならう。信用組合の最初の資金調達は暹羅商業銀行を通じて爲されたものであつて、同銀行は此の點に於て國家に貢獻する處頗る大であつた。銀行に依つて與へらるゝ信用は追轉が出來、返却金を以つて直ちに新組合の建設、融資の擴張等に利用され得るが、政府支出金は一回きり利用される過ぎない。

本年度の國庫豫備金支出に依る追加豫算は總額一一、一二五、七〇〇銖であるが、その中六百萬銖は海軍費、二、九二四、〇〇〇銖は盤谷港改修費、一、九五一、七〇〇銖は初等教育稅基金の支拂に當てるゝものである。追加海軍費は海軍改良案完成に對する必要と共に、鐵、鋼等建艦材料購費に依るものである。盤谷港改修費は河口門洲の開墾並にクロン・トイに埠頭、倉庫其他の港灣設備を行ふ爲めである。初等教育稅基金の殘額は之に出資せる各縣に拂戾さるゝものである。

尙、資本的支出に關して留意さるべき重要點は次の如くである。

本年度に計上された資本的支出乃至追加支出豫算は必ず本年中に使用し盡さねばならぬと考ぶべきではなく、國庫豫備金は、暹羅に於て唯一最大の財政的安全辨と見做さるべきものであるから、農作物の凶作といふが如き不幸なる突發事に際した場合、之が渦渦してゐては國家信用は非常に傷けられることとなる。最近に於けるが如く歲人の總てが費消されてゐる狀態では、危急の場合、國家の健全なる財政状態を維持するに必要な手段に窮するに至るであらう。

二、各 論

(一) 信用組合

一九三七年三月三十一日現在の組合數七七〇、組合員一一、〇五七人、未償還貸付金四、三三九、一八六銖であつた。暹羅は農業國であつて、實際上總ての國家的發展は暹羅農民の生産に基礎を置くものである。故に國家として農民に負ふ處は暹羅に於ては實に計り難きものがある。従つて本階級が、父祖より繼承せる負債、若くは農產物賣却代金過少の結果餘儀なくされた返済し得る見込みなき負債の重壓の下に呻吟してゐる事實に想到すれば寒心に堪へざるものがある。信用組合運動の開始されたのは、佛曆二四五九年に溯るのであるが、その效用を地方農民間に廣く認知せしむるには相當期間を要し、又本運動が本格的な前進を始めたのは、積極的な政府助成の必要が認識されるに至つてからである。

今日では、一般農民も彼等の隣人たる組合員が信用組合に入した爲めに負債の泥沼から漸次脱却しつゝあるのを見、而して負債の返済に依つてのみ得られる獨立を彼等組合員が享受しつゝあり、又組合員の間には勞働の結果に對する眞の興味も生じつゝある實情を見聞する等の爲め、新組合設立の要望が次第に多さを加へ、農務省の組合局は新組合設立に要する資金の不足、就中組合役員として責任ある人物の缺如に困惑してゐる狀態である。組合員の堅持する方針中最も適正なりと考へらるゝのは、組合員の認定に際して、その地位履歴を充分に調査吟味を遂げるといふ點であつて、之に依つて實際に組合員並に組合そのものゝ信用も確保されるわけである。暹羅の信用組合運動が記録的成績を挙げて居るもの實に之が爲めであつて、組合の破綻率は一%以下といふ好成績である。

然し、今後組合が大々的に擴大されて、遂には組合が全國を治く覆ひ盡すといふが如き盛況を見る場合が來たとしても、若し右の組合員銘柄に些かの弛みでも生ずることがあれば、今日迄に保持してゐるが如き健全な記錄は遂に望み得ないであらう。

(二) 灌溉事業

佛曆二四七九年の灌溉事業に對する實際支出は一、一二四、九三一銖、本年度豫算は一、九五〇、一二四銖となつてゐる。佛曆二四七九年三月末迄の本事業に對する政府の資本的支出總額は四四・九百萬銖で、灌溉總面積は四、〇三九、三九五喙である。

灌溉局の事業に増額の認められたのは實に喜ぶべきことであつて、政府が之に對して積極的態度を示せることに對しては敬意が表されねばならない。米作國たる暹羅にとつては、灌溉は最も重要な資本と見られるべきである。米の成熟に要する直接降雨量は約一、八〇〇耗と言はれて居り、缅甸は平均二、〇〇〇耗の降雨量を有し、交趾支那も平均一、九〇〇耗を有してゐるが、暹羅の米作中心地は地理的並に季節風の關係で通常約一、〇〇〇耗乃至二、二〇〇耗を出で、從つて少くとも六〇〇耗の降雨不足といふことになる。故に、之を救ふ最上の方法は徒費されて丁ぶ大河の水を節約して米田に與へるといふことであつて、その爲めの唯一の方法が即ち灌溉事業である。

暹羅に於ける灌溉事業に對する投資の状況は印度の如く不良なものでなく、今迄の例に依れば、之に冗費を投じたといふが如き記録を有しないのであつて、此の點のみを以つてしても今後益々本事業遂行に邁進し得らるゝ理由となるのみならず、その價値と利益は單に收支の計算或は耕地の増加等に依つてのみは評價し得られない絶大なものである。

(三) 鐵道、國道

佛曆二四七〇年の鐵道に對する資本的支出は二、三六一、八八八銖であつたが、そのうち三五萬銖はパクナム鐵道に對する支拂であり二〇萬銖は灌溉局に委譲された。本年度佛曆二四八〇年の資本的支出は二、三四九、〇〇〇銖、此の

うち一、七四四、〇〇〇銖はコーンケーン——ウドーン間の新設線に使用されるもので、四〇萬銖は盤谷驛の改築費、一〇萬銖はクローン・ランシット——バン・バエイ間の複線工事費である。

佛曆二四七九年の國道新設費に使用されたのは二、六八八、三一六銖、四三、四〇二銖は測量費として使用された。其他、各地方當局に於ても道路建設が行はれたが、その經費は未詳である。

佛曆二四八〇年の見積支出は六、〇〇〇、〇〇〇銖と計上されてゐるが、中三〇萬銖は佛曆二四七七年に開始された道路計畫（註一億五千萬銖を以つてする十八箇年計畫）以外の新線建設に使用さるゝものである。尙本年度計畫中には二六五秆の鋪裝計畫竝に總計三、二〇〇米に及ぶ橋梁及び暗渠工事、及び八五二秆に及ぶ基礎土木工事が遂行さることとなつてゐる。他、一、一五〇秆の新線測定が行はるゝ豫定である。以上に依つてサラブリー及びロツブブリー經由ドーン・ムアン——シンハブリー線竝にウボーン——ナコーン・バノム間の如き重要線が非常な進捗を見ることなる。

（四）消費税

佛曆二四七九年の消費稅收は七、六二六、二八二銖で、前年に比し四〇萬銖の増であつた。豫算面には表示されてゐないが、本項目には政府醸造所の収益が加算されねばならぬ。酒精飲料に依る収益の増加は、中央醸造所開設竝に地方配給組織の改革實施以來の政策たる價格引下の實現に向つて考慮さるべきであらう。盤谷醸造所は中部地方、半島部、南東部等の三十縣に對して一手配給を行つて居り、昨年中の供給高月平均百萬瓶であつた。暹羅全國の酒精飲料の消費高は、昨年の佛曆二四七八年が八、一一三、〇四〇立から昨年は九、〇八九、二〇〇立と増加した。尙、佛曆二四七九年の暹羅國產麥酒は一、三九五、一四五立、輸入麥酒一、六九一、八五三立であつた。

消費稅中國產セメントに對するものが六六、五一五、八三三缶、輸入セメントに對するものが一二、八八一、八〇六缶で、暹羅のセメント産業の健全なる發達を物語つてゐる。尙、マツチの小賣原價一箱二士丹といふ高價なる爲めライターの使用を旺んならしめてゐる。三月二十六日附暹羅の燐寸稅は一〇〇箱（六〇本入）當り一〇〇士丹より三三士丹に引下げられたが、此時は既に暹羅の燐寸製造業は重大なる打撃を蒙つてゐた。右の稅金引下げに依り現在では一箱一士丹の小賣原價が可能の筈である。本年四月から六月に至る三箇月の燐寸賣上高は五八八、五三六百箱、前年同期に比し二五〇、二三六百箱の増加を示してゐる。

政府阿片販賣價格の引下げは佛曆二四七九年に新に十四縣に實施された。その結果此等地方に於ける賣上高は佛曆二四七八年七七、一九一タムラン（一タムラン六〇瓦）であつたのが、佛曆二四七九年には一、一九、五一二タムランと激増を見た。かくして政府販賣價格の大巾引下げに依り政府賣上高の増加を見たが、それだけ密賣を制壓し得たわけである。

佛曆二四七九年の暹羅全國阿片販賣高は七五〇、〇一八タムランで、前年に比し四一、三二一タムランの増加である盤谷の販賣高は前年の二二五、四三四タムランから二〇五、三七九タムランに減少を見せてゐるが、之れは密賣の可能性多き環境に歸せらるべきである。密賣阿片の激増してゐるのは、北部國境からの密輸入に依るものである。發見された密賣買件數から推定する時は、全國の阿片密賣は政府阿片賣上高に匹敵するものと考へられ、少くとも百萬タムランが密輸入されて居り、その純益は實に三百萬銖に及ぶと推定される。認可煙館に於ても政府阿片同様密賣阿片が賣買されてゐる實情である。之が爲め本年度には此等煙館制度に對して根本的な改革が企てられた。政府專賣局の純益は本年度八、五七五、六八五銖、總收入は一〇、八〇〇、〇〇〇銖と見積られ、總收入に於て前年度に比し九〇五、

八六〇銖の增收となつてゐる。

(五) 關 稅

佛曆二四七九年中次の如き重要な關稅行政の改善が行はれた。

稅關職制中輸出、輸入課及び總務課の全般的改革に依つて著しく能率増進に資することとなつた。新設された検査課は輸出入書類の検閲、現金取扱、其他の事務を司るもので、是迄は此の種の事務の統一的組織がなかつた。從來、二重インボイス其他の不正手段による逋脱が行はれたに鑑み、罰金制が實施さるゝに至つたが、此等不正手段妨遏に對して非常な成功を収めてゐる。尙、本年度中に改訂關稅便覽書が一般に發賣さるゝ筈である。

新關稅率は四四三項目中、全部或は一部從價稅に依るものは僅かに四八項を残すのみとなつたが、一般商業界から頗る歓迎されてゐる。而して新法の爲めに、關稅事務を遲滞ならしむる爲め相當數の職員の増加を必要とする點はあるが、關稅政策上非常に好都合のものとなつてゐる。發見せられた不法輸入品中主要なものを擧ぐれば、ライター、マツチ、阿片、藥品等である。佛曆二四七九年の關稅局收入は四二、〇一三、三二〇銖、支出七二〇、九八四銖であつた。

(六) 商 業

佛曆二四七九年の輸出超過額は七四百萬銖、であつた。因みに、佛曆二四七八年出超額は四九百萬銖、佛曆二四七年の出超額は七〇百萬銖であつた。尙、暹羅の海外貸借決算尾額右三箇年夫々五六百萬銖、二六百萬銖、五七百萬銖となる。

昨年度の地金銀輸出高は四、九七六、四二三銖で、四年前の佛曆二四七五年の同輸出高は二三、二九三、〇七四銖の多額であつたのが、漸減せるものであつて、之等の地金銀は農民の賣却せるものが主要部を占めてゐるので、之が減少

傾向を辿れるは賣却する物が枯渇して來たのと、一方には農村不況が稍々緩和せられて來た爲めと見られてゐる。

米一米況の如何に依つて支配される暹羅の一般經濟界は佛曆二四七九年に於て頗る不況の觀を呈してゐた。之は次の二つの事件に影響されるところが大であつたと言ひ得る。(一)フランス貨の減價の影響を受けて、印度支那の比弗貨が減價せること。(二)玖瑪政府の暹羅米輸入稅の引上げ。比弗貨の減價は佛曆二四七九年九月に起つたものであるが同年の新米の取引開始迄は大した影響はなかつた。減價の行はれた當時に於ては、市場には古米があつたのみで、吸引されるものゝ大部分は爾前の契約に屬するものゝみであつた。然るに同年十二月に入るや、比弗減價の影響が次第に感ぜられるやうになつた。最初、緬甸米、印度、支那米の不作が傳へられ、暹羅米價格も一應維持されてゐたが、後に緬甸米は平作、印度、支那米は最初三〇%の減收と傳へられたのが、僅かに一〇%の減少に過ぎないことが確報さるゝに至るや、盤谷米況は反射的に重大打撃を受くるに至つた。二月中旬より本年八月に至る迄の市況は全くの沈滯を續けた。

佛曆二四八〇年四月一日より玖瑪政府が亞細亞米に最高關稅を適用するの報が傳はるや、大々的に見越輸出が計畫されたが、實施期間との間が餘りに短かつた爲め商人は多量のストックを抱え込むの慘状に遭つた者が多かつた。印度支那は佛蘭西の一部である爲め、全佛蘭西の對玖瑪輸出入差額が五〇%以下であった爲め、印度支那米への課稅を四・七〇弗に喰止むことに成功し、之に比弗貨減價といふ好條件が加つて二重の恩典を享受することとなつた緬甸も亦英帝國の一員として課稅率の引下げに成功し得た。その後本年八月十日に至つて、玖瑪の輸入米は、米國產米が依然九二・五仙の低率課稅を享受し得るを除き、他は一率に四・〇七弗といふことに改正を見た。然しこの處置は來年十二月迄とし、その後は新稅率が改めて考慮されるといふ規定となつてゐるので、暹羅米に對する不安は未だ

全く除去されたといふわけではない。因みに玖瑪の暹羅上米の輸入量は平常であれば暹羅輸出上米の約三〇%に達することが見込まれてゐる。尙、本年度の米作状況は昨年よりも良好なりと豫想されてゐる。

過去十箇月に及んで暹羅の経験せる今回の經濟困難は、暹羅にとつて無駄ではなかつたわけで、之に依つて非常に有益な教訓を學び得た。今日世界は關稅引上、割當制、爲替統制其他の障壁を設けることに汲々としてゐる有様である。然るに一方、發達せる國家並に多方面に活動力若くは產物を有せる國家は常に此等の障壁打開の談判に成功し、又一方の利益の犠牲に於て他の利益の增長に成功してゐる。斯る打開の方策は國家の經濟が一つ或は二つの物産のみに依存せるが如き國にとつては全く不可能の事に屬する。故に、應急の對策としては、方面を變へて、新市場の開拓に乗出して行くのが最も重要な方法であつて、目下、輸出業者の努力に依つて阿弗利加、亞米利加大陸の新市場開拓が成功的の緒に就きつゝあるのであるから、かゝる新市場に對しては政府當局も全幅の支援を與へて、官民一致してその擴張に當るべきである。

護謨——數年來の不況からの護謨輸出の恢復は他國同様暹羅に於ても著しいものがあつた。佛曆二四七九年の輸出量は三百萬廷を越え、その價格は二百萬銖に達した、暹羅產護謨中可なりの大量がジャングル生育で、殊に之は馬來國境に多い。之が爲め市場搬出が困難であり、又その統制を甚だ困難ならしむる。此等の護謨の調查を可能ならしむる爲めには、南部地方の新道路建設計畫は大大的貢獻となるであらう。

暹羅の護謨は大部分が馬來を經由して取引されてゐるが、生産者の大部分は暹羅人であり、取引は主として支那人仲介者に依つて行はれてゐる。此の點は、錫産業が馬來方面から投資された外人經營になつてゐる點と非常に異つて居り、之が金融も南部暹羅殊にハートヤイがその中心となつてゐる。

チーク、其他の木材——最近九箇年に亘り全面的に不振を繼續してゐる。尤もチーク産業に於ては最不況時の佛曆二四七五年に比すれば幾分恢復せることは事實であるが、然し斯業が眞に健全狀態に在るものであれば、その恢復ももつと顯著に現はれるであらう、又山林採收も増大する筈である。暹羅の森林から伐り出されるチークの質及び大きさは既に眼に見えて低下して來た。昨年度の輸出が著しく増加してゐるのは、主として需要の決つた納稅済材が積出された爲である。佛曆二四七九年の山林稅收が輸出量に相應した增收を示さなかつたのは之が爲めである。

尙、約二〇萬六千噸の伐木増加を示せる爲め伐木特許料もそれに應じて増加せるに非ずやと考ふる者があれば、之は斯業の消息を知らざる者であつて、現在、交通不便の地に残されてゐる處女林を除き、伐木が進んで行くと共に、殊に短期借林者は伐採といふ點のみを考へて、保存といふことは考へない爲め、良伐は次第に伐り盡され、質も大きさも次第に低下して行く實情にあり、スライデイン・スケールを採用せる伐木稅の收入も漸減の傾向にあるのである。

暹羅に於けるチーク事業は今や當面の重要問題となつてゐる。殊に大規模の外國人伐木會社の租借期限が迫つて居り、その更新の條件如何は暹羅の將來に對して重大關係を有することゝなるであらう。

次に、暹羅の森林保護問題は、前述せる信用組合及び灌漑事業と相並んで國家の重要な問題であつて、農民の耕地開墾を目的とする森林の濫伐は灌漑方面的専門家をして戰慄を禁じ得ざらしむる現状で、メナム河及びその支流の河床は常に位置を變へ増水及び氾濫も増加の傾向にある。加之、森林資源の質並に量に於ける増進を計る爲めには、現行の租借法に關する根本的改革を施す必要がある。

かかる情況を鑑みると共に、森林問題は暹羅の國富の増進を計るべき重要な問題であるといふ觀點から、全般的國策問題として取扱はるべきで、今後の租借權の附與に當つても國家の森林資源の再蓄積並に涵養といふ見地から立案

された統一的なプランに依つて行はるべきである。新計畫の立案に當つては、暹羅の經濟的發展の目的達成に協力すべき外國資本利用の機會を逸せざるは最も賢明なる策と言ふべく、若しも純粹な國內資本に頼り過ぎるが如きことあれば、かかる重要な資本の獲得に對して重大な支障を生することとなるであらう。

尙、チーク伐木稅の比率が引上げられた時と雖も、その計算の基礎は利益の四〇%が政府に納入され、六〇%は未だ事業會社に與へられたもので即ち佛曆二四六八年—同二四七八年に至る十一箇年以上政府と會社との利益の比率は四〇%對六〇%であったのが、現在では政府は利益の六七%を得て居り、會社は利益の三分の一を得てゐる狀態で、比率は全く顛倒して了つてゐる。現在六つの外人チーク會社が伐木稅を納めてゐるが、之は暹羅森林關係收入の三八・〇四%に當つてゐる。

(七) 錫

錫及び錫鑄統制に關する新法に依る規定に依れば、生産者への割當に際し、一部を政府に保留されることとなつてゐるが、此の保留量は政府自身に依つて採掘されても良く、又他に譲渡することも出來る定めとなつてゐる。此の政府保留量は前半期六箇月間分が二、五二八噸に定められて居る。

一九三七年の前半期六箇月の暹羅の國際割當量は九、二五〇噸であるが、同期の生産量は一、七七四噸の不足であった。之を一年として考ふれば三、五四八噸の不足となる。急激な割當增加の爲め生産量の幾分の不足は免れ得ないのが當然で、今後の見積稅收に大きな狂ひのないやうに、又錫產業が與へられた新條件の下に最大限の利益を收め得る爲めに、残された期間に右の不足量を取り返へすやう各生産業者に對して總ゆる鞭撻の方法の講ぜらるゝやう熱望に堪へざるところである。

• (八) 國債、通貨、國庫殘高、政府貯蓄銀行

佛曆二四七九年未現在の外債総額は六、七九六、二五三磅、内債は一〇、〇〇〇、〇〇〇銖であった。

佛曆二四七九年未現在の流通貨幣は一二七、二四七、三七四銖であったが、之に對する磅貨準備率が九四・一九%，全準備率は一〇九・六四%に當つてゐる。尙、佛曆二四七九年中商業界の銖貨取得の爲めの國庫への磅貨賣渡しは三、〇五一、〇〇〇磅に達した。

佛曆二四七九年未現在國庫殘高は六七、六〇〇、一一七銖であった。

政府貯蓄銀行資金は佛曆二四七九年未現在一二、九九六、七九一銖であつた。因みに、佛曆二四七八年のそれは九、七二五、八三三銖、佛曆二四七七年のそれは七、二三九、三三二銖であつた。

三、結論

暹羅は運轉資金の非常に貧弱な國家である。今日暹羅の有する最大の運轉資金は國庫豫備金である。然乍ら國庫豫備金は元來資金と見做さるべきではなく、國家の應急對策費と見るべき性質のものであつて、他に財源の利用し得べきものゝ存する限り、二千萬銖プラス三箇月分の經常歲入額に等しい額を下ることを許されないのである。以上の金額は國家の危急或は二期以上不作が連續するが如き緊急の場合に對する適當なる保護政策を講ずる爲めの最小限準備たるべきである。故に、國庫豫備金が此の應急對策費を超過する場合、初めて資本的支出として利用され得ると見做すのが妥當である。

事實に於て國家富源中その他の資金と稱し得べきものは存しないのであつて、例へば、所得稅の免稅限度は年收二、四〇〇銖で、所得稅支拂能力ある暹羅人は僅かに二、七三一人である。換言すれば、一千二百萬の人口中約三千人を除

いた他の暹羅人は總て年収英貨二一〇磅以下であると言へる。右の所得税納付者中九四人が年収一〇、〇〇〇株乃至二〇、〇〇〇株で、三五人が年収二〇、〇〇〇株乃至三〇、〇〇〇株、年収三〇、〇〇〇株以上の者は僅かに二九人となつてゐる。國內に於ける暹羅人の年収中最大のものは、御内帑金を除き三九、〇〇〇株、即ち四、〇〇〇磅以下である。所得税—佛曆二四七九年の所得税に依る歲入は、一二、〇〇〇株以上の收入に對する累進附加税並に暹羅人に非ざる外國人の納稅も加へて全額一、三八三、〇三〇株にも達しない状態である。此の金額を三%といふ低利率の利子として考へて見ても、暹羅に於ける所得税及び所得累進附加税に於ける個人財産は四六、一〇一、〇〇〇株（四、一九一、〇〇〇磅）以上には達しないわけである。然し所得税を納付する者の大數は政府の官吏又は外國人であつて、彼等の收入は殆んど俸給に依つてゐるものであるが故に、個人所有の資本は右額より遙に少いものであつて、而も暹羅人所のものは大部分不動産投資であるが故に、その流動性に關する限り殆んど全くの焦付きといふべきである。

暹羅の大問題は、經濟的見地から言つて、國家の資本的必要に應じて容易に利用され得べき状態として國富の蓄積をなすといふことである。かゝる意味で最も手近な唯一の資金となるべきものは、暹羅主要農作物たる米の生産費と輸出價格との間に存する利益である。此の利益は大體に見積つて輸出價格の五〇%に當り、國內仲買人、輸出業者、精米業者及びブローカーに依つて取得されてゐる。此等の仲介業者は殆んど専ら支那人から成つてゐる。

米の生産者と消費者との間の仲介をなす爲めの最も必要な機能を遂行する上に於て最も大きな貢献をなしてゐるのは支那人であることは最も良く知悉されてゐる。此の點に關して暹羅人は最も不得手としてゐる爲めそのサービスは必須にして缺くべからざるものである。併し、此等仲介業者の活動に最大の譲歩を呈する一方に於て、そのサービスに對して國家の支拂ふ代價は非常に大きく、殊に利益の大部分が國外に流出するといふ避くべからざる結果と

なる。

外人に依る仲介業の漸進的回収策（信用組合運動）—本問題を暹羅に有利に解決するには、漸進的回収を目的とする長期政策の結果に俟つを得るに過ぎない。即ち此等仲介業から國家の生産品取扱サーヴィスの代價としては是迄要求せられた高率の手數料の大部分の譲渡が漸進的に遂行されねばならない。かゝる譲渡を遂行する最善の方法は信用組合運動の適當なる利用に存する。是等仲介者の所得中の大部分を暹羅人生産者に保證する此の方法の採用は、完全な實現を見るには多年を要するであらうが、暹羅の國內經濟組織に漸進的にして、混亂と難難の最小限を以つて革命を齎し得るといふ大利益を與へるものである。

次に、進んで採るべき方法は、信用組合の地方聯合の結成を行つて留保配當に依る利益金の共同計算、同一若くは同質生産物の聯合販賣、組合聯合に依る運送並に生産物及び一般物資の共同販賣に依る歩合の留保等を實施する。かくして第一歩が踏み出された後に於て、右の留保せられた歩合は普通の共同計算の域に至らしめ、更に進んでは組合聯合が、組員の利益を目的とする重要企業乗出しに迄進出し得るに至らしめる。

灌漑事業、以上の如きプランが實現される爲めに充たされねばならぬ一つの條件がある。人力に依つて出來得る限りの作物の確實性が此等農村組合には與へられねばならぬ。之を果たすものは實に灌漑事業である。灌漑計畫は既に暹羅に於ては開始されてゐる國家的事業であつて殊に中央部地方に集中せられてゐるが、今後は熱心に之が完成を期せねばならぬ。と言ふのは、暹羅に於ては灌漑に依つてのみ米作に必要な水の供給が保證されるのであるから。然し、一方灌漑事業は、その水源の涵養を怠つては、不斷の供給を期待することは出來ない。故に、今日、北部及び北東部地方の山岳地帶に於て開墾の爲めの絶えざる伐採が行はれてゐるが、之は水源涵養の方面から見る時は、寛

に寒心に堪へざるところである。

此の脅威に對策を講することは、今後放逸なる濫伐に依る荒廢を喰止むことになるばかりでなく、國家の森林富源を再組織する遠大なプランを立てゝ、之を實行に移す機縁となる。故に、暹羅の各河川上流地域の森林を保護することは、河自身の水源保護を意味するばかりでなく、それは取りも直さず暹羅が今日既に成し遂げてゐる政治的獨立の上に、更に今一つ經濟的獨立を打ち建てるとする國家的希望に副ふものであること多言を要しないところである。かかる長期に亘る政策に亘つては、その開始されてから完成に至る間には、幾多の間隙が存するものだから、その間に於て政府は慎重な財政的保護の用意がなくてはならぬ。此の計畫遂行期間に於ては、外資との緊密なる連絡の重要さが強調さるべきであつて、外資に對して公明な理解ある取扱ひを與ふれば、暹羅の經濟的發展に對する一般計畫の遂行に對して好意的援助の與へられることは疑ひないと考へられる。

暹羅は一つの特殊な幸運に恵まれてゐる。暹羅の國境は世界の二大帝國の勢力下にあり、兩國共に國際聯盟に於て暹羅の友邦たるものならず、條約の神聖、約言の神聖の上に基礎づけられた平和主義の二大戦士である。

×

經濟顧問が暹羅の財政の健全狀態に關し毎年その報告書に於て誠實な保證の立場に立つことは一つの名譽ある特權となつてゐる。此の事は暹羅大藏省の施政が健全でなくては出來難い事に屬する。健全財政といふ根本主義の嚴守が歴代政府の育成し、鞏固ならしめた大藏省の傳統として發達するに至つたものであつて、敢へて國家百年の大計の下に經濟政策に就て論及するの勇氣を起さしむるものは、實に大藏省に於ける斯くの如き立派な傳統の存在に依るものであつて、今日の安定が今後永續するといふ保證なくしては、かゝる永續性を有する政策は、之を論議立案して見た

ところで初めから失敗するに極つてゐるのである。かゝる意味で暹羅は大藏省に對して多大の感謝を捧ぐべきである即ち、歲出入の均衡といふ方針が大藏省に依つて常に努力されて來つたが爲めに、國庫準備金の稀なる記錄を樹立し得たわけであつて、經濟的發展といふ點で國家の必要とする總ては、大藏省が一體となつて誠實なる協力をなさずしては全く不可能なる事に存する。かかる協調に依つて國家の經濟狀態をかくも健全に維持し得たといふことは非常なる偉業でなくてはならぬ。大藏省の健全財政に對するかゝる傳統的誠實並に之に對する國家、國民の全幅の支持に依つてのみ、暹羅はその財政的並に經濟的繁榮の大望を成就する希望を有し得るのである。

(後記) 本稿は佛曆二四八〇年暹羅財政顧問 William Doll 氏の報告書の概要である。(南支那及南洋情報より轉載)

○暹羅佛曆二四七九年貿易概況

(十二月十一日、盤谷タイムス紙所載)

最近發表された暹羅貿易年報中最も興味あるのは、最近十箇年の主要輸出入品の趨勢を示す四つの圖表である。此等の圖表には特に必ずしも目新しいものが含まれてゐるといふのではないが、單なる數字の羅列に依つては示し得ない暹羅貿易の趨勢が明白に表示されてゐる。例へば、六箇年前不況に陥つた錫の輸出額は昨年(一九三六—三七年度)に至つて最近十箇年中最も著しい飛躍を示し、約三〇百萬銖に達し、護謨の輸出額も六箇年前より同じく不況に陥り三九六、〇〇〇銖に低下したのが、昨年に至つて三三・五百萬銖に躍騰してゐる。尙、同圖表に依つて米の輸出量及び額に關する興味ある對照が示されてゐる。即ち最近六箇年以上に亘つてその輸出價額は著しく低下したが、輸出量

に於ては一九三四—三五年度に於て最高を示し、その後に於ても大體に於て輸出量は、一九二七—二八年の二〇一百萬銖を示して最高輸出額を示した時よりも低下してゐない。之を以て見れば一國の產物として單純な一つの農作物しか有しない場合、その處すべき道を本圖表が暗示してゐるやうに思はれる。

次に、同年度輸入貿易に於て日本品の占むる位置を知ることは興味あることである。前にも言つたことがあるやうに、暹羅に於ては眞の意味の貿易戦といつたものは見られないところである。實は支那に戰争が初まつて以來此の種のものが初まつたやうに考へられてゐるが、我々の見るところに依れば、支那人は商賣として考へる性格を有し、強ち一面の事實に捉はるゝやうなことはないものゝやうである。暹羅市場に於て最大需要を有するものは廉價品であるが、然し良質品も相當の需要を有してゐる。昨年度（一九三六—三七年）日本、臺灣、滿洲（朝鮮からの輸入無し）からの直接輸入額は二八・一九四、一七二銖、香港及び新嘉坡仲縫三、〇六五、〇七〇銖、合計三一、三五九、二四二銖となつてゐる。之を前年度總計に比すれば、約五〇萬銖の減少であつて、日本品は辛して現状を維持し得たといふところである。

一方、英國からの輸入額（香港及び新嘉坡を除く）は二六・八百萬銖、新嘉坡及香港からの英國品仲縫は五・七百萬銖、合計三二・六百萬銖であるが、其他に原產地不明のものが香港から四二六、四六九銖、新嘉坡から九一六・〇九五銖、輸入されて居り、之は大體兩港に於て生産乃至加工されたものと見て、以上英帝國よりの輸入額總計は稍々日本からの輸入額を凌駕するといふ程度となつてゐる。

以上の二國に亞いで一九三六—三七年度輸入額に於て重要な地位を占むるのは、次の各國である。

和蘭及蘭印

一四・七百萬銖

支那逸西國瑞米獨支那

一一・九百萬銖

六・一百萬銖

五・六百萬銖

一・五百萬銖

一・〇百萬銖

次は輸出に關してあるが、新嘉坡及香港を通じての間接輸出先に關する數字は不明であつて、正確な數字を表示することは困難であるが、大體の算定に従つて一九三六—三七年度英帝國各地への輸出額を示せば、暹羅全輸出額の約七八・五%を占め約一四四・八百萬銖に及んでゐる。然し之は前年度の八二・三%に比すれば、可なりの減退である。第二位を占むるのは前年通り西印度（英領を除く）で、八・二-%の一五・一百萬銖第三位は日本が躍進して三・〇四%の五六百萬銖となつてゐる。日本の前年度の地位は一・一%の三・三百萬銖に過ぎなかつた。

次に四位以下の仕向地別輸出額並に暹羅總輸出額に對する割合を示せば次の如くである。

和蘭及蘭領印度	四・〇百萬銖	(二・一七%)
比律賓	三・七百萬銖	(二・〇二%)
獨逸	一・六百萬銖	(〇・九一%)
葡領東南阿弗利加	一・五百萬銖	(〇・八六%)
支那	一・五百萬銖	(〇・八四%)
南亞米利加	一・一百萬銖	(〇・六一%)

○最近の日暹貿易及主なる商品名

日暹貿易は以前は誠に微々たるもので、昭和五年より七年迄は日本よりの輸出は一ヶ年八、九百萬圓であつたが、昭和八年（即ち暹羅政變の翌年）から暹羅への輸出は急激に増進し、八年には千八百萬圓、九年には二千八百萬圓、十年には四千萬圓と云ふ如く、逐年長足の進歩を續けて居り、昨十二年は日支事變の惹起に依り幾分増進の傾向を阻止せられたるも、尙四千九百萬圓餘の輸出を見るに至つた。右に依つても暹國が我輸出貿易に取り、如何に重要な市場であるかを窺ひ知ることが出来る。之に反し暹羅國より我が國への輸入は年々少しづつは増加して居るも、總額は我が國よりの輸出額に比し極めて小である。左に昭和十年乃至十二年迄の對暹輸出入貿易の統計を表示する。

對暹貿易表（單位千圓）

品名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
綿織物	一三、二二七	一三、六二二	一六、〇八八
人絹織物	三、七六八	四、四四〇	三、五二二
鐵製品	二、一二三	二、〇四五	一、五三四
紙類	五六五	九二一	九二一
綿織糸	九六八	五四三	五四三

品名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
帽子及帽體	五三四	三四一	三五一
綿タオル	五五二	四四四	三一一
陶磁器	四五七	三〇七	二七〇
水產物	四六一	二六一	二〇四
麥酒	四五三	二九〇	一八六
硝子及同製品	二五三	七二二	一六三
石鹼	七二二	七二八	一〇四
其他	一二七	七七	二五、一九五
計	一六、五九四	一八、九五五	四九、三九二
計	四〇、二五八	四三、〇二八	四九、三九二
其木米品計	二、八五六	四、八二〇	三、七五七
其木米品計	一、六二四	一、七七三	三、一〇二
其木米品計	九二八	二、六四	六、七二二
其木米品計	五、四五八	八、七五七	一三、五七一

○支那事變と暹羅の日本品市場

七四

(十月十三日、十一月廿四日、十二月十五日、盤谷タイムス紙所載)

暹羅華僑の反日的運動に關しては各種の噂が傳へられてゐるところであるが、之に就て盤谷タイムス紙は、暹羅市場に於ける商品取引は大部分華僑の手を通じて行はるゝとの觀點から華僑の對日ボイコットのバロメーターなりとして主要日本商品三〇品目の輸入額を毎月發表して注目を惹いてゐる。

六月	六〇一,九四三銖	九月	四〇九,七四六銖
七月	六八五,七九四	十月	六九九,二三六
八月	五七五,八〇三	十一月	四四五,八〇三
品別			
ビスケット	一一三	十一月	
麥酒	二,七八八	十月	
卷煙	一	九月	
草		七月	
		六月	
		五月	
		四月	
		三月	
		二月	
		一月	

次に支那事變が本格的發展を示し、暹羅華僑の對日ボイコットの頻りに傳へられた十月及び十一月と、貿易上實際的に未だ事變の影響なしと見らるゝ七月に就き日本品の主要品目（三十品）別輸入狀況を示せば次の如くである。

化學製品	一六,三八八	一七,四七九	九,八七八
石炭	一	一	一
染料	二七一	一	一
亞鉛引鐵板	四四,七七四	一八四,六三八	五四,一二〇
亞鉛引鋼線	一、二八八	一〇,三二一	五,三四〇
自動車チユーブ	一	七,八六五	二,八七三
自動車タイヤ	一	五,三四〇	四九五
自轉車タイヤ	一	三五七	一,七七九
自轉車チユーブ	七九	一,八六九	二,八二〇
繪具	六	八九八	六六
化粧品	五一	四,五四九	五,四二四
化粧水（酒精分含有）	三八七	五四一	二,一七八
煉乳	一	二二,一八一	二四,一二三
粉乳	一	二二,一八一	二四,一二三
ワイヤネイル	一	六二,四八二	二,〇九六
マニラロープ	一	三,七一九	三,六三四
化粧石鹼	一、六〇五	七五	

軟 銅 條

一九、四三五

二、五七四

茶 八、六三〇
コットン・キャンブリック 二三、八七九

一六、一七五

三三、一六一

寒 冷 紗 一三、一二二

七八、三五九

二、九八一

晒 金 巾 一七〇、四一八

一七八、九六七

二〇三、〇三七

生 金 巾 六五、三七四

七一、六七〇

一二四、二二五

色 生 金 巾 三一、九七一

五二、九一八

三六、九一八

色 染 雲 齋 一〇、三九三

一七、七三三

一、三九四

人 絹 糸 一〇、八三四

一〇、五九六

一五、九三三

縫 糸 及 レース 糸 一〇、九一四

一八、〇〇四

八、二四九

計 四四五、八〇三

六八五、七九四

六八五、七九四

盤谷華僑の一部動靜の最も險惡を傳へられた十一月中の輸入額は四五、八〇三銖にして、七月の六八五、七九四銖に比し約二百四十萬銖を減じてゐるが、然し九月に比せば小額ではあるが、約三萬六千銖を増加してゐる。

次に、未だ支那事變の輸入貿易に影響の及ばなかつたと見るべき六月、七月竝に影響があつたとしても未だ輕微であつたと見らるべく八月の三箇月を平均せる額は六二一、一八〇銖で、以後の九、十、十一月の三箇月平均額は五一八二六一銖にして、後者は一〇二、九一九銖、即ち一六・五六%となつてゐる。

右の數字を以つて見れば、兎に角十一月迄のところでは暹羅華僑の對日ボイコットは掛聲の大なるに比し日本品の

輸入に對して餘り大きな影響を與へ得てゐないといふことが出来る。月一六・五%程度の減少は暹羅市場に於ける日本品に對して重大なる打撃とは言ひ難いからである。

○暹 羅 の 森 林 資 源

暹羅森林管理局長

ビ ヤ バ ナ ム チ ョ ン 述

暹羅に於ける林產資源は、米に次ぐ重要産業として、同國經濟界の権要なる位置を占めてゐる。同國の總面積五十二萬平方糸の中、農耕地と僅少なる河川湖沼を除き、三十五萬平方糸の地域は、高直巨大なる常綠林で覆はれてゐる。然もその林產資源の中、チークは世界最大の供給地として、量に於ても質に於ても益々多幸なる前途が約束されて居る。

暹羅に於ける自然的條件は、氣候、地質の變化に富んでゐるため、森林の種類も洵に千態萬狀であるが、之れを概観するに、凡そ二種に大別する事が出来る。即ち常綠林及落葉林である。而して其の分布狀態を觀るに、半島地方、東南部、海拔千米以上の山岳地帶に於ける森林は、主として常綠林より成るも、他地方の森林は峡谷又は濕地に散在して居る。

常綠林は左の三種に分つことが出来る。即ちマングローヴ林(或は沿岸林)、熱帶常綠林(tropical evergreen)、亞熱帶常綠林(hill evergreen)である。マングローヴ林は、半島の西岸に擴がり、暹羅灣の東岸に及んで居り、その總面積凡そ一、五〇〇平方糸である。右森林は、面積は餘り廣くはないが、其の經濟上の價値は頗る大であつて、有用なる木材の產出に豐み、之れが市場への搬出は主として、水運に依り行はれてゐる。此の森林に繁茂する樹木中、重要なものは、Kong Kaung(或は Paung), Pasak(或は Tua), Prong(或は Samue)であつて、海外へ輸出し、或は盤谷市竝に沿岸諸市に於ける鐵業會社に使用する燃料用薪炭の大半は、右森林より供給し居る狀態である。此の燃料用薪炭の外に、沿岸漁業に使用する小木材並にタン樹皮、染料樹皮も產出する。

各種の熱帶常綠林は暹羅國の至る所に見出されるのであるが、半島及東南部に於ては、其の樹木が頗る見事に生育し、兩地方の森林地帯を特色づけてゐる。而して此の種の森林は、國內の全森林地域の一五乃至二〇%を占めてゐるが、其處に繁茂する樹木の種類は、數多、就中樹脂科(wood-oil family)に屬するもの最も多い。此の熱帶常綠林中、最も重要な木材は Mai Yang, Takien, Saya, Lumpaw, Itain, Tang, Kiam, Takien Chan, Tan Sao, Bin Nik, Paynung(或は Rosewood), Tabec, の諸材である。右の中 Mai Yang は商業竝に經濟上最も重要にして、而も價格廉なるがため、外國市場に多量の輸出を見ると共に、建築材料として、國內の需要も多い。尙地方的には松明製造及船舶修繕用の材料として用ひられる。右の主要木材の外に、又竹林、藤、siset 樹皮、小荳蔻(cardamomus)、樹脂(tummaris)、ベルチヤ護謨(gutta-percha), gum jelutong, 黃藤(gamboge)、香木(scented woods) 及染料樹(dye-woods) を産す。亞熱帶常綠林は、概ね海拔千米突きの山嶺地帶の氣候冷涼な地方に生育して居り、從つて其の大部分は北部暹羅に亘り、面積は最も狹少にして凡そ千平方糸に過ぎない。而して生育するものは、柏、栗、えごのき属及松樹等である。

松樹には二種あるが、最近此の松樹より樹液を採取し松脂を製造する事が計畫された。因つて、テレビン油及松脂に対する需要を或る程度緩和するがために、右の計畫が恒久的の產業にまで發達せんことを希望するのである。此の他に gum-benjamin を產出する樹木は多いが、これより樹液を採取する實驗を行ひたるも、其の結果は現在の處では未だ決定的のものではない。亞熱帶常綠林地帯は、人跡稀にして、居住するもの殆んどなく(上記松脂及 gum-benjamin の產出は姑く措き) 土壤竝に水源の保護の外には大した用をなさない。

落葉林は暹羅國森林中特筆すべきものであつて、全國森林地帯の七〇乃至七五% 即ち二十五萬平方糸を占めてゐる一般木材販賣及農民に對する需要の大半は、右落葉樹林より供給されてゐる。此の落葉林は、其の生育する土壤及樹木の特質に依り、二種に區別することが出来る。即ち deciduous dipterocarp & mixed deciduous である。而して deciduous dipterocarp 森林は、俗に "pa peh,"(又は pa deug) と謂はれるもので砂土或は礫石の土壤に生育し、全國森林の約五〇%を占め、暹羅の東部及西部の兩地方に於てよく生長し、其の數量多く木質も良好である。此の森林を deciduous dipterocarp と呼んで居る譯は dipterocarp 屬が最も著しく繁茂し居るからである。而して此の dipterocarp 屬(簇生をなす)に屬するものは左の通りである。

Pluang, Hiang, Teng 及び Rang である。何れも製材として、用途多く殊に Teng 及 Rang よりは、堅牢、強靭にして耐久力に豐む木材を得るを以て、支柱、杭木等の如き建築工事材料としての用途が廣い。右の產出多量なるを以て、之れを海外に輸出し、且國內の需要を充たしてゐる。

上記の樹木の外に尙貴重なる木材となる樹木がある。即ち Makhu, Rak 及び Rok Fa がそれである。此の種の森林中に生ずる草木は甚だ少くして特記すべきものは二、三種に過ぎない。例へば Melanorrhoea usitata ふり黒ワ

=& * Dipterocarpus & dammar (一般に光澤なき)を産出してゐる。

mixed deciduous 森林の生育する所は deciduous dipterocarp 森林のある土壤よりも良質であつて、此の種の森林には頗る多種類の樹木が雑然と繁茂し概して deciduous dipterocarp 森林のそれよりも樹木が太いのである。此の森林より産出する木材の大部分は、總額から謂へば最も多額を占めてゐる。而して此の木材に属するものは、チーク材 (*Tectona grandis*), Pradu, Ching Chan (或は Rosewood), Maklua (或は Ebony), Mai Deng, Tabec, Salao, Kwoow, Tin Nok 其他竹類各種である。茲に注意すべきは、チーク材の產地は、主として北部暹羅の山岳地方で、中部暹羅の一部にも産出する。

チーク材及竹材は勿論主要品目にして、前者は主として輸出品として伐採され、後者は國內需要に充てられ、地方で取引が行はれてゐる。而して此の mixed deciduous 森林より出るもので市場に輸送される産物は、suppanwood, myrabolans 及 makluu の果實である。殊に最後の果實は、木綿を黒色に染めるために廣く用ひられてゐる。以上述べたる處は、森林の種類を大別し、其の分布状況、面積、產物の主要なるものを示したのであるが、次に森林資源の輸出數量並に地方消費數量に關する概観を試みやう。

二、三千平方キロの私有森林及略々同面積の官有未拂下林を除き、國內の森林は凡て共有地域ではあるが、此處より産出する貴重なるチーク材其他の木材は、國法の保護を受けてゐる。此等の木材は、伐採権を得たる者に限り、伐採することを得、若し之れを賣却する場合には、伐採使用料を納付せねばならないが、反之國法の保護せざる森林は、之れより産出する木材を賣却すると否とに拘らず、何等の制限もなく伐採する事を得、而して輸出の場合に關稅を納付する外、一切納稅の義務はない。

B·E·一四七四年（一九三一—三三）乃至一四七八年（一九三五—三六）の五ヶ年間に於て森林より産出せる物資は年額平均左の如くである。

品 目	數	量 (立方米)	見 積 價 格 (銖)
チーク材	一一三二、〇〇〇	六、九六〇、〇〇〇	
其の他諸材	三五一、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	
薪炭	九九七、〇〇〇	二、七三〇、〇〇〇	
竹材	一一、八五四、〇〇〇(本)	五二〇、〇〇〇	
其の他	一	一、三五〇、〇〇〇	
計		一六、六〇〇、〇〇〇	

前掲の諸產物は必しも現實に森林より産出するものを悉く代表したるに非ずして、僅かに納稅を要するものを示したものに過ぎないのであるから、無論右の外にも産出するものが多いが、之れは政府の管理外にあり、従つて無稅なるがため、產出數量調査の術はない。伐採料、脫稅數量に就ては何等の調査なき事は申す迄もない。

森林物產の大部分は國內消費に充てられてゐるが、B·E·一四七四年（一九三一—三三）乃至B·E·一四七八年（一九三五—三六）の税關報告書に據り、森林物產の年額平均輸出額を示せば左の如くである。

品 目	數	量 (立方米)	價 格 (單位銖)
チーク材	四三、二〇〇	一	四、四三五、〇〇〇

其の他諸材	二、一〇〇立方噸
薪炭	一九二、〇〇〇ピタル
藤	五〇〇、〇〇〇
皮材	三一三、〇〇〇
等	三六五、〇〇〇

一九〇〇ピタル	二四、九〇〇ピタル
七八五、〇〇〇	二四、九〇〇ピタル
八六、〇〇〇	二四、九〇〇ピタル

五百、〇〇〇	一九二、〇〇〇ピタル
三一三、〇〇〇	一九二、〇〇〇ピタル
三六五、〇〇〇	一九二、〇〇〇ピタル
五四九、〇〇〇	一九二、〇〇〇ピタル

(註) 一立方噸一一・四一五八立方米 一ピタル 約十六貫
チーク筏 (Salween 河を経てビルマに、又 Me Kong 河を経て、印度支那に、夫々輸出される) は輸出品目に加へらるべきなれども、税關報告書には記載してない。而して B.E. 二四七五年 (一九三二—一三三) 乃至二四七八年 (一九三五—三六) に於ける產額を基礎とすれば、年額平均六六、五〇〇立方米、二、〇〇〇、〇〇〇銖である。故に森

林產物の總輸出額は年額平均凡そ九、〇〇〇、〇〇〇銖に達してゐる。

ビルマ及印度支那へチーク材を輸出するには、其の產地の地理的關係により筏を組み、河流を利用して輸送するを便とするのである。即ち

歐羅巴……英國、伊太利、丁抹、瑞典、獨逸、諸威

阿佛利加……南阿聯邦、葡萄牙殖民地 (東南亞弗利加)、香港、日本、錫蘭、新嘉坡、支那、和蘭、印度、米國である。 Mai Yung 材の仕向地は主として、印度、香港及英國であり、他の諸材は皆香港、支那、日本及彼南へ向けられてゐる。

輸出品目中、第二位に位する森林產——薪炭、其他——は彼南、新嘉坡、英領馬來、香港へ向け輸出されるが、其の大半は香港への委托輸送である。現在までは、木材の大量伐採は、チーク材其の他の高價なるものに限られてゐた。チーク材の需要が世界的にして、其の價格は、伐採費を回収し得て餘りあるがため、搬出の難易に考慮せず、伐採してゐる者もあるが、之れは姑く措き、右の諸材を產する樹木は大體散在して生育する性質のものであるから、交通の便に近き所にあるものより順次に伐採されて來てゐる。右の如き次第であるため、既に便の開けた地方には、今尙賣れ行きの悪い樹木が残つて居り、又奥地々方には斧鉈を待つ頗る貴重なる森林が横はつてゐる。然し乍ら若し交通機關が改善せられ、木材を要する産業及商業が次第に發達し、其の結果、人口の増加となり、文明が進歩するに至れば、暹羅國の莫大なる森林資源は益々盛んに且つ十二分に利用されることにならう。

筆を擱くに先立ち、一言致し度きは、抑々森林なるものは、直接並に間接に入類に裨益する處頗る大であつて、質

及量の豊富なる森林の存在する事は、一國の經濟發展並に福祉増進のために肝要なるは、今更發言を要せざる處である。

暹羅は莫大なる森林を擁し、而も其の多くは處女林なりと雖、現下の状勢より觀るに、現状の儘に放置する場合、右の森林は暹羅國將來の需要を永く充たし得るとは必しも斷言し得ないのである。何んとなれば、森林事業に關し一隻眼を有するの人士は、何人も左の事實を認めない譯にはゆかないのである。即ち無計畫なる伐採、無統制なる移動開墾に禍されて、貴重なる森林は日増しに劣悪となりつゝある有様である。尙又半島地方にても、英畝當り千チカル以上もする森林が濫伐の上焼き拂はれて、耕地と化し、其處に護謨栽培が行はれてゐるのであるが、暹羅國將來のためには、更らに劣等な土地を選んで護謨栽培に充てるべきには非ざるか？要之、森林の保育法並に改善政策が慎重に審議され、之れを實施するの期早ければ、暹羅國の將來尙一層多幸なりと謂ふべしである。茲に慶賀に堪へないのは、政府は深く此の點に思を致したる結果、健全なる森林政策の根本方針とも謂ふべき「森林保育法」の制定を近く實現する事となつたのである。（三井暹羅室譯）

雜苑

○新興國暹羅

矢田部保吉

間断なき外來勢力の襲撃

從前私は暹羅を語る場合によく斯ういふことを云つて居た。即ちアジア大陸東南の一隅に暹羅といふ國の存在することを知らない日本人は恐らく一人もあるまいが、暹羅の位置はシンガポールの手前であつたか、又は其の先きであるかの點になると即答の出来ないものが存外に多い。日本人の暹羅に關する知識はそれ程までに漠然たるもので、甚しきは暹羅は何國の保護國であるかと質問するものすらあつた。之れは從來一般日本人が如何に暹羅に付て無關心であつたかを示すものである、と斯様な意味合のことをして居たのである。

併し最近に於ては、餘程事情が變つて来て最早斯様なことは云へなくなつた。最近數年來日暹兩國の關係は相當目に立つ程度に密接を加へ、兩國人士の往來も可なり頻繁となり、暹羅人青年の日本に留學するものも既に百數十人を算する有様であつて、此の傾向は兩國の爲めに誠に慶賀に堪へぬところである。日暹兩國が始めて國交を開始したの

は明治二十年のこととて、昨年を以て満五十年の記念すべき年を迎へたのであるが、半世紀に亘る此の久しい間、兩國の關係は餘りにも疎遠なるものであつた。兩國民お互に殆ど相顧みる所が無い實情であつた。然るに極く最近の僅々數年の間に兩國の親善關係が俄かに大に増進を見るやうになつたのは抑々如何なる事情に依るものであるかといふにそれは一は最近に至つて暹羅に於て、革新の機運が大に勃興し來つて民族興隆の意氣が國民の間に熾くなつて來た爲めであり、二つには我國に於ても亦對南發展の見地とアジアの再建設の理想から、アジア大陸の南方に於て歐米諸國の領地の間に伍して暹羅といふ獨立國が毅然として存在する事實の重要性が識者の中に確認せられるに至つたが爲めであると信する。

暹羅は後印度半島の中央に位したメナム河の沖積土の上に出來た頗る肥沃の地であるから、古代から此の地域が附近諸民族の爭霸の舞臺となつたといふことは容易に想像せられ得るのであるが、現代暹羅國の前身たるスコータイ王國が十三世紀の頃此の地に始めて建設せられた以後十八世紀の末に至る迄の歴史に於ても、此の國は間断無く外來勢力の襲撃に悩まされて來たことがわかる。其の外來勢力の主なるものは西からするビルマ人の勢力と東からするカンボヂヤ人の勢力とであつた。十九世紀に入つて暹羅が泰西諸國と國交を開始してからは、英國の勢力がビルマ人の勢力に代り、又佛國の勢力がカンボヂヤ人の勢力に代つたのであるが、暹羅が東西の大勢力により挾撃の位置に在るの情勢には少しの變化も無かつた。殊にビルマやカンボヂヤの往年の勢力は大體暹羅の勢力と互角であつたのに反し是等の舊勢力と入代つた英國及び佛國の勢力は舊勢力に比べて數倍重壓的なものであつた。佛國の如きは其の軍艦を首都バンコツクにまで進めて武力的壓迫を加へて領土を割取した事すらある。其後英佛兩國の間に暹羅不可侵の宣言や勢力範囲割定の協定等もあり兩國の暹羅に對する壓迫は極めて深刻なものであつた。それで暹羅は或は永久に其

の獨立を失ふに至りはせぬかといふことが恐れられた程で、十九世紀の末頃から今世紀の初頭までの間、即ち今から僅々二十數年前迄に於ける暹羅の國家艱難の實際は誠に同情に堪へぬものがあつたのである。

此の秋に當つて暹羅國民が上下一致能く隱忍自重して其の社稷を保ち得たことは、今日から見れば寧ろ驚異に値するところだと云つても決して過言で無い。支那以南のアジア大陸の大地域と所謂南洋の一帯に於ける大小無數の島國とが十九世紀の七、八十年代に至る迄の間に於て悉く西洋の諸國の爲めに併呑せられて、暹羅を除くの外文字通りに尺寸の地をも剩すところが無い事實を顧みれば、誠に思ひ半ばに過ぐるものがある。暹羅が其の獨立を維持し得たのは、此の國が英佛兩勢力の間に介在する緩衝地帯となつたが爲めであるといふものがある。斯る簡単なる説明は必ずしも真相を穿ち得たものではない。建國以來百年に亘つて其の社稷を護る爲めに、腹背の敵と戰ひ續けて來た間に培はれた不屈の精神を私は認めざるを得ないのである。元より何れの國民でも久しう間の歴史の上に時として興廢の跡あるを免れないのは當然であつて、十九世紀の初頭以來歐米の勢力が非常な勢を以て、東洋及南洋の大地を蔽ふに至つた時代は、暹羅としては雌伏の時期であったのである。此の時期に於ては如何なる屈辱も暫く之を忍ばねばならなかつた。國家の興隆を圖るに先んじて彼々として其の現状維持を事とせねばならなかつた。國內の開發よりも國際關係の安定を期することが先決條件であつたのである。

新暹羅蹶起の革命

然るに數十年來雌伏を事とし隱忍に隱忍を重ねて、只管現状維持を求めて來た暹羅國民が起つべき秋が遂にやつて來た。一九三二年即ち昭和七年の六月の政治革命は新暹羅蹶起の第一の烽火であつた。此の革命は建國以來の君主專

制政治を打倒して議會政治を樹立し、姑息なる現状維持政策を矯めて國力の伸張、民族の興隆を圖らねばならぬといふ、一大理想の下に結束した愛國の熱情に燃ゆる文武少壯官吏等に依つて企てられたものであつて、殆ど全く流血の惨事を見ること無しに僅に三日にして其の目的を達成したのである。斯くて革命新政府の施政綱領として内外に宣布せられたものは六項に岐れて居るが、それを要約すれば、

(一) 法權及び財政經濟の獨立の擁護

(二) 國内治安の維持

(三) 國民の經濟福祉の増進

(四) 國民平等權の確立

(五) 國民の自由の確保

(六) 國民教育の普及

である。

此の綱領は革命政府當局が機會ある毎に反覆強調して其の遂行を國民に誓つて居るところのものであるが、今日迄には是等の施政綱領が如何に實行に移されて居るか、革命後五年餘を経た今日に至る迄に如何なる實績を收めて居るか其の大要を述べんに、改革の最も顯著且つ根本的なものは政治上に於ける皇族の特權的地位を覆へしたことである。近代に於ける暹羅の政治の實情を見るに、多數の皇族が政治上に於て特權的地位を占めて之れが爲めに生ずる弊害が次第に甚しくなつたやうである。政治上の權力を握り社會の最上層に立つて經濟的に最も恵まれた地位に在つて何一つ不足の無い境遇に在る皇族が現狀維持の中心勢力となつたのは自然の勢である。夫れ故皇族の手から暹羅の政

治の實權を奪ふことが革新の第一歩として先づ必要なることであつた。革命政府に依つて特に制定せられた憲法に於ては皇族が政治的地位に就くことを禁する旨の明文を設けて居る。又國民議會の創設と同時に全國に普通選舉制度を實施し、女子にも男子と全く同様の參政權を與へたのである。暹羅の如き一般國民教育未だ普及せず其の政治思想の尙ほ甚だ低級なる國に於いてきなり普通選舉制度を實施するが如きことは、餘りにも突飛なることと一應は考へられるのであるが、併し國民平等權の確立を以て革命の重要な指導精神の一とする以上、普通選舉と女子參政權とは皇族の特權的地位を奪ふことと共に直に之を實行せねばならなかつた。尤も此の普通選舉制度の必要は暹羅に於ては單なる觀念上の問題にはあらずして實際政治の上に於て是非共之を必要とする事情があつた。暹羅では華僑が經濟上の實權を掌握し中流中產階級を形成するものは華僑であるから、若し暹羅に於て制限選舉制度即ち選舉權に財產資格又は教育資格を必要とする制度を採用したならば、議會の實權は忽ち華僑の手に移つて仕舞ふに違ひない。此危險から暹羅の政治を救ふ爲めには、是非共普通選舉制度を必要としたのである。斯の如き用意を以て選舉法を制定した政府の對華僑政策の如何なるものであるかも窺はれる。

國防充實、經濟振興

政府は又非常なる熱心を以て教育に關する諸般施設の改善擴張を計つて居り、教育費の豫算の如きは數年前に比して三倍又は四倍に增加して居る。憲法定後十年を期して選舉有權者の少くとも半數以上が義務教育を了へたものとすることを目標として急速なる普及を計つて居る。國防に付ていへば、暹羅の如き國に於ても其の軍事費は總計豫算の大體二割を占めて居たのであるが、從來陸軍海軍共に内容貧弱なるものたるを免れなかつた。然るに革命以來政府

は銳意陸海軍の充實擴張に力めて年と共に其の面目を改めつつある。殊に海軍が兩三年以來數千萬圓の巨額を投じて多數の艦船を建造し、又新に軍港の建造を急いだりして居る事は大に注目に値することで、之に對して外國人の内には此の巨額の金を産業開発に振り向ける方が暹羅として遙かに賢明であるといふが如き批評を下すものもあるが、之は一を知つて二を知らざるもの言である。産業の開發は元より一日も之を忽かにすることは出來ぬけれども、如何なる國でも獨立國として國防の充實が今日最先の要件であることは議論の餘地が無い。何箇軍團かの陸軍が整備せられ、又何萬噸かの軍艦が新に建造せられたからとて、之に依つて暹羅が直に軍事的に世界の強國の列に入り得る譯でも無く、又之れに依つて直に失地回復が望まれ得る次第で無いことは勿論であるが、併し今日大に奮起せんとする暹羅が全國民に對して獨立國民たるの自負心を強く吹き込み國家興隆の信念を固く植え付けるが爲めには、經濟的の實力を培ふと共に國防の充實を期することが絶對必要なる條件である。加之變轉極り無い國際情勢に處して將來若し暹羅が其の盟邦を何れにか求むるの必要に會するが如き場合がありとするならば、或る程度充實したる軍備を持つことが重要な條件ではあるまい。革命政府の當局者が多大の努力を軍備の充實に拂うて居るのは、必ずや非常な深謀遠慮に出てたるもので、大に敬意を拂ふべきでこそあれ、決して一知半解の妄評を下してはならぬところであると考へる。

經濟振興の點に付て見るに、通信、交通、運輸、灌溉等に關する諸般機關の擴張整備、農產、鑛產、水產等の各種資源の調査や其の開發獎勵のことと徐々に進行を見て居るから、年と共に相當の改善を見ることであらう。尤も各種資源の開發に付ては近來暹羅人識者の間に、之を將來に保留せんとする思想が大分浸潤して居るやうに觀察せられるのであるが、斯る思想は、數十年間の雌伏を重ねて危くも落伍者とならんとした暹羅をして益々時局に後れしめるものに外ならぬ。今日貴重な資源を開發しないでおいて、廳ていつかは暹羅人自身の資力が充實し又其の事業經營の知

識經驗が豊富となるの時機到来すべきを待つて居るのでは、暹羅國の經濟の振興、民度の向上は遠き將來の夢と云はねばならぬ。

暹羅としては其の現に不足する資本や知識經驗を廣く諸先進國から仰いで國內資源の開發をスピードアップすることが必要である。それに依つて一日も速かに民力を充實し、生活の向上を計るにあらざれば、民心は遂に革命政府の施政に倦むに至るであらうこと私は深く恐れるものである。從來外國資本の爲めに國內の資源が擄取せられて來たので、外國資本に依る資源開發に依つて暹羅人の利益するところは甚だ少かつたといふものもある。從來斯る傾向が絶無であったとは云へぬかも知れぬが、私の見るところを以てすれば、それは從來暹羅が外交上甚だ弱者の地位におかれて居た爲めである。過去半世紀の間暹羅は獨立の現状を維持する爲めに尊い犠牲を拂はねばならなかつたのである。

今日は最早餘程事情が變つて來た。加之暹羅國內に於ける外國資本の授下が、今日の如く一、二の國に偏して居る場合には、自然其の授下資本國の勢力が特に重壓的となることを免れぬ。之れを暹羅の如き國柄に於ては甚だ取らざるところである。暹羅としては各國からどしき、外資を歡迎して、諸外國の投資關係を複雜にしておく事が、外國資本の所謂擄取を防ぐ所以でもあり、暹羅を保全する所以でもある。此の點は暹羅の識者の一考を煩はし度いところである。オランダが蘭領印度に於て實行して居るところは暹羅として大に學ぶべきものがあると考へる。

條約の改訂

次に國際關係の方面に付て見ると、暹羅は一九一七年に世界大戰に參加して、戰勝國の一としてパリー平和條約に

調印し其の結果として其の國際的地位は相當向上を見た。其後改縮せられたる各國との修好條約に依つて領事裁判權撤廢と關稅自主權回復の目的も達せられた。此の點に於ては遼羅は支那を尻目にかけて一步も二歩もお先きに失敬して居る譯である。果すべき義務を果し拂ふべく努力を拂ふことが、個人の場合に於けると同様に、國家の場合に於ても亦勝利を得る爲めの捷徑であることを立證して居るのである。

尤も法權に付ては領事裁判權撤廢後に於ても尙移審權、法令修正權及び裁判管轄變更請求權といふが如き種類の制限が残つて居た。就中移審權といふは締約國民を被告とする事件が原則として遼羅の裁判所の管轄に專屬することは領事裁判權撤廢の結果當然のことであるが、或る特定の事件に於て被告所屬國の公使が、遼羅の裁判所の審理が公正を缺くの虞ありと認めた場合には、其の事件の審理を其の國の領事裁判に移すことを請求し得る権利であつて、此請求を遼羅政府は之を拒絶するを得ないものである。幸に今日迄何れの締約國も此の権利を行使したものは無かつたと記憶するが、而かもそれは遼羅の法權の獨立に對する重大なる制限であつて、其の制限は各種法典の完成後五年間存續することになつて居た。

さて舊政府時代に於ても法典の編纂に力めては居たが、仲々急速には涉どらなかつた。然るに獨立の擁護を施政綱領の第一に掲げてゐる革命新政府の當局は、非常なる努力を以て法典の編纂公布を急ぎ、昭和十年十月一日を以て、條約所定の法典の制定公布を全部完了した。

於是昭和十五年十月を以て移審權は自然消滅することとなつたのであるが遼羅政府としては五箇年の永い間を待つことは出來ない。恰も各國との條約は皆其の存續期間満了の時期に達したが故に、各國に對して一律に廢棄通告を發して直ちに條約改縮の交渉に入ったのである。斯くて昨秋以來次々に調印せられたる新條約に於ては、移審權其の他の

の法權上の制限を一切撤廢し、完全に法權の獨立を回復し得たのである。關稅自主權に付ても亦英國との條約に於て重大なる制限、即ち遼羅の爲め頗る不利益なる税率制限の規定があり、又米國との條約に於ては遼羅の專賣施行を不可能ならしめる重大なる制限があつたが、遼羅の財政の獨立に對する是等の重大なる制限も、新條約に於ては悉く撤廢されたと了解して居る。即ち茲に遼羅國は條約上に於ては修好各國と全然平等の地位を獲得したのである。遼羅國民の眞摯なる努力で正當に而も斯くも遙かに報いられたことは、東洋に於ける眞實なる友邦國民を以て任する日本人として誠に喜びに堪へざることころである。

日本との新條約は昨年十二月初に調印せられたのであるが此の條約も勿論相互平衡互恵の原則に基いたもので、遼羅國が法權と稅權に付て完全なる自主權を有することを承認したものである。尙此の日遼條約に於ては將來日本が滿洲國に對して與ふることあるべき關稅上の特惠に付ては最惠國待遇の規定の適用が無い旨の規定を設けて居るといふことである。滿洲國なる文字を條約中に使用することを遼羅が承認したことは注意に値する所たるのみならず、日本の滿洲國に與ふる特惠に付ては均霑せざるべきことを第三國が條約に依つて承認したものは、未だ他に其の例が無いのであって、之は遼羅當局が日滿兩國の不可分關係に付て如何に深き理解を有するかを物語るものであると考へる。

斯様に今回條約改正に於ける遼羅政府の成功は頗る大なるものがあると云ひ得ることは勿論であるが、條約上の規定に據る制限を離れて見ると、今も尙ほ残つて居る外國人の裁判官は之を何うする積りであるか、發行準備制度其の他幣制や外國人財政顧問の如きは何うであるか、鑛山其他産業開發等の點に付て今後遼羅は何等外來勢力の拘束を受くることなく獨自の歩みを歩み得るか何うか、觀じれば遼羅國民の今後の努力に俟たざるべからざるもののが、尙ほ相當多分に残されて居るやうに思はれる。併し革命以來五箇年間の實績に徴し、又私の親しく見て來た當局の熱意ある

努力に頼みて、今後數年にして暹羅の國勢は更に大に其の面目を改むるであらうこと私は信じて疑はぬものである。

我國との親善

我國の對外經濟發展の見地からする南洋の重要性に付ては、最早妙に蛇足を添へるの必要は無い。之を通商貿易の點に付てのみ見ても、南方アジア及南洋諸國との輸出入は、日露戰爭以後約三十年の間に數十倍に達して居る。是等の諸地方は日本商品に對して殆ど無限とも云ふべき市場を提供するものであるが、更に重要なことは、是等諸國から日本の輸入するものが殆ど全部原料品又は粗製品であるといふ事實である。商工立國の國是の上に立たねばならぬ、日本が、外國の供給に仰いで居る各種の原料の内で、是等諸國から輸入せられるものは非常に大なる部分を占めて居るのである。換言すれば、我國の製造工業の發展は是等諸國からの原料の供給を度外視しては殆んど考へ得られない。

今日南洋諸國に對する經濟的發展が頻りに唱導せらるるのは、其の主なる目標は我國の必要とする資源にあると認められる。然るに無限の天富を包藏する廣大なる此地域が、今日悉く歐米諸國の領有する所となり了つて居る。残されて居るものは獨り暹羅あるのみである。而して其の暹羅が現状維持の夢から醒め、因循姑息の舊殻から脫して自主自立して國力發展の首途に就かんとして居るのである。暹羅の文化が向上し、產業が興隆して、富強なる國家となつて能く西方の羈絆から脱するに至つたならば、日本の爲めにも多種多量の工業原料の供給者となり得るであらう又日本商品に對して重要な市場を提供するでもあらう。私は暹羅ほど色々の點に於て日本と其の利害を同じうする國は他に其の類が無いと思ふ。現在及び將來に於ける國際情勢の推移を考へて見るならば、到る處歐米の領土ならざるは無き廣大なる南方アジアの天地の一角に於てアジア防衛の前線として、強力にして而かも日本の盟友としての暹羅獨立國家の再建設が單に通商貿易の上に於てのみで無く、其他の意味に於て如何に重要な意義を持つかといふことが首肯せられるとおもふ。此の事は暹羅人識者に於ても夙に認められて居るところであつて、革命の指導精神たる六つの原則を具現する爲めには日本こそ最も學ぶべきものであり、日本こそ最も温きヘルビングハンドをさしのべて呉れるものであることが彼國青年政治家の間に理解せられつゝあると信ずる。日本は暹羅國民の期待に背かぬやう理解と同情を以て之れに應酬すべきである。

* * *

日本は今日支那事變の勃發によつて非常なる難局に際會して居る、而しそれが今後相當長期に至るであらうことを國民上下一致して覺悟して居るのであるが、此の事變も總ては必ず輝しい成果を收めて、終熄する時が來ることを信ずる。併し日本を一層偉大なるものにする爲めには更に第二、第三の試煉の難局が其の前途に襲ひかかつて來るであらうこと考へておかねばならぬ。それに付ては今後日暹關係の緊密化が非常に重要であることを痛感せざるを得ない、今日朝野を擧げて支那事變の處理に懸命の努力を續けて居る間に於ても、南方のこと、殊に暹羅との關係の諸問題に深き關心を寄せられんことを、天下眞眼の士に訴へんとする次第である。

○ 遷 羅 留 學 生 と 日 本 語

九六

(筆者は永らく教育界方面に從事せられたる人、現在は東都に於て専ら外人に邦語を教授して居られる。在京遷羅學生で現に同氏の畫胸を受けつつある者も數名ある。)

黒 野 政 市

遷 羅 留 學 生 と 日 本 語

遷羅留學生は現在日本に百人以上居るが、其中十三名が官費生で他は私費生である。

遷羅學生がかく多數我が國へ留學する様になつたのは昭和十一年三月官費生が十二名同時に來てからである。その以前にも私費生が少しは來たが、官費で來たのは陸海軍人だけであり、軍人達は専門語だけしか習わないから、日本語教授との關係は殆どない。遷羅の四月は總べてのはじめである。學校の新學期であり、日本の正月である。したがつて留學生の來朝期は四月の終から五六月頃までである。一昨年には同年度遷羅海外留學生の三分の一、十二人が日本に留學し、残りの二十四人が英・米・其他の國へ行つて居る。これにしたがつて私費生の來朝も急速に増加したのであるから、昭和十一年は遷羅留學生と日本語とゆう關係から永久に記憶されるべき年となるであろう。

遷羅留學生は日本語をどうするか。軍人を除いた官費生は全部一年乃至二年、日本語を専門に習つて、官廳なり學校なりに入り、其後も引き續き習つて居る。私費生の中には、極少數習わないで、英語を通じて實地の修得をして居る

日本語教授機關と教授状況

ものもあるが、殆ど全部は「サイタ サイタ」の課程を踏まなければならないのである。唇の厚いEさんも、短氣のPさんも、活動好きのBさんも、何れも劣らぬ黒い顔をして、「コイ コイ チロコイ」「ハチレ ハチレ チロカテ」を必ずやり出すのである。即ち、彼等は、日本語が困難でも平易でも、ある期間を過し、ある程度まで日本語を習つて、各々専門の方方に進まなければならないのである。

遷羅留學生が殆ど全部日本語の勉強に一二年を與えるのに、これ等學生に對する日本語機關はどうかと言えば、彼等の增加が急速であつたため、公使館には昭和十一年四月新たに學生監督の制度が出來、留學生の世話と監督にあたる様になつた。そして、これ等學生の日本語教授を如何にすべきかは相當に考えられた様であるが、現在に至るも、公使館としての機關はない。そして官費生は二十才から二十八才位までの學生であつたが、十二人全部、當時出來た大久保の國際學友會館に落着き、その赤ん坊クラスで一齊に「サイタ サイタ」「コイ コイ チロコイ」「オヒサマ アカイ、アサヒ ガ アカイ」を教えられ始めたのである。公使館に直接關係のない私費生等は、この恩典? に浴する事すらも出來ず、各自が求めた教授法の知識も教授の経験も乏しく、發音さえも、どれが標準音か知らない者さえあるだろうが、日本語會話は極めて流暢な學生先生の手に、機關の不備と事情を知らぬ悲しさ、委ねられた。其後昭和十二年になつて、目白と豐島區の千川町に遷羅學生本位の日本語塾が開かれ、前者は公使館と連絡があり、各々十人近くの私費生に、國際學友會館と同様新國語讀本を使用し教授して居るが、現在は何れも四五名の生徒が殘つて居るだけである。この様に、遷羅留學生に對する日本語教授機關は極めて不備で、僅かに、無料で教える國際學友會館

と、他に私塾が二三あるだけであるが、暹羅人が皆知つて居るこの國際學友會館で習つて居る者が現在數人に過ぎない。此處には三名の教師が居り、官費生でも私費生でも無料で習う事が出来る制度になつて居るのであるが、此處へ行く事を大抵の暹羅人は欲しない様である。昨年は官費生すらも一ヶ月で三名減り、半年たたない中に半數ばかりになつて仕舞つた。そして高い費用を拂つて個人教師に就く。して見ると、これには必ずしも暹羅學生だけを責める事の出来ない點があるのでないか。此處に寄宿し態々遠い所まで行かず無料で習える機会がありながら、高い教授料を拂つて出掛ける者さへ現在一二に止まらないのである。かくすると、暹羅學生には安息所を與えず今日はA先生、明日はB先生と、永遠に浮浪するジプシーの様な日本語生活をさせて置くのが現在の教授状態である。私は暹羅人に對する日本語教授機關は不備そのものであり、教授状況なども赤ん坊クラスに留學生を置く事、その物に何かの欠陥が含まれて居るのではないかと思つて居る。

留學生の學習狀況

暹羅は熱帶國である。暹羅人は寒さを知らずそれで居て日本人程の暑さも知らない國民である。四季果樹實り、年二回の米の收穫あり、その上我が國に近い面積を持ちながら人口僅かに千三百萬、如何なる貧民も衣食住に窮する事はない。果樹園は何時も彼等の空腹を満し、佛教徒の暹羅人は飢える者に一椀を與える事を忘れない。即ち彼等には日本の様な深刻な生活難はなく、自然に對する抵抗力の必要もない。かかる風土環境に育つた暹羅學生に日本人程の忍耐力を求めるのは無理である。其上暹羅語は日本語の假名と同じ位平易であり、小學校の二年生でも暹羅字新聞が讀めるのである。語をかえて言えば、暹羅人には日本人より平易な生活が出來、暹羅人は日本人程の努力なしに國語

を修得する事が出來るのである。これが暹羅人が特に日本語學習を困難とする原因であり、又勤勉でないとの評を受ける所以ではなかろうか。

然し各國人は自分を標準として他國人を判断する傾向がある。私は日本人が日本人學生を見た目で暹羅學生を見るから、日本人學生と違つた點が目につき、暹羅人は怠惰であるとの言をなす者が多いのではないかと思つて居る。實際、日本人に比較すると、よく遊び、よく學ばない様である。私自身多くの暹羅人、主として勤勉な官費生に毎日接して居てこう言う感を持つから私費生に教授する日本語教師が暹羅學生は不勉強で勝手であると言うのも無理はない。然し暹羅學生を縦密に觀察して見ると、日本人に勝れた點も種々發見される。例えば私の教えた官費生でよく遊ぶ生徒が居たが、彼は習つた所を必ず一回讀んで意味が全部分らなければ決して休まなかつた。これに類する例は澤山ある。我々は人の長所より短所が目につき易い。殊に外國人に對する場合は甚だしい。暹羅學生が日本人學生に比して、俗に言う呑氣であり、日本語を困難視する傾向はあるが、彼等の日本語學習を不可能にする程の欠陥では決してない。要は彼等を知り己れを知つて彼等に適應した教授をする事である。

留學生の日本に對する考

私の教えた暹羅學生は主として官費生であり、官費生中一番年長の官吏であつたが、毎日大部分はこれ等學生達と一所に居る機會を持ち現在も持つて居るため、彼等が日本語に對してどう言う考を持つて居るかも大抵觀察は出來た。これは三十才近い留學生と二十才位の者とは少しく相違して居るが、大體に於て彼等は日本の文化を吸收してこれを暹羅に植付けたい熱意は持つて居るが、日本語はこの方便であり歸國後は少しも使用しないから出來ればこの努力

を少くして、文化吸收だけを多くしたい考を持つて居る様である。故に日本語學習中も英語の知識をなるべく失わない様に心掛けて居る者が多い。この傾向は私費生にもある事と思つて居る。ただ私費生では、日本語の教授以外に英會話を習い、活動へも、レヴューへもしげしげ通うだけの余裕のあるものはあまり多くないので、實際習つて居るところは聞かないが、官費生ではこうした者もある。この様に日本語を知らなければ現在不便ではあるが、日本語を徹底的に研究して歸國後も日増に發達する日本文化を吸收しようと固い決心を持つて勉強して居る者は少い様である。日本の現在の文化だけ早く本國に報告する事によつて名を擧げ様と焦つて居る者さえある。これには日本語が彼等の國語に比して極めて難かしい點もあるけれども全體として彼等には英語の知識を誇る傾向もあるのではないか。丁度日本人の中にこうゆう人がある様に、歐洲人の生活が彼等の美望的となつて居てそれがまた彼等の脳裡に残つて居るのではないだろうか。眞に日本の文化に憧れて來た者もあるであろうが、日本への留學が經濟的であるとの考で來朝した者もある様である。従つて私費生には學費の豊富な者もあるが、毎月八十圓の學費で過して居る者もあり、學費不足で歸國した者もある。即ち現在の留學生には日本語に英佛語程の憧憬を持つて居ない様である。私は、彼等の中に、日本語の書物を読み得るまでに修得して歸國する考を持つて居る者は現在少ないのでないかと懸念して居る。そして機會のあり次第努力する様に話して居る。

國語の困難を知らない暹羅學生に漢字が一番困難な事は勿論である。然し漢字の意味と讀方ではどちらが難かしいかと言えば、彼等の一番驚くのは漢字の讀かえである。英語にも時には讀かえに類するものはある。暹羅語にも少しはあるとの事であるが、暹羅語の發音と綴字の關係は英語のそれよりも平易であると留學生達は言つて居る。故に漢字の下シタを教えて次に下シタるを教えたたら、暹羅人はびっくりする位である。その後に下シタる、下シタと出て來たら一つの漢字に

は何百も讀方がある位にすぐ思つてしまふ。日本の讀方と、支那の讀方と二種あると言つても仲々區別の出來るものではない。勿論漢字の意味にも困難を發見するが、これは讀方程ではない。次には日本語に同一音で意味の違う語が澤山ある事である。これが又彼等には非常にわかり難い一つである。次に發音であるがこれは必ずしも困難ではない寧ろ彼等には平易である。これは暹羅語で同一音を強弱、高低で發音するのに日本語にはこれが非常に少いからである。暹羅學生が最も困難とする發音はスとツ、シとチである。この區別は仲々出來ない。私の經驗では反復練習に勝るものは無いと思う。バンコツクで一ヶ年習つて來た生徒等も居るが、この發音の區別は仲々出來ない。この外、暹羅人には日本人の子供によくある、ダ行のダデドが、ラ行のラレロになる事、ジョがヨになる事、又長短音の區別が極めて困難である。これは日本語の長音がはつきりしていない點もあるが、これに類する同一音の連續が單一音になる傾向も強い。即ち「小さい」は「ちさい」「可愛い」は「かわい」等である。要するに暹羅人に難かしいのは漢字の讀方が第一で發音は比較的容易である。

留學生の語學の才能

私は暹羅學生が日本語をマスターする上の幾多の難點を述べた。然し暹羅學生は語學の才があると言いたい。勿論日本語中に、暹羅學生の困難とする音はあるが、彼等は英米人に比して容易に日本語の發音を學び、日本語が早く話せる様になると思つて居る。

この原因は、私も研究中であるが、發音の方面から言えば、前にも言つた通り、同一語にも高低強弱があつて、各別の意味を表わし、語彙の不足を補つて居るから、これを聞き分ける耳の發達が著しい事、もう一つはかかる音を

發音する事に慣れてゐる爲に、筋肉運動が日本人よりも容易である事と思つて居る。また會話の方面では、模倣、反覆を厭わない特色がある様である。例えば、一つの文を教え、類似の文の練習をしてやると、これをよく應用する。日本人學生の様に「何故」を言わない。私はこれ等の要素が暹羅學生をして比較的早く、日本語會話を上達せしむる原因となると思つて居る。

學生に對する施設

日本語教授機關については前に書いたから、ここには主として宿舍について述べる。第一に暹羅協會所屬の日白の暹羅學生會館は現在八名の學生が居り、その中六人まで官費生である。ここでは館長が無料で日本語を教える制度になつて居る様であるが、習う學生は一人も居ない。維持費は其所から毎月多額支出されて居る。次に國際學友會館であるが、ここは外務省と關係がある。暹羅學生十四名（内七名官費生）で、他國人が二十人近く居る。この外宿舎ではないが、日本橋の三井銀行内にある暹羅室は、種々の意味で暹羅學生間に知られて居る。即ち留學生の二十二名が宿舍の恩典に浴して居るが、其中官費生が十二人居て、官費生で日本人家庭に居るのは昨年來た一人だけである。私費生は全市に散在して居る譯であるが、日白附近が一番多い。

留学生は何處へ行く

現在百人に余る暹羅留日學生は何處へ行くであらうか。斯う言わなければならない程にこれ等の學生には悩みがある。それは日本語の知識が不充分である點である。一年來の官費生は一年から一年半の日本語學習の後、昨年四月

商大豫科に入學して、頭腦明晰振を發揮し、私共語學教師を驚かした六名の經濟學生を筆頭に、昨年十月中旬警視廳へ入つた警察學生三名の年長者を最後に、留學の第一課程を終つて、形式的には第二課程に入り、各自専門の研究に從事して居るのであるが、彼等を知悉して居る私が、彼等をこの項で取扱わなければならないのであるから、どんな状態にあるか容易に想像される事であろう。現にこれ等の中の一名は一月十日、日本での研究を捨てて、フィリピンへ行つたのである。私費生に至つては、どうしたらいよいか私にも智慧が出ない。ここに極端な例を一つ挙げて見る。
Bは現在某私立の予科三年である。くどい様だが、來年は本科一年である。來朝一年ばかりで、文字通り首尾よく予科入學試験にパスした。本人は言うに及ばずだが、學費を送る姉さんの喜びはどれ程であつたろうか。今も獨身で働いて、不足勝ながらも、弟の學費を續けて居るのである。然しこの秀才の弟はどうであるか。活動も見る、レヴューへも行くので、會話は隨分上手であるが、漢字の語彙は百二三十、勿論上手な會話も日常會話より一步も出て居ない。これで三年間學校の日本語の講義を聽き續けたのである。そして學校で使用して居る日本語の教科書は持つて居ない。これから三年のBの學校生活を考えると、私は涙が出て来る。そして學校の親切を怨む。しかしこれが私費生の代表的なものである。少くとも第二、第三のBが居り、Bと同じ境遇を望んで四月を待つて居る第四、第五のBが何人續くか。暹羅學生は何處へ行く。暹羅學生を迷わせた責任は日本人にはないか。

留学生將來の來朝

在暹羅學生の殆ど全部が日本語に苦しんで居る。また歸國した留學生で、日本語の困難を理由に日本への留學の不利を公表した者も昨年あつた。私の知つて居る學生でも、勤勉な者ほど日本語の困難を訴える。黙つて居るもの等

の中には、勉強をとうに諦めて、お座なりの報告書を作る準備をして居る様に思われる者さえある。故にかかるところへ尙來朝し續けるであろうかとの懸念が起る。

然し一方暹羅の新聞を見ると、暹羅字のものも、英字のも一樣に、日本の記事、殊に事變關係のものを大々的に掲げて居り、その何れもが親日的の様に思われる。昨年某廳の退職小公吏が行つた時など、その人が在職中公使館と關係があつただけであつたのに、寫真までも、大きく出して居た記憶がある。日本の商品名や會社名が毎日暹羅大業の眼に映る。日本に對する關心が日本の國力と共に大きくなるのではないか。よつて留學生は來年も快速船バンコツク丸を走らせて來るのではないか。も一つ力強く思われる事は、昨年四月から、バンコツクの官立學校の一つが日本語を第二外國語とした事である。現在高等商業學校で毎週三時間づつ二ヶ年、第二外國語として教えられて居る支那語の領域を日本語が犯す日が來るのでないか。私はかくなる事を望み、一日も早く日本語教授法が一層科學的に研究されて、現在の留日學生の輸を踏ませたくないと思つて居る。

留學生の日本語を如何にするか

暹羅留學生の中には、日本の生活が安いから來るものがある。官費生すらも、英米の約六割の留學費で、英米が三年に對して日本は五六六年である。故に暹羅留學生の中には、高い日本語教授料を拂う事が出來ないものが居る。暹羅人に教えた人に會つたり、教えて居る所を訪ねたり、寄宿して居る所で見聞したりした結果は、暹羅學生は勉強しない、よく遊ぶ等惡評のみが多いが、唯一つ暹羅人は氣持がよい。卒直であると言う好評を耳にする。長い教員生活をした私に映るのは、幾分團結力を欠くのではないか、全體として研究心が乏しいのではないかと言う事である。然し

暹羅學生が常に日本語教師をかえると言うが、これには教える人にも反省すべき所があるのではないかと思つて居る。私が教を始めたのは一昨年の九月頃からである。そして昭和十二年五月には二組、九月には三組になり、昭和十二年十一月私が病氣で三組持つ事が出來なくなつて、下旬に公使館の了解を得て一組を止め、現在二組を持つて居るが、一年二ヶ月ばかり私から習つて官廳へ入つた生徒が私の都合で止めただけである。これは運がよかつたことによるのであるが、外國人の風俗習慣を理解に努めた點も全然無益ではなかつたろう。しかもこの生徒達三人は私が教え始めるまでに六人の先生から一月足らず宛習つたのである。私の場合から全部を推す事は勿論出來ない。私の場合は公使館の直接監督を受けて居る官費生が大部分であるから。

然し私共語學教師は外國人に教える時には決して怒つてはいけないと思う。我々の間で悪い習慣が外國人の間では正しいかも知れない。

第二にはいつも親切である事である。眞心は何時かは外國人にも通じると思ふ。

第三には教授法の研究である。自分の教えて居ることに疑問が起らないならば、教授法の進歩はない。今月の教材

より來月の教材は少しでも勝れて居なければならない。
最後に日本語教師の團體が出來、これが一つとなつて研究しなければならない。私共は子供からでも、否動物からでも學ぶ點が多いので、なるべく多くの人に接して各人の意見や經驗談を聞く事が有益であることは論を待たない。又これ等の團體には一定の期間補助が與えられなければならない。現在暹羅學生の日本語不振の最大原因は教授者の責に歸すべきかと私は思つて居る。現在官費生の殆んど全部と私費生の一部の爲に毎月數百圓の金が拂われて居る話を私は聞いて居るが、これ等の學生の日本語教授機關に對して、かかる方面の人達がどれだけ考えたろうか。現在の

機關だけから見れば、私わ失敗の最大原因をこの人達も負わなければならないと思つて居る。暹羅學生教授に從事し彼等を暗黒に導いた責任の一斑を負わなければならぬ私が、暹羅學生の實状を述べるに止まらず、かかる意見を述べた厚顔を謝してベンを置く。

○日暹佛教交渉史考

淺野研眞

〔小引〕——私は昨年十一月、外務省文化事業部の御幹旋もあつて、時局柄、身に餘る訪暹佛教節の大役を帯び、勇躍、渡暹の壯途に就き、新春早々歸朝せるものである。よつて此の機會に「佛教國」暹羅と我國との間に於ける佛教を通じての親善交渉の歴史的展開を簡單乍ら記述し、以て聊か日暹親善の基礎工作に貢せんと念願する次第である（昭和十三年三月）

一、序　　説

惟ふに今日ほど、日本と暹羅との國際關係が、かくも殊の外に重要性を及び來つてゐることはなからう! 数年前、滿洲事件に關聯して、かのジユネーヴの國際聯盟に於ける我が日本の「神聖なる孤立」は、四十二票對一票の結果、遂に國際聯盟から脱落したのであつたが、その時に於ける唯一の棄權國としての暹羅國は、そこにハツキリと、その強度なる親日的态度を、世界の外交舞臺に於て表明したものであつた事は、我が國民の深く印象づけられてゐる事であらねばならぬ。

尤も之に對しては、支那に對する立場上、そして又、日本に對する立場上、どうしても棄權するより外、何とも仕方がなかつたのだと云ふ「割引的」な外交批判もあるにはあるが、何にせよ、その結果からすれば、たしかに日本に對して「好意的」な處置となつてゐるのであつて、その點は極めて大乘的に、暹羅國に對して感謝せざるを得ないであらう。

イギリス式な外交批判が、暗々裡に其の偉大な影響を吾が國人にまで及ぼしてゐるやうなことがあつてはならぬと云ふことを、吾々は茲に警戒せしめられるのである。

何れにせよ、暹羅國の執つた態度は、それこそ實に云はゞ「佛教的敏智」に出づる好意的態度であつたのである。六年前に民族革命が行はれた新興暹羅國は、今日に於ても尙ほ現にその新憲法（一九三二年制定）の第四條に於て「國王ハ佛教ヲ信奉シ、宗教ノ擁護者ナリ」とハツキリ規定してゐるのであつて、これこそ正に世界唯一の佛教を以て國教とする近代國家なのである。

それに暹羅では、凡ての男子は貴賤貧富の別なく、一生に一度は必ず出家して、僧院の修道生活をする風習があつて、特に青年時代に僧院での枯淡生活に慣らされるのである。

また暹羅の公私の儀式や祭祀は、皆な佛式によつてゐるのであるから、その社會的拘束力は、我が日本などとは、とても比較にならぬほど廣汎で、且つ強力なものがあるのである。

しかし、同じ佛教とは云へ、近代文化の開花の上に結實せんとする現代日本の佛教は、これは又全く別のタイプのものであつて、古風膠着主義の南方佛教（所謂「小乘佛教」）から見れば、變形し過ぎて殆ど全く「佛教」とは云へない程のものもあるだらう。

實際吾々は、南方佛教や大陸佛教などを観察するたびに、その感を深くするものであるし、また彼等南方佛教徒及び大陸佛教徒などは、日本佛教の現状を観察して、驚異の眼をみはつてゐるやうである。

だから吾々は、單に同じ佛教徒だと云つたやうな、大きづばな考へから提携を企圖せんとするならば、そこには極めて深い溝が横はることだらう。従つて吾々は先づ、彼等海外の佛教徒に對する時は、餘程注意して、さうした點を心得てゐなければならぬであらう。そして徐々に、握手提携の工作に精進すべく、その方途の發見に努力すべきであらう。

二、上代に於ける真如法親王の御壯圖

さて、世界に於ける此の二つの佛教國の間に於ては、今日に至る以前に、既に早くから、佛教徒による交渉があつたのである。

既に千百年も古昔に渡支され、更に渡印されんとし給へる真如法親王（高丘親王）の御壯圖こそは、我が南進求法の大先驅として、特に佛教徒の名に於て、どこまでも之が顯彰の微衷を盡さねばならない。然るに此の真如法親王の御遺徳に就ては、世人は餘りにも忘却し過ぎてゐるのではないか？

弘法大師に就かれて出家され、その十大弟子の一に居られたからとて、何も之を以て單に一宗一派の法親王と見奉るべきではなからう。むしろ全日本佛教のための、第二の聖德太子として奉讃申上げるべきであらう。

たゞ眞如法親王の御終焉の地が何處に當るのか、今日、尙ほ史學者の説は區々であつて歸一しきうがないが、遅羅領内に當るとの説も存在することであつてみれば、これは今後の慎重な研究によつて、一層確かめられることであ

らう。

然し何れにせよ、南進の一大先驅としての法親王の御壯圖を奉讃し奉るために、少くとも記念碑か何かを建造し奉ることは、佛教徒としての、否な日本國民としての、一大責務であらねばならぬ。

幸ひ、今度の訪遼を契機として、その方面的準備工作を若干進めることを得たかに思ふて、衷心欣んでゐる次第である。だが、その方面のことにつては、別に述べることに致し度い。

三、十七世紀の頃

すつと降つて、十七世紀の頃には、かの天竺德兵衛が渡遼してゐる。彼は「天竺」に渡つた心算であるたが、實は「シヤム」であったのだ。

また此の時代には、カンボチヤ地方にも、多くの日本人が渡つたものらしい。私は今度の旅行の歸途、かの巨大な遺跡アンコール・ワットをも訪れたが、その廻廊の石柱には、當時の書置きが歴然と残つてゐる。寛永九年に「千里の海上を渡り」此のワット（寺院のこと）に參詣し、後世の菩提を念じた敬虔な一行の留め書きには、おのづから頭が下るのを覺えた。

惟へば日本の佛教徒は、既に早くから南進してゐたのである。詳細は別稿にゆづるも、今日の佛領印度支那の如きも、實は我が日本民族にとつては、すつと以前から足跡の印せられた土地なのである。

然し何んと云つても、暹羅に最も大きな足跡を印したもののは、實に誰あらう、かの一代の風雲兒山田長政その人である。彼は必ずしも佛教徒として渡遼したわけではなかつたが、少くとも日本佛教徒の一人であったことは否定でき

ない。今日、静岡に残つてゐる資料が之を證明してゐる。

何しろ、尾張に生れて、伊勢から静岡へと流浪し、お六尺（轄夫）などをしてゐたと云ふ輕輩の彼が、臺灣から更に暹羅へ渡り、風雲に乘じて六昆王にまで封ぜられたのである。

今日暹羅國では、公的な「山田長政傳研究委員會」なるものを組織し、長政傳の小冊子まで出版してゐる。そしてその會長には既に二回までも日本へ渡來したことのある例のピア・スリスチカン・バンチヨン氏（日暹協會長、暹羅佛教青年會名譽會長などの要職にあり）が就任してゐる。（拙稿「日暹親善と山田長政」〔『歷史公論』昭和十三年三月號參照）

尙ほ暹羅の古都アユーチャ市には、先年來「日本人街遺跡」が指定され、さゝやかな「山田長政神社」が假に營まれてゐるやうであるが、これは暹羅の國柄から云つても、是非「長政寺」にしたいとの説がある。

四、明治時代の前期

明治時代になつてからは如何？ 明治初年（七年）に暹羅を訪問した大島圭介には『暹羅紀行』なる一巻の撰述があるが、日本佛教徒としての渡邏は、それより遙かに後になつてゐる。

然し若干の先覺者たちによつて暹羅への渡航が行はれてゐる。

先づ大谷派の生田（後に織田と改姓）得能師は逸早く、明治廿一年二月に渡暹、廿三年六月に歸朝、前後三年にわたる暹羅留學の結果をまとめて『暹羅佛教事情』（明治廿四年一月刊）なる一書をものしてゐる。

當時、生田師が在住してゐたと云ふ、バンコツク市のワット・ビチャート寺院も今度の旅行中、多忙中ながら特に訪ねて見た。然し幾久しい昔の事とて、星移り物變つて何等の手がかりも得られなかつた。勿論、年若い黃衣の比丘のであつた。

次いで明治卅一年には、曹洞宗の遠藤龍眠師（獄岡松嚴師の弟子）が暹羅國に留學し、暫らく彼地に留まり、佛骨奉迎に協力されたものである。

五、佛骨奉迎使節（明治卅三年）

かくして愈々、かの有名な明治三十三年の夏に於ける佛骨奉迎使節の派遣となつたのである。

この時は駐暹初代公使たる稻垣満次郎氏の非常な努力があり、且つ前記遠藤留學僧等の献身的な働きもあつたりして、日暹親善史上に晴々しい成果を收めたものであつた。

この時の奉迎使節團は、大谷光演（大谷派）、藤島了穂（西本願寺）、前田誠節（妙心寺派）、日置默仙（曹洞宗）の四師を奉迎使とし、その外に隨員として、大谷法主に南條文雄、石川馨、大草慧實の三師が伴ひ、また他の諸師にもそれがぐ、隨員があつて、總勢實に十八名の多數で乗込んだものであつた。

釋尊御遺形の授與式は、かくして明治三十三年の六月十五日午後、王城の側、臥佛寺（ワット・ボー）に於て行はれた。

即ち當日午後四時、使節隨行員等悉く公使館に集まり、記念撮影をし、同三十分文部書記官の案内で式場に向つたが、途中大雨に逢ひ、五時漸く式場に達した。時に文部大臣バスカラウングス侯は勅使として既に先着しあり、かくして式は五時二十分に始り、同五十分に終つた。

御遺形は勅使の手から、黄金製の圓錐塔に入れたまゝ、之を大谷正使に手渡し、使節及び稻垣公使の立合の上で點検を行ひ、茲に全く御遺形は日本佛教徒の手によつて奉受されたのである。

それから列席並に參觀人に茶菓の饗應があつて、四名立會ひの上、封印し、歸朝後各管長の面前で開緘する事になつたのである。

當日、式場に於て、勅使たる暹羅文相の式辭に次いで、奉迎正使たる大谷光演師は、起つて左の答辭を朗讀するところがあつた。

爰に我教主釋迦大覺世尊の遺形授受の盛典を擧げられ、添ふに大臣閣下の懇篤痛切なる式辭を給ふ。

光演等、此の機會に值遇するの光榮、何ものか之に加かんや。蓋し道に南北あり、人の機根に殊別ありと雖も、光被する處の慈悲解脫の途は一なり。之に依り將來益々日暹兩國同教の和親を厚うし、世尊の遺形と大暹羅國王陛下の勅旨を全ふせん事を希望して已まざるなり。

大暹羅國王陛下を始め、文武百官諸公の我奉迎使等に對せらるゝ好意は、光演等深く感銘す。之を本國同教同胞者に傳達する事あらば、彼等の歡喜して貴國を敬愛欽慕するの念慮切なるべきを信す。且つ遺形は佛陀の光明と共に永く護持保全し、尊重禮讃すべし。光演等は本國佛教宗派管長を代表し、大暹羅國王陛下の萬歳を祝し、兼て陛下臣民の幸福を禱る、謹んで答辭を呈す。

大日本 明治卅三年六月十五日

奉迎正使 大 谷 光 演
奉迎使 藤 島 了 穏 稔
同 前 田 誠 節
同 日 置 黙 仙

尚ほ佛骨奉迎に關する記録は、詳細を盡したもののが出版されてゐるから、それに就て見られんことを望む。

要するに今日、各宗共同で管理してゐる名古屋の覺王山日暹寺こそは、此時、暹羅國王から贈られた佛骨を奉安した國際的名刹なのである。今日、暹羅國人にして我國に來訪するはどの者は、この日暹寺に參詣することを怠らないやうである。その點からしても、一層之が淨潔なる奉安を怠つてはならない。

六、明治時代の後期以降

その後、明治四十四年十二月に舉行された暹羅國皇帝の即位式に、日本佛教徒を代表して參列のため、先年の佛骨奉迎使節團に加はつた曹洞宗の日置默仙氏が、同宗の來馬琢道氏を伴つて、再度、渡暹された。當時の記録は、來馬琢道氏編纂にかかる『默仙神師南國巡禮記』(大正五年、平和書院刊)に詳しい。

なほ其後、曹洞宗の山田突鳳氏も渡暹されたことあり、且つ、立花俊道氏も訪暹、特に國立圖書館の日本佛教文獻を整理された由である。

また、近年に至つては、數次の少年團を通じての日暹交驛があつたが、これも亦、日暹寺のとは別に、佛骨を送ら

れて來てゐるのであるが、その方の奉安殿も、近く建設されることになつてゐるやうである。

七、昭和以降

下つて昭和七年には、暹羅國皇帝陛下が來朝され、名古屋の日暹寺に於て佛教聯合會の幹事等に對して謁を賜はつたこと等があつた。

それから昭和九年の夏には、日本に於て開催された第二回汎太平洋佛教青年大會に、暹羅からも、ビヤ・スリスチカン・バンチヨン氏を團長として、多數の出席があつた。(同大會紀要参照)

それ以來、兩國の佛教青年會の間に於て、次第に親善の交渉が進展したのである。

なほ此の時分から今日まで、ずっと暹羅に留學されて居り、去る昭和十一年春に竣工した在バンコツク『日本寺』(日本人納骨堂)の現住持格たる藤井眞水氏(古義眞言宗、東洋大學出身)の暗々裡の努力も忘れてはならぬ。

また昨年五月、名古屋に於て開催された全日本佛教青年會聯盟第七回大會にも、ビヤ・スリシチカン・バンチヨン父子を初め、ミス・シャムことウォンドエン娘父子など、多數の來賓があつた。

且つ其時、五月一日午後、名古屋の覺王山日暹寺に於て、兩國佛教青年會關係的主要メンバーによつて、日暹佛教協會が結成された。そして此時には、當時の駐日暹羅公使ミトラカム・ラクサ氏を初め、當時わざ／＼來名中のバンチヨン氏父子、ミス・シャム娘父子、其の他暹羅側の人々も出席した。特に日本側は、佐藤尙武外相の祝辭(代讀)などまであつて、いよ／＼兩國は、佛教によつて、その親善關係を彌が上にも増強せんとするの態勢を示すことになつたのである。(その詳細は『國際佛教通報』昭和十二年七月號參照)

八、今次の佛教使節

なほ此の發會式の席上に於て、近く日本側からも、訪暹佛教使節を派遣するの件を決議し、之に對し暹羅側に於て大いに歓迎する旨の陳述があつた。又同じく此時の全聯大會でも、暹羅へ佛教使節を派遣するの件を通達せしめた。従つて、何れにせよ、訪暹佛教使節の實現は、たゞ時間の問題であり、且つ熱意の問題となつてゐたのであつた。それが今次の支那事變を契機として、却つて案外早く且つ效果的に實現されるやうになつたものと見てよからう。

昨年夏、北支に端を發した支那事變は、支那側のデマ放送によつて、諸外國に於ける日本觀が、甚だしく歪曲されたかに見えた。

これに對して常に受身に戦つて來た日本政府は、遂に歐米諸國へ國民使節を派遣して、正常なる宣傳戰の展開を圖つたのである。

この間に於て、英國ではカンタベリー大僧正は反日デモ大會の司會者などを勤めたと云ふ不謹慎ぶりを發揮したのに対して、ローマ大法王は、皇軍を以て「反共聖戰」の師となしたのであつた。

また新疆省などの方面に於ては、回教徒によるソヴェート反撃の大運動が起つて、反共宗教聯盟の提倡をさへ聞くに至つたのであつた。かくして佛教徒も亦、今こそ、大アジアの興隆のために、敢然として起つべき時に直面したのである。

特にアジアに於ける獨立國の體面を保持せる暹羅國との親善關係の增强工作は、今や時局に鑑み、一層重大なる意義を持つに至つたのである。

特に暹羅國は世界における唯一の佛教を國教とする國であつて見れば、この國との國民外交は、佛教徒の手によつて深められたいものである。

従つて此際、佛教徒の間から、かゝる重要な役割を買つて出るものが現れるのは、まことに喜び迎へらるべきことであらねばならぬ。

實際、佛教徒として爲し得る所の國民外交は、この方面においてその最も效果的なものを存してゐるのである。だから、その役割を果遂することこそは、まことに佛教徒の責務であらねばならぬ。

況んや海外——暹羅を含めて——にデマの亂れ飛ぶ現下の超非常時局に際會しては、その責務が此上もなく加重されでゐることを、痛感せざるはあらなかつたのである。

即ち不肖私は、斷乎として先づ自訪暹の決意をなし、之を外務當局に御諮りした所、大いに之を諒とせられたので、直ちにその準備に取りかゝつたのである。

幸ひに同行の有志も現れて、結局五名となり、極めて有勢に決行されるに至つたのである。

而して其時、私の手によつて發表した「暹羅國訪問佛教使節團趣旨」なるものには、次の如く述べられてゐるのである——

そも／＼日暹兩國間に於ける佛教徒による親善交友關係は、明治三十三年夏の佛骨奉迎使節渡航以來のことにて近年は兩國佛教青年會の間において數次の交驛あり、特に本年五月一日には名古屋日暹寺において日暹佛教協會の結成あり、且つ世界における二大佛教國たる日暹間の親善增進のため佛教使節を派遣する件を決議せり、之れ彼の數次の來訪に對しても答禮を試みんとするものなり。

況んや現下の時局に鑑み、愈々友邦暹羅國との親善增强の必要なることを痛感し、茲に佛教使節の渡航を實現せんとするものなり。

この趣旨は外務當局にも提出して、之れが達成に賛同を與へられ、出先公使へも通達が、發せられた。且つ彼地のバーンチヨン氏へも私信の形式を以て私は之を通信して置いたのである。

幸ひにして、準備等に不備な點が多くあつたにも拘らず、今回の佛教使節は、思ひの外、效果を收め得たかと——

自畫自贊になるが——愚考してゐる次第である。

なほ今回の佛教使節の經緯に就ては、既にラヂオに、新聞に、將又雑誌などに、屢々報道され、發表されたのであるからして、茲にはその詳細な記述は之を差しひかへることに致したい。

但し發表されたニュースなどには、可なり誤りなどがあるからして、正確な紀行報告を是非改めて執筆し、江湖の御照覽に供して貰いたい存じてゐる次第である。

〔附記〕 今回の訪暹佛教使節は左記五名にて、何れも全日本佛教青年會聯盟常務理事なる資格を主とするものであつた。

淺野研真（眞宗東派、東京府）
關根晃融（天臺宗、東京府）
木全大孝（曹洞宗、靜岡縣）
小松原國乘（曹洞宗、愛知縣）
武田智了（眞宗西派、滋賀縣）

——尚ほ前號（第九號）の本會報（一二二頁）に出てゐる佛教使節のニュースでは、ただ二人だけ渡暹したやうになつてゐる

が、この機會に訂正を兼ね、一行の氏名を附記して置く次第である。

一一八

○羅國懷舊談（其二）

横田兵之助

蠶業局の創立

蠶業局は盤谷市に接続した通稱「サバトーム」と稱する郊外地に置かれた。此の邊の土地は低濕なる草生の平原地で、日々満潮の時刻には一面に水を湛へて、桑樹の栽培には不適當である。之は雨期中湘南河より潮流常に氾濫して沈澱冲積したる微細土より構成せられ、表土の深さ二「メートル」以上、心土に於ても同様重粘の土層で、甚だ肥沃と思はれたが、土壤の取扱ひは困難であらうと感じた。此の場所の開拓には農務省直營の事業として支那人に請負はしめ、道路並に渠溝の新設に當らしめた。而して其面積五「エーカー」即ち我八反五畝歩餘の土地を局舎の敷地に充て、半永久的に二階建「オフィス」一棟、養蠶兼作業室一棟の外三棟の住宅が建築された。

桑園としては右用地に沿ふ場所に二十「ラード」即ち我が三町四反歩の土地を、支那人に命じて請負仕事として、畦形の畑を作らせた。其の畦巾は二「メートル」、高さ一「メートル」半、溝巾一「メートル」半とし、充分日光による風化作用を待ち、土塊を碎き上げて、其上に桑苗を移植した。元來遼羅國に於ては桑苗として販賣してゐるものも構成せられて居り、我日本の四季變化ある土地とは全然其趣を異にする事を感得したのであつた。

なく、随つて新たに作り上げた畑に移植すべき苗木もなかつた。依つて赴任の當時日本より携へて來た桑苗を一時は我日本公使館邸内片隅に束も解かず假に活けて置いて置いたのであるが、畑の整地を待ち植付たのである。

熱帶農業に無經驗である我等は桑園の開設に當り、重粘質の土層の心土を堀り、高く畦形に盛り上げて作ったのであるが、桑園として當初は多少の肥料の施與は當然必要であると想像して居つたが、前記日本公使館邸内に假植の桑苗の發芽伸長の旺盛なるに驚き、要は唯無肥料の儘植付けても敢へて差支ない事の自信を得た譯である。特に考へた事は熱帶地は温帶地に比し四季寒暑の區別なく、年中高温なるに加つて地下水の高き盤谷附近平原にあつては、樹木は年中落葉なく、桑樹の如きも同様である。蓋し湘南の流域に於ては永年月を経て其潤水より自然肥沃の土壤として構成せられて居り、我日本の四季變化ある土地とは全然其趣を異にする事を感得したのであつた。

遼羅國固有蠶の飼育

我等盤谷に着任早々其の附近に桑樹の有無を調査した。或日本人に依つて、往昔某將軍あつて其の邸内に桑樹を植付け、邸内に於て養蠶をなした事があつた由を聞き、早速案内者同伴之を調査して見ると、邸は既に廢頽して何もないが、樹木は鬱蒼としてゐる。其中に五、六株の桑の立木を認めたが、其桑の葉は徒らに硬質に變じ、到底蠶兒の飼育に適當すべくもない。一方前記日本より携帶した假植の桑苗は俄かに發芽伸展し、此の桑葉によつて少量の蠶であれば試育試験に供用可能である事を認めて直ちに農務省から内務省に懇団して、同國內地蠶業地に命じて在來の蠶種を取り寄せ、農務省樓上内卓上に於て日本種の桑葉を摘み取つて試育したが、其桑葉には限りがあつて、極めて僅少の蠶兒であつたので十分の成績を上げ得なかつたのである。然し乍ら此の飼育により遼羅國蠶が如何様なものである

一一九

かを知る事が出来た。其大要を擧げれば、

(一) 邊羅蠶種は日本蠶の如く蠶種に「ゴム」質乏しく、卵粒の儘布に包み農務省に送り来つたもので、卵質は極めて粗雑・甚しく塵芥を交へ、其の取扱ひ方の不行届に驚かしめられた。

(二) 蠶兒の發育旺盛で、飼ひ易く且つ病害少なくして、倒蠶等割合に少ない事を認めた。

(三) 蠶兒の態形は矯小で日本の姫蠶、熊蠶の混雜種で多化蠶なる事を認めた。

(四) 一齡五日、二齡三日、三齡四日、四齡五日、五齡六日にして上蠶した。夫れが爲め——一ヶ年間六回の發生經過を遂げるものであると認めた。

(五) 蓼は形小さくして括少なく黃白の質混合して、絲量少なく爲めに其品質は大體に於て日本の天然野蠶の如きであるのを認めた。

(六) 絲質太く短く、絲量少なく粗硬で、光澤乏しく殆ど日本支那の温帶蠶に比し問題にならぬまで劣悪の種類である。

右は素より一回丈け、僅少の桑葉により僅少の蠶兒を試育しての結果であるから、同國蠶業開發に對する根本方針を確立する爲には須く、同國內地に出張し、更に精細に實地調査をせねばならぬ。然るに邊羅國人の常として内地旅行を恐怖して頗る忌避するの習慣があつて、現に官吏の地方轉任に當つては殆ど生還を期し得ぬものゝ様に恐怖する狀態である。外山博士は先づ以て私に其測踏みの重任を負はされた。素より私は邊羅語とて未だ解せず、止むなく日本人で邊羅語に精通する人を雇ひ入れてもらひ、其他には一人の農務省の官吏をも同行しなかつた。僅かに内務大臣より地方總督長官宛の命令書一通をもらひ受けたのみであつた。内地旅行の詳細は他日に譲り、茲には只其概

要丈けを擧げて見ようと思ふ。

内地蠶業地の視察旅行に當つて、先づ農務省在勤の某外人の教を受け、炊事用具、寢具、護身用の「ビストル」、水筒、双眼鏡、食料品としては、我等の常食の米が邊羅全國到る處で購入の便があるので心丈夫であつたが、其他食鹽、砂糖、罐詰類一切、「パン」「バタ」「ピスケット」菓子、醫藥、體溫器、臨床醫典、磁石、時計、等が携帶品の主なるものである。隨行として「ボーキ」「コック」各一人を引き具した。目的地は「ナコンラチャシマ」州内の養蠶の最も盛んなる地方を視察する事とし、一行四人は輕裝出發、同州の主都「コーラット」市迄は汽車で行つた。早速總督の官舎に到り長官に面謁命令書を差出し來意を告げたところ、總督は大いに日本人の來訪を喜び、殊に吾々が同州内養蠶啓發指導者として派遣された事を歓迎され、直ちに一同を同市の接待所の貴賓室に導かれ、宿泊上大に便宜を與へられた。翌朝未明の頃迄に接待所廣場には、我等乗用の二頭の馬と二臺の輜重用の牛車（一臺は墨切り牛二頭立）と總督府よりは乘馬の案内者を差し廻され、至れり盡せりの厚遇であつた。我等の朝餉は邊羅の習慣を遵守し全く取らずして案内者と共に三人乗馬の扮裝で出發した。まだ夜も明けやらず「ボーキ」は松明に點火して先導一行は牛車と共に徐々に歩を運んだ。自ら顧みて奇觀であつた。「コーラット」市を去ると直ちに大森林に掛り、漸く飲料水のある適當の樹蔭の下に野營的炊事をなして朝晝兼用の食事を取ると共に牛馬を休養せしめた。午前十一時半の頃又引續き大森林内の歩行を進め、午後一時の頃より三時頃までの極暑中は樹蔭に休養し、熱暑幾分和らぐ三時過より更に進行を初め、行く／＼飲料水と、牛馬を養ふに足るべき動物飼料の青草並に夜間猛獸防衛用として焚火の燃料とすべき枯木に富める處を見定め邊羅内地旅行の第一夜を「ジャヤングル」内に明かした。

翌朝未明僅かに口を嗽ぎ松明の光りで出發、午前十時の頃迄に飲料水のある處で休息朝飯を取り、直ちに出發して

午後一時頃漸くの事で目的地たる養蠶地「バクトンチヤイ」に到着した。同地の郡役所を訪問來意を告げたところ、郡長は快諾の上自ら案内役を勤め、養蠶地の各村落農家に就き實地桑樹の取り扱ひより養蠶及製絲方法等は勿論同地方の農業組織、高原地帯の農業に就き詳細説明してくれた。斯くて私は今後如何にして此の蒙昧なる農民を指導啓發すべきと云ふ前途の光明を透し得て非常に愉快であった。殊に私は普通農家の家庭内に立ち入り農民の生活状態を知りたく一泊を希望したところ、有力なる村長宅に宿泊する事を得たのは珍らしくもあり、亦大なる収穫であつた。其翌日も引續き農家に就き調査を續行、午後三時の頃此調査を終り歸路に就き、午後六時前に大森林中の飲料水と燃料と動物飼料の豊富なる處を見定め茲に野營を張り一夜の夢を貪つた。

此野營中月は皎々と中天に昇るの時、遙か林内「キーキー」と鹿の悲鳴を耳にした。其の理由を同行の通羅人に聞いて見ると、これは如何に狼が鹿を獲物として居る断宋覺であるとの最も悲しむべき事實を聞かされ、我等とも又天涯千里の異境の此の大森林内に野營を張り居る身として何時亦此の狼虎の餌食となるかも計り難いと思へば悚然として膽を寒からしめたのである。

旅行中の感想の一班を記憶を辿り列舉すれば左の如きものである。

(一) 高原地帯の人口は頗る稀薄で主として大森林となつてゐて、樹種は闊葉樹多く斧鉄を入れざる原始林の連續十數里に及び絶えて村落を認める薄氣味悪く、宛然太古を思はしめる。

(二) 其の大森林地帯に於て道路とても人工を加へた道路らしい道路はなく、僅かに牛車に人馬の通行する踏附道が所謂道路であつて、旅客の往復する踏附路の交叉點に達した節、道案内者がない場合には往々にして方向を迷ひ夢遊病者の如くなつた。

(三) 最早今日は教育程度の進歩に伴ひかかる非文明的事は片田舎でもあるまいと思ふが、當時の旅行中森林地内

に於ては反對方面より來りし旅人に出會ひ同所から我等の目的地迄の里數を尋ねたところが、其間の距離や里程を示すための返事は、現在日輪様の位置を手で示して、日輪様を尺度として凡そ日輪様が何尺位の處まで徒步せられたる目的地に到着するであらう、と答へた。例へば午前十時頃に尋ねた場合、日輪様が正午頃と、示された場合には約二時間の徒步時間であるから、日本里程約二里位といふ事であると想像せねばならぬのであつた。

(四) 民家に宿泊すれば南京虫の襲来と共に流行病感染の怖あり、内地の旅行には絶対に民家に宿泊してはならぬ。

必ず人家を離れ飲料水と牛馬の飼料及び燃料の豊富なる土地を選ぶべき必要があつた。

(五) 養蠶地方とて別段栽培した、日本の如き桑畑はない。僅かに住宅の周圍に大樹の桑の木が點々散在するのみである。則ち自然の生長に任せたるのみである。

(六) 養蠶家は其收穫した繭は必ず自家で之を製絲とし自家用の織物となすばかりである。

(七) 右の目的の下に飼育せられる蠶であるから、日本農家の如く桑畑を造り、蠶を飼育し、其繭を販賣する習慣とてなく、随つて繭を商品化して生業の一部に供する觀念は一人もない。同國蠶業の程度は推して知るべきである。

(八) 同地方の産繭は粗惡で、到底機械により製絲し他に販賣すべき程度ではなかつた。

(九) コーラツト市内を初め到る處、村落内の宅地の周圍には桑の大木を認めたから、從來自家用の養蠶が行はれてゐたのを認め得られた。

私は視察地方で各種の蠶種を求めて歸局した。

コーラツト市内で試育

蠶業局として未だ建築物の完成を見ず、又桑畠の耕作工事は終りを見た處であるが、未だ風化作用も完全の域に達せず、此手隙を利用して我等の手にて遼羅産の蠶兒飼育を「コーラット」に出掛け試みようとの議が起つた。而も赴任早々遼羅語も不慣とは申しながら、何とかして此の任務を遂行する丈けの自信も出来、私は同僚高野技師と共に使ひ慣れた支那人「ボーアイ」を引率して、いよいよ「コーラット」市への出張を志した。之には外山博士から周到なる注意があり、農務省から内務省に交渉した結果、總督府宛の懇切なる命令書を貰ひ、其他萬事遺漏なき迄に準備を整へた。又蠶の飼育に就き一切の器具器械は勿論日常生活用具等も整へた。そこで我々は通船もないのに大膽にも三人で「コーラット」市へ出張した。我等は此の旅行に先立ち、外山博士は目的達成の注意と共に日常取るべき衛生項目、「マラリヤ」蚊傳染病菌の豫防より風邪又は熱病に襲はれる様細心の注意を與へられた。我等は勇躍恰も戰場に臨むが如き覺悟を定めた。此の啞の旅行も案するより產むが易しとやら、總督府長官の厚意に依り「コーラット」市域から程遠からぬ處に相當の空家を貸與せられ、總督派遣の吏員の加勢を受け、手真似足真似で家の内を整へ、一ヶ月間養蠶飼育に差支のない迄の程度と生活上不都合のない迄の設備も出來た。養蠶の掃立てを待つ間もなく孵化發生して私と高野氏とは交代し桑摘みに掛け、目出度く五輪上簇を遂げ、成繭收穫を完全に見たる上、一と先づ盤谷に恙なく歸つた。此飼育により遼羅國產にかかる蠶の習性經過から爾質、蛾の發生、產卵等一通り了解が出來た譯である。

蠶業啓發案

我等は蠶業地方へ旅行調査と共に、「コーラット」市内に於ける在來蠶種の飼育調査の結果を基礎として、外山博士同地方を觀察した譯である。此旅行の結果遼羅國蠶業啓發に關し次の様な計畫を立てる事とした。

- 第一 農務省「サバトーム」本局主任擔當技師 外山博士、
 - 甲 教育部 (イ) 高等蠶絲學校開設、
(ロ) 宮省内宮中の若年の女子に養蠶製絲の技術を授ける事。
 - 乙 研究部 本局に於て日遼蠶種の交配種を造り出す事。
 - 第二 農務省「コーラット」支局蠶業模範場の開設 主任擔當技師 横田兵之助
 - (イ) 桑園開設並に傳習生に實地の教授
 - (ロ) 養蠶の飼育並に傳習生に實地の教授
 - (ハ) 製絲の女傳習生に實地の教授
 - (ニ) 織物の技術の傳習は支局創立後三ヶ年目に初めて實施の事 - (ホ) 支局は地方官憲の推薦に依る男女の青年二十五名死に蠶業の知識と實地を修得せしむる事
- 以上の通りを大略の方針として本局の事業並に「コーラット」支局(織物事業を除き)創立に關する啓發の針路を定めた。然るに外山博士は漸く本局を創立したまゝ、第一期滿了(赴任後滿二年)を期して歸朝直ちに歐洲留學の途に上られた。後任繼承者としては遼羅人にして獨逸仕込みの「ドクトル・モントー」氏之に代り尙日本よりは田原技師の赴任を見たが兩氏共蠶絲學校に教鞭を探られたのみであった。

高等蠶絲學校創立

同國中學卒業生より二十五名を擇抜、官費に依り、修學年限三ヶ年とし、一般蠶業に關する知識の開發と共に、養蠶飼育より、桑樹の栽培、製絲等の學課及び實地技術を授け同國將來の農蠶行政並に技術を指導するに足るべき人物養成の目的を以て開校せられた。其主任は外山博士之を擔當し、高野技師並に細谷技師は教婦と共に實地養蠶製絲の技術の指導を分擔せられた。然るに前記の如く外山博士は歸朝、田原農學士代りて來り、其講座を繼承せられたが、氏も亦二ヶ年滿期を以て歸朝せられ、後任は前記の「ドクトル・モント」であつた。其薰陶を受け成業したものは我等が地方開發にかかる蠶業指導の後繼者となつたものである。

交配蠶種の研究

暹羅蠶業の開發の爲、日本國有蠶種若しくは支那種を以て同國內に養蠶繁殖を計る事が出來た場合は暹羅國の蠶業は數年ならざる内にその面目を一新する事を得るものであるが、殘念な事には溫帶の蠶種は熱帶地方に飼育不可能であるとの原則に遮られ止むなく、暹羅國固有の蠶に改良を加へると共に、一つには日暹蠶種の交配を計り、暹羅國風土に適すべき好適の固定したる原蠶種を作り出す事が頗る必要であると認めた。而して此の二つの重大問題を解決するには少くも同國にて外山博士の下に六、七ヶ年の試育研究を重ねざる限りは容易に固定したる交配の原蠶種を見る譯には参らずと申しながら、博士の暹羅國蠶に就き交配の原則を研究せられた結果は本邦今日の交配蠶種發達の基となつた事は明白なる事實であつて、斯界に光彩を放てる偉績は決すべからざるものであるのを信する。只博士が此の研究中半途にして滿期歸朝となり最終の結果を認めずして去られた事は返すべくも遺憾であると云はねばならぬ。尙此の研究成績の大要是、我が同僚の高野擔當技師より他日本會に報告せられる筈であるから、其發表に依りて承知せられたい。

宮中に於ける養蠶製絲

暹羅宮中に於ては奉仕女官の候補者として同國貴族社會より多數の未婚處女が出仕する慣例あり、ところで皇后陛下の特別の恩召により此の多數の處女連に養蠶製絲の技術を授けよとの仰があり、時の農務大臣は其恩召を奉體して取り敢へず適當の技師を差向けよとの命令が蠶業局に傳へられ、外山博士は直ちに養蠶技術指導として高野技師を、製絲技術の指導者として細谷技師を宮中に派遣し、實地の傳習指導役としては平野、國分兩教婦を差遣はし一通りの技術は二ヶ年以内に指導を完了したのであつた。(以下次號)

雑報欄

一一八

○ 秩父總裁宮殿下的御昇進

我總裁秩父宮雅仁親王殿下には、三月一日附を以て、御目出

度く陸軍歩兵中佐に、御昇進遊ばされた。

殿下に於かせられては、昨秋十月歐洲から御歸朝以來しばらく葉山に御靜養遊ばされてゐたが、最近は殊の外御健やかに渡らせられ、今冬は御避寒もあらせられず、連日早朝より三宅坂の參謀本部に御出勤、時には夜八時頃までも御軍務に御精勵遊ばされてゐる由拜聞、同殿下を總裁と仰ぎ奉る本協會の光榮とする所であると共に、又恐懼の至りである。

○ 還伊修好通商條約調印

曩に昨年十一月五日瑞典との間に通商條約の調印を了した還伊は引續き伊太利との間にも修好通商航海に關する新條約を締結し、去る十二月三日盤谷に於て調印を了し、還伊兩國は一層

友好關係を深くすることになった旨、駐日還羅公使館から發表した。

○ 還佛修好條約調印

(十二月十日、還字紙ネーション)

昨年十二月九日、還佛當事者間に還佛修好條約の調印を行ひたるが其内重なる事項は左記の如くである。

一、還羅と佛領印度支那との間を流るゝメーロング河兩岸各其所領域に於ける武裝設置は還佛共同一の權利を保有する二、メーロング河兩岸に必要な商品には還佛共關稅を徵收せず。
尙同日は憲法發布記念祝賀休日にも拘らず、正午十二時外務省に外務大臣と佛國公使とは各隨員を從へて出席、條約調印を終了した。

○ 還白通商航海改訂條約

成る

(十二月二十二日、還字紙ネーション)

佛曆二四六九年七月十三日に締結されたる還羅と白耳義(ルセシブルグも含む)との通商航海條約は期限完了に付此程新條約締結された。

舊條約と異なる點は

『在留白耳義人の移寄權撤廢』

である。

新條約は佛曆二四八〇年十二月十四日より効力發生することとなつてゐる。

同時に、左の如き政務官の任命發令があつた。

閣員 順 振

國務總理 ピヤ・バホン・ボラバユッハセナ (留任)

國防大臣 ルアング・ピブン・ソンクラム (留任)

外務大臣 ルアング・プラディット・マヌタ^ム (留任)

農務大臣 ピヤ・リッティアカネ (八月政變ノ際退任、今

回復職)

農務副大臣 ルアング・スープチャラサイ (前無任所大臣、體育局長現職ノ儘)

文部大臣 ルアング・シン・ソンクラムチャイ (留任)

内務大臣 ルアング・ダムロン・ナヴァサワット (留任)

内務副大臣 ルアング・アデュンデー^ヂ・チヤラース (前無任所大臣、警務局長現職ノ儘)

司法大臣 チヤオピヤ・シリタマテイベート (新任)

(元司法大臣、元大藏大臣、前人民代表議會議長)

經濟大臣 プラ・ボリバン・ユツタキッチ (留任)

經濟副大臣 ルアング・チャムナン・ユツタシルバ (留任)

無任所大臣 ルアング・コビット・アバイヨング

一一九

（郵電局長現職ノ儘、後日文部副大臣ニ任命）
無任所大臣 ルアング・ナリベース・マニット
(收稅局長現職ノ儘、後日大藏副大臣ニ任命)

上 ピヤ・ヴィチヤン・チャクラキッチ	（留任）
同 同 上 ルアング・ヴィチット・ウアダカノ	（留任）
上 ブラ・ペチャヤン・ラングシリット	（留任）
同 同 上 ブラ・サラサート・プラバン	（留任）
上 ピヤ・アバイ・ソンクラーム	（留任）

政務官 頭振

總理大臣附 ナイ・チツタセン・パンチャヤ	（新任）
大藏大臣附 ナイ・ケイ・ユニバン	（留任）
外務大臣附 ナイ・バボン・ブンロング	（新任）
農務大臣附 ナイ・チャルン・スエップ・セング	（新任）
文部大臣附 クン・プラチエット・タルンバン	（留任）
内務大臣附 ナイ・ネー・トブンヴィバナ	（留任）
同 上 補 ナイ・サワン・インドラプラチャ	（留任）
司法大臣附 ナイ・マヌン・パリスッテイ（農相附ヨリ轉任）	
經濟大臣附 ナイ・ソイ・ナラムバン	（留任）

○盤谷築港計畫に關し暹羅 情報局よりコンミニユケ の發表

「最近新嘉坡の某新聞紙上に暹羅國政府は日本帝國內務省土木局提出の經費四千萬圓の盤谷築港計畫案を採用したとの記事が掲載されたが、經濟省盤谷築港委員會は未だ本件に關して新聞の記事の如き、築港及びそれに要する材料の見積(ファンダー)提出を發表したる事なし」

右に關し十二月二十七日盤谷タイムズは、新嘉坡新聞の該記事は海陸殖民地の新聞や日本の新聞に掲載されたのみでなく東京から倫敦に打電され、一週間前到着した英國新聞にも既に掲載されてゐる。故に暹羅當局の此のコンミニュケは實狀を明白にする爲に重要な意義を有してゐるが、全世界に所期の効果を齎らしめ得るには、少し時期を逸したのではなからふか。

と云ふて居る。

○支那事變に關し、布拉ヂツ ト外相と外國通信員との 會見談

（一月七日、盤谷タイムズ）

昨年十一月三十日の「アンデベンダンス・ベルジュ」紙は當時滄盤中のバーロン・ラボマード（退役佛國陸軍大佐）氏よりの甚だ興味深い寄稿を掲げてゐる。その見出しへは「盤谷便り——暹羅と日本——暹羅國外務大臣ルアン・布拉ヂツ氏とのインターヴュー」となつて居る。そして布拉ヂツ外相、布拉ヂツカム氏（前駐日暹羅公使）及ラボマード氏の寫真も掲げられてゐる。

以下は該佛文記事の意譯である。

暹羅國外務大臣と面談の機を得るは余にとり非常なる喜びである。同氏は我國人の思想を熟知し、佛語に極めて巧みなる。余が同氏より招待の榮に接したのは全く思ひも掛けざることで、十月七日サラノロム宮殿に大いなる喜びを持つて出かけた。到着と同時に大臣に紹

介されたが、余は大臣がジャーナリストに求めてゐるもののが何であるを悟つた。

暹羅が現下の日支紛糾に於ける日本に侵略責任國として制裁を加へることを欲せずして二十三ヶ國參加の下に開催された國際聯盟委員會席上投票を棄權したことは有名のことである。

「棄權したのは獨り吾國のみではない」と布拉ヂツ外相は談話を始めた。「ボーランドは我國に先例を示した。けれども我國の取つた行動の實意義に就ては、歐羅巴諸國の輿論は誤つてゐるのでないかを疑ふ。それ故余は『アンデベンダンス・ベルヂュ』の如き世界的に有名な新聞に依つて、我國の眞意を充分説明することを必要と考へる。」

「それならば暹羅棄權の主因は何か」との余の質問に對して、大臣は直に「極東の平和である」と述べた。

「暹羅が、亞細亞に於ける先進友邦として週せる兩國間の紛争に對して、最も強く感ずる事は、斯かる兄弟殺的戰争を深く遺憾とするものである。出來得る限り速に平和の再來を見ること及びその再來のために全力を以て貢獻せんことを吾等は熱望するものである。且して、吾國にとりては制裁に協力をすることが平和の爲に何等か寄與する所ありとは考へられぬのである

萬協力に参加すれば徒に感情を刺戟し、怨恨の基となるのみである」

「だが國際聯盟に於ける投票に先立つ討論は、原因に不相應なる戰闘行為及び無益にして殘忍なる砲撃を調査するにある。」

と余は反駁した。

「實際吾々は吾國の國際聯盟代表の宣言に賛成するものである。通羅政府は公平にして妥當なる判断に缺くべからざる全要素を知悉することは出来ない。」

「つまり、通羅は極東の二國に戦争を齎した紛議の渦中に巻きこまれることを極力避けんことを希望してゐるものであるか」と余は再問した。

「正にその通り。吾國と日本との關係は經濟上にも貿易上にも益々緊密となつて居ることは貴下も御承知の如くである。又一方現に多數の華僑が通羅に在住してゐるので、吾國は支那に關しては特別にディケートな狀態に置かれてゐると云ふことも又貴下の御承知の通りである。通羅政府は嚴正中立の保持を基本的な態度としてゐる。これぞ通羅に於ては世界平和の爲に貢獻し得る最善の奉仕なのである」

外務大臣は余と握手を交し乍ら附言した「余の言葉をアソデ

バンダン・ベルジュ社に送られん事を希望する。」

ラボマレード氏は最後の項を次の様な言葉で結んでゐる。余は此處で唯一言附け加へ度い。これはルアン・プラヂット大臣の思想を歪曲するものは考へられないからである。例へ日本の代りに聯盟が支那を侵略國となした場合も、通羅は同様の行動をなして、やはり投票を棄権したであらうか」云々。

○前駐日通羅公使の日本談

前駐日通羅公使ブラ・ミトラン・ラクサ氏は盤谷齋翁に際して「タイ・マイ」紙の記者とのインターヴュウに於て次

日本は他國に比し特に通羅に對しては好感を有してゐる様である。これは日本の政策が東洋文明の開發にある故であると信ずる。日本人は往々通羅人を支那人又は比律賓人と見誤る事があるが、直ぐその誤りを悟つて態度を改め、友情の披瀝に努める。

抑々日本民族とタイ族の間には過去二百年に亘つて親善關係が存在してゐた。往時、タイ族は日本に渡航して盛んに鬱鶏を行つたものである。その種類は今尙残存し、しかもと云はれて

所載の記事の概略である。

『最早事實上支那軍隊と云ふものは存在しない。支那軍が可成の勢力を結成し得た事は過去に於て無く、而も現在では全然軍隊が存在しないのである。支那が新しく四、五十箇師團を準備してゐる事は眞實である。けれども「數十萬の兵士を武装し得るか、將校の命令指揮がよく守られるか、兵卒の訓練は如何?』右の三つの疑問に對しては「否」と答へざるを得ない。

今次事變に於て約三十五萬の兵が戰死した。これは武裝並びに訓練の充分な支那正規軍兵數の八〇%に該當する。

更に蔣介石と緊密な關係を有してゐる人々の口から注意すべき意見が吐かれてゐる。或者は冷静に「支那は流れ来る物凡てを鹽と化する海である。語を代へて云へば支那は日本化される様な危険性はない」と云ひ、他の者は「或る時期には吾々は日本の軍規及び現代的組織化の精神に依つて利益を得るに至るであらう。かくて吾國の統一は急速に達成され、吾が國の發展進化は其の道の専門家により保證されるであらう」と云ふのである。

だから大抵の人々は支那と日本との間に戰争の名分に相違がない事を確言してゐる。この事は「黃色人種同盟」の結成を豫テブに於て興味深い支那見聞談をなした。以下は「オビニオン」

○外國記者の支那視察談

(十二月三十日、盤谷タイムス)

エドワード・ヘルシイ氏は支那の戰爭渦中に「一ヶ月滞在の後去る十二月十八日蘇國の途上西貢に立寄った。氏は世界各國を巡遊した有名なジャーナリストであるが、同地のスポーツ・クラブに於て興味深い支那見聞談をなした。以下は「オビニオン」

想せしめる。私個人としては事柄を確定した如くに断言するものではないが、こゝ二十年か二十五年の中には「黄色フロック」が實現するといふ極めて明白な印象をうけた。斯るが故に西洋人はこの事を憂慮せざには居られなくなり、極東に於ける西洋各國の地位が脅かされるに至るのである。』

○日本と暹羅に關してのナ ンセンス記事

(十二月三十日、盤谷タイムス)

エイチ・ブレンドリイ手記

十二月一日の「ノイエ・ツウエルヘル・ツアイツング」紙は暹羅に於ける日本人の勢力に關する記事を掲載してゐるが、これは新嘉坡發ニナイテッド・プレス社の電報に基いたものである。余は次に出來得る限り正確にその翻譯をなししてみた。

暹羅は目下盤谷附近に日本の支援を得て巨大なる飛行場を建造中であり、同所よりは英國空海根據地、新嘉坡への飛行は至極容易である。此のエヤ・ポートの建造は日本の暹羅に於る對英政策中の單に一部分に過ぎないと云はれてゐる。日本資

本は全く戰術的見地から重要な新道路、鐵道の建設にのみ使用されるとの事である。暹羅海軍見習生並に士官は日本練習艦に於て訓練を受けるので、暹羅の海軍は益々日本化されて行く。暹羅に於ける日本の經濟的勢力に關して、諸新聞は盤谷南方數千平方哩の平野が日本人の手に買収されたと報じてゐる。日本は英國よりの輸入から獨立せんとして、特に棉花の栽培に努力してゐるのである。新聞の報する處に依れば馬來半島の北部クラ地峡の運河開鑿に關する以前の計畫を日本は印度洋への捷路に利用すべく、再び取り上げてゐる。日本は暹羅を將來、英領馬領並びに蘭領東印度に對する作戰根據地とすべく準備しているのではないかと諸新聞は神經を尖らせてゐる。』

後記、數日後余は同紙(ノイエ・ツウエルヘル・ツアイツング)に右の記事は全然ナンセンスである(ナンセンスであるとより他何とも表現の仕様がない)との取消文を送つて、満足すべき返答の發表を望んだ。然し余の取消文は發表されなかつたし、從つて最初の計畫に反して該文をこゝに譯出の必要がなくなつた事に言及せざには居られない。』

日本の目的は支那から全外國勢力を驅逐して、香港さへも占領せんとするものなるは世界の何人も信じて疑はぬ所であるの

で、右の記事の如きは何等驚嘆に價しないものである。余は凡そ一年前に暹羅は日本の殖民地か、何時クラ地峡の開鑿が竣工するかとの質問をうけた。此の質問の提出者は無智蒙昧なるものでなく、現代世界の政治動向、國民經濟並びに古語に至るまで精通してゐる教養ある人士なのである。

(在ルガム、一九三七年十二月二十一日)

○對支貿易に關する香港駐 在暹羅商務官談

(十一月十五日、盤谷タイムス)

過日西貢經由で香港から歸國した香港駐在暹羅商務官ナイ・ダイラ・オサタノンド氏は、去る十一月十二日「ネーション」の記者とのインターゲュウに於て次の如く語つた。

「日支事變勃發の結果、日本は自由港、香港を唯一の例外として全支那の海港を封鎖してしまつたので、現在支那の貿易は不況を極め、そのため自分は歸國した。暹羅を始め諸國外よりの廣東及び中部支那同輸出は香港を除いては行はれず、それ故商品は廣九鐵路を通じ輸送される。此の鐵道は九龍驛から深圳驛に至る地域が英人の所有であり、深圳以北の地域は支那人の所

有である。それ故日本軍は支那人に屬する地域の鐵道空爆を速日行つてゐる。支那側は此の地域守備の爲に凡そ八千人の精銳による常備隊を置かざるを得ぬのである。復舊作業は短時間で出来るとは云へ、その度毎に汽車が數時間遅延する。此の様に交通機關が防害される場合貿易が衰退するのは當然である。此の鐵道輸送の貨物は支那人にとつては必要缺くべからざるものである」云々。

支那に於ける貿易狀態が以上の如く急劇挫を見たので經濟大臣がナイ・ダイラ氏に一旦歸國を命じ、日支事變終結と同時に再び貿易を開始する機宜の處置を探る爲、協議の必要を認めたのは當然の事であつたが、斯くて支那は他國より暹羅以外の重要品の輸入を俟つてゐるかも知れない。』

ナイ・ダイラ氏は日支事變が終結して貿易狀態が舊復するに至る迄暹羅滞在の豫定であると語つた。

○暹羅北部ランパン在製糖 工場の竣工

(十月二十五日、盤谷タイムス)

去る十月二十三日、經濟大臣並に司法大臣は北部地方の視察

旅行より歸郷したが、その談話中次の事實は注目に値すると思はれる。

「豫てランパンに新設中であつた製糖工場が近日中に竣工の運びとなり、十一月には作業を開始する筈である。ランパン地方に於ては從來米作を行つてゐたものが甘蔗の栽培へと移つてしまつた。同地今年の收穫は良好と見られてゐる」云々。

○暹羅に於ける錫生産額

(十一月二十九日、盤谷タイムズ)

一九三七年十月の暹羅錫礦業協會月報に依れば、一九三六年の錫生産年額は一九二五年に比して倍加してゐる。一九二五年の生産額は六、二五六噸であつたが、一九三六年には一二、六七八噸となつてゐる。一九三七年一月から九月に至る迄暹羅の錫生産額は前年同期の九、一八四噸、一昨年同期の七、九一五噸に對して一、九一噸であつた。

因に世界錫生産制限委員會に於て暹羅は二つの投票權を有してゐる。

○緬甸米の第一收穫豫想高

(十一月二十日、盤谷タイムズ)

一九三七—八年度の緬甸米の第一收穫高が發表された、右に依れば植付總面積は一二、六八六、九〇〇エーカーと見積られており、前年同期と比較して一八四、五〇〇エーカーの増加であります。前年最終收穫數と比較すれば五一、八〇〇エーカーの増加である。因作面積は二三四、九〇〇エーカーと見積られ、前年同期と比較して四、〇〇〇エーカーの増加、前年最終收穫數と比較

○佛領印度支那米の收穫豫想高

一三六

(十一月二十日、盤谷タイムズ)

佛領印度支那政府の最近の發表に依れば一九三七年の輸出過剩米の豫想高は前回の豫想高の一、六五九、〇〇〇米噸に對して一、五四、〇〇〇から一、六二五、〇〇〇米噸と見て居るこれに對して米穀商側では一、四七三、〇〇〇米噸と豫想して居り前回の豫想高よりも一〇二、〇〇〇米噸の増加である。

すれば三〇一、三〇〇エーカーの減少である。收穫豫想の面積は總計一二、四六二、〇〇〇エーカーと見積られ、前年同期の豫想と比較して一八〇、五〇〇の増加、前年最終豫想高と比較すれば三四四、一〇〇エーカーの増加である。

本發表に依れば、第一回豫想以後の植付並に因作面積は各々三五、〇〇〇エーカー、一七、一〇〇エーカーの増加と見積られ、從つて收穫豫想面積の正味増加は一八、二〇〇エーカーである。

收穫の状況は一般に順調であり、その見込は申分のないものである。それ故、收穫高の増加が見込まれてゐる。

○暹羅國海軍運送船竣工

計畫

郵電局に於ては全國に大電話網を建設すべく目下計畫立案中である。右は暹羅の公道建設計畫と連絡して、之に電話幹線を併せせんとするもので、十八年計畫で約五千萬銖を要し、當局は目下計畫案益に之が財源に就き慎重審議中であると。

○暹羅國海軍砲艦トンブリ

一進水式

豫て神戸川崎造船所に於て建造中の、暹羅國海軍砲艦トンブリ

開通

一三七

豫ねて開通の日近きを期待されてゐた、インビリアル・エヤ ウエイスの盤谷經由倫敦—香港間定期航空路は昨年十二月完成 同月十九日、ドン・マン飛行場始發を以つて開始された。尙 本航空路（倫敦—香港間）の所要時間は八日半である。

○ 邊羅に於ける實業教育充

實計畫の具體化

○ 東京外國語學校邊羅語速

成科生徒募集

昨年七月以降盤谷に於て地方より選抜した六〇〇名の教員に

對する實業教育に關する講習會が開催されてゐたが、愈々近く終了を告げ、全員は夫々任地に歸還し、先づ各地方中心地に於て實業補習教育を開始することとなつて居る。之は初等教育終了男女に對する實業教育の充實助長に關する政府方針の一部を具體化せるもので、近く獨立の實業學校も數校開校さるゝ豫定の由。

○ 高等商業學校の設立計畫

邊羅政府では豫て商業、會計方面に關する高等商業教育機關の設立を計畫して居つたが、既に實行委員も任命し其の實現を

急いでゐる。目下同委員會で問題となつてゐるのは盤谷官立ユラローレンソン大學内に商學部の創設、文政大學の協力、其他官立商業學校に初等會計學に關する授業の實施等である。尙高商學に關する必要な科目を終了したる者に對しては文官試験委員に依つて適當なる地位の提供が考慮される筈である。

○ 在本邦邊羅公使館ラツタ ナテーブ書記官の光榮

畏き邊では、今回邊國する邊羅公使館三等書記官ルアン・ラツタナテーブ氏が、多年日邊兩國外交事務に盡力せるを思召され、三月十二日特に勳五等旭日章御賜與の御沙汰あらせられた。因に同書記官は三月二十日東京發、二十三日神戸出帆の大坂商船盤谷丸にて歸邊の途に就かれた。

○ 邊羅政府より伊藤、加藤 兩氏に勳章贈與

在名古屋伊藤文郎左衛門氏（本會理事）は、多年邊羅學生を招致して其の養成に盡力せられ、又加藤勝太郎氏（本會議員）は、名古屋駐在邊羅國名譽領事として通商事務に從事する傍ら日邊兩國親善の増進に努力せらるる所があつたので、邊羅國政府は深く兩氏の其の勞を多とし、今回伊藤氏に玉冠四等章を加藤氏には白象四等章を、夫々贈與することとなり、過般東京邊羅公使館に於て、シーセナ公使より親しく兩氏に傳達せられ

た。

○ 岡崎忠雄氏の邊羅學生旅 行團招致計畫

本協會維持會員在神戸株式會社岡崎本店の社長岡崎忠雄氏は文化工作に依つて日邊兩國の接觸を圖ることは、兩國の親善關係を一層増進せしめる所以であるとの考へから、今回多額の私金を投じて、邊羅國に於て日本語を學習する學生の中から、優秀なるものの數名を選抜し、之れに旅費全額を給して、毎年我國に招致して、我國の文物を見學せしめる事の計畫を立てられ、其の實行に付ては一切の斡旋方を本協會へ依頼越された。右計畫は極めて時宜に適したものであり、日邊親善の一助となるのみならず、而かも邊羅國に於ける日本語習得の助長獎勵ともなり、所謂一石二鳥の計畫と思はれるので、本協會に於ても進んで、之れが實行に當り斡旋を引受けることを承諾した。依て先づ本年第1回の試みとして、在邊村井公使の手許に於て選拔せられた學生拾名を招致することに決定し、之等學生の一行は來る四月五日出帆の大坂商船盤谷丸に於て同十七日神戸に着

消息

し、二週間に亘り東京を始め各地を出来るだけ多く旅行せしめ
五月三日門司乗船同じく盤谷丸にて歸還せしめる豫定である。

右岡崎氏の計畫は今後も毎年續行せられるもので、實に奇特
と云ふべく、本協會は此重大時局に當り、同氏の此舉が將來の
日進關係に及ぼす影響の多大なるものあるを思ひ、茲に深甚な
る感謝の意を表する次第である。

○暹羅國政府留學生警察練習所卒業

○一九三八年當選のミス・シヤム

昨年十月警視廳警察練習所に入所した暹羅國政府派遣の警察

學生、チャムラス・マンダカナンダ君、バンチヨン・ブンヤク
ラソブ君、プラチオブ・キラティプラ君の三名は、去る一月
十五日優秀な成績で同所を卒業したが、引續き警察事務の實地
見學中である。尙ほ卒業の御祝として警視廳警務部から、楠公
銅像を型どつたブロンズの像を贈與せられた。

○暹羅國新聞從軍記者の

在盤谷日本大使館勤務の書記生市橋和雄氏は、先般本省に歸
朝を命ぜられたが、其の後任として東亞局第一課勤務中であつ
た河野満氏が、暹羅國在勤を命ぜられ、去る一月九日東京出

○在暹公使館員異動

友邦暹羅國例年の舉國的行事である、ミス・シャムの本年度
當選者たるマユリ・ウイチヤイ・ワタナベは、本年十七歳アユ
チヤ州の出身であるが、来る四月下旬には來朝する由。

發同二十九日盤谷に着任された。

朝ノ件

- 一一、臺灣總督府ヨリ本協會へ補助金下付ノ件
- 一二、日暹修好五十周年記念祝賀會ノ件
- 一三、山田長政記念碑建設寄附金募集ノ件
- 一四、暹羅讀本編纂件
- 一五、在神戸岡崎忠雄氏ノ暹羅學生旅行團招致方ノ件
- 一六、本協會經營ノ暹羅學生會館ノ近況

○理事會報告事項

一、役員並會員ノ異動ニ關スル報告

- 二、秋父總裁宮殿下御渡歐御送別ノ爲メ本協會理事接見ノ件
- 三、秋父總裁宮殿下ヨリ日暹協會總裁アティット殿下へ御贈答
品ノ件

四、近衛會長ヨリ日暹協會總裁アティット殿下へ贈呈品ノ件

五、日暹協會總裁アティット殿下ヨリ近衛會長へ御贈答ノ件

六、本協會後援訪暹柔道宣傳旅行團歸朝ノ件

七、本協會後援訪暹柔道宣傳旅行團歸朝ノ件

八、訪日暹羅國觀光團來朝ノ件

九、暹羅國海軍廻航員來朝ノ件

一〇、東洋少年赤十字會議並第七回世界教育會議暹羅國代表來

○協會理事會及評議員會の開催

二月二十一日霞山會館に於て、本會理事會及評議員會を開催されし、左の事項に付報告又は協議を爲した。

○理會報告事項

- 一、役員並會員ノ異動ニ關スル報告
- 二、遙羅問題研究會開催ノ件

○協議事項

- 一、昭和十二年度收支決算報告ニ關スル件
- 二、昭和十二年度剩餘金ノ處分ニ關スル件
- 三、昭和十二年度收支決算報告ニ關スル件
- 四、昭和十二年度剩餘金ノ處分ニ關スル件

○役員異動

評議員石井健吾氏は今般都合に依り一月二十四日附を以て本會評議員を辭任された。

○訃報

本協會名譽會員元特命全權大使林久治郎氏令夫人は去る一月二十四日逝去され、本協會からは矢田常務理事、遠山主事が御弔問申上げた。茲に謹みて弔意を表する次第である。

○會員動靜

文部大臣木戸幸一侯(名譽會員) 去る一月十一日厚生大臣兼任の親任式舉行せられ、初代厚生大臣に就任せられた。

有田八郎氏(名譽會員) 今般貴族院議員に勅選、研究會に入會せられた。

大倉喜七郎男(理事) 昨年十月初旬國民道外使節として渡歐の途に就かれ、専ら伊太利に於て活躍中の所、三月四日郵船龍田丸で無事歸国せられた。

徳川圖順公(評議員) 日本赤十字社長として去る一月下旬上

海、南京方面の將兵を慰問の上歸京せられた。

三島通陽子(常務理事) 舊臘貴族院議員皇軍慰問團として、徳川義親侯と共に、上海方面の戰線を慰問觀察の上歸京せられた。

徳川義親侯 舊臘貴族院議員皇軍慰問團として、上海方面の戰線を慰問觀察の上歸京せられた。

大河内正敏子 貴族院子爵議員補缺選舉の結果當選せられた。

末弘嚴太郎博士 去る一月十七日、日本體育協會事務理事に就任せられた。

守屋精酒氏 陸軍大學校兵學敎官から參謀本部附となつて居られたが、先般西班牙國へ出張を命ぜられ、去る二月三日神戸

出帆の郵船伏見丸で渡歐の途に就かれた。

吉田晴鳳氏 今般日中滿協會の後援で日本藝術使節團を組織して北支へ派遣せられることとなり、其の團長として四月初旬出發渡支せらるゝ由、又同一行には本協會員、曩に同氏と共に遙羅に赴かれた、花柳德兵衛氏も副團長格で、同行せられる由。

藤澤千枝嬢 今回藤澤舞技師の許しを得て、四谷區駒町一ノ七番地へ、新に藤澤流舞踊の教授所を開かれ、藝道に精進せ

られ居る由。

郷隆三郎氏 今般臺灣拓殖會社の用務を帶び、渡邊せられることとなり、三月二十一日門司出帆の大阪商船船谷丸で遙羅に向出發された。

中尾七郎氏 曇に昨秋支那事變の勃發と共に北支に出征せられ現在北支派遣軍連山部隊出補隊所屬として戰線に活躍中であるが、最近本協會宛左の如き通信があつた。

「其の後は御無音に打過ぎ申譯ありません。北支出征後五ヶ月夢の寐に思はれます。彰德、大名、磁縣、光祿鎮等に轉戰彈雨の下を潛り目下安陽縣下に待機して居ります遙羅とは關係の深い支那に來て支那人の多くに接する機會を得たことを幸に思つてゐます。本年は凱旋後又大いに遙羅研究に精進したい考へです。

近況御報を兼ねて新年の御挨拶申上ます。
會員各位へ宣敷御傳聲願上ます。

一月十日

東森藏氏 遠羅國內務省土木局技師として遙羅國政府僱聘中

の同氏より最近本協會宛左の如き來信があつた。

謹賀新年

昭和十三年元旦

盤谷市

内務省土木局 東森藏

平素ハ御疎遠ニ打過ギ候失禮ノ段御海容被下度候 却説小生
事入國以來正ニ一箇年有半幸ニ健康上大ナル變動ヲ受ケズ今日
ニ及ビ候間御安神被下度候 此ノ間土木局ニ於テ專ラ鐵筋コン
クリート構造物設計ニ没頭致シ候 一面在留同胞關係ニ於テ不
及ナガラ盡力致居候 土木局ニハ歐米留學ヲ經立派ナ經歴ヲ有
スル者多キモ實行ニ又設計ニ堪能ノ技師ハ殆ド見當ラズ從來大
構造物ノ如キハ設計附キ請負ノ方式ニ依リ工事請負人ニ設計セ
シメ其ノ他ハ規格設計ヲ設ケ千篇一律の工事が行ハレ居る狀態
ニテ候 小生今日迄ニ完成致セシ設計左ノ通ニ候

一 鐵筋コンクリート管 内經一八種以上一米及規格品規程

一 雨渠 單及複規格設計三〇種

一 突析橋 ダーバー式 經間二五米五連

主經間二五米 二箇所

一 ハウトラス 木造 一箇所

一 ラーメン橋 經間最大一八米四箇所

規格設計一四種

一 三連續析橋 規格設計二種

一 版橋 規格設計二種

○會員異動

其後本協會々員の異動は左の通りである。

(名譽會員) 内閣參議陸軍大將荒木貞夫男爵を名譽會員に推

舉す。

(維持會員) 辻 富三君(一口)通常會員より轉ず

(通常會員) 中山 太一君 維持會員より轉ず

(名譽會員) 大橋 八郎君 日本無線電信株式會社々長の交

替に伴ひ前社長東郷安男爵の名

義を變更す。

一四四

以上ハ助手ナク全然小生單獨ノ勞作ニテ候 適當ノ助手ヲ局

内ニ見出スコトハ今ノ所困難ニ候 又在留同胞關係方面ニ於テ

ハ日本人會評議員 山田長政記念事業(記念塔及神社)建設委

員 日本盤谷商工會名譽會員 日本人俱樂部小學校新築調査委

員 ナド云フ名ノ下ニ同胞ノ爲メ出來ルダケ微力ヲ盡シ居候 國

内旅行ハ乗物 飲食物 氣候 惡疫等ノ關係ニテ度々行ヒ難ク

候 任期餘ス所一年半ヲ無事終了致シ歸朝致度存ニテ候 何

卒不相變御後援御同情賜り度偏ニ奉願候 兹ニ年賀ニ併テ近狀

御知ラセ申上候 末筆ナガラ高堂ノ萬福ヲ奉祈上候

左記の通り新入會者があつた。

(通常會員) 高橋 清一君(東京)元大使館參事館

一 松宮 一也君(東京)日語文化學校幹事

一 野口謹次郎君(東京)日本大學教授

一 草場 畑君(東京)草場國際特許事務所副主辦

理士

一 南洋經濟研究所(東京)

一 鄉 隆三郎(東京)臺灣拓殖株式會社嘱託

左記二君は都合に依り退會せられた。

(通常會員) 今岡十一郎君 十二年十二月三十一日附

一 石井 健吉君 十三年一月廿四日附

○寄贈圖書及寄贈品

左の道り各々寄贈を受け厚く感謝する次第である。

一、通羅國鐵業關係法規 附海島殖民地錫生產制限法(拓務省
南洋課)

一、(官)外務省南洋課

一、十七世紀に於ける日通關係(群司喜一)

一、近世初期日本人南洋發展の歴史(岩生成一)

三部外務省調查部

一、中南米讀本—國際讀本第三卷(外務省情報部)

四五

日本盤谷航路定期出帆表（昭和十三年三月以降）

(備考 表中の一印は月日未定)

大阪商船會社

三井物産船舶部		西盤谷貢谷貢谷		西盤谷貢谷貢谷		西盤谷貢谷貢谷	
乾 駒 山 丸	西貢經由	月横 日演	月横 日演	月横 日演	月横 日演	月横 日演	月横 日演
三、二六				三、一五		三、二三	
三、二二		月名 古屋			月名 古屋		
三、一四		月大 日阪			月大 日阪		
三、三〇		月神 日戶			月神 日戶		
三、三一		月門 日司			月門 日司		
四、一六		月盤 谷			月盤 谷		
四、一六		三、二五		七、八	五、三〇	五、八	四、二六
				六、二八	六、二五	四、二九	三、二九
				六、二九	五、二二	四、二一	三、二一
				六、一〇	五、二九	四、二九	三、二〇
				五、二二	四、二一	四、二九	三、二九
				五、二九	四、二九	四、二九	三、二九
				四、二九	四、二九	四、二九	三、二九

(非賣品)

昭和十三年三月二十五日 印刷納本
昭和十三年三月三十一日 発行

東京市麹町區霞ヶ関三丁目四番地三
電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三一一番

編輯人兼 發行人	遠山
印刷所	河田保治
明立印刷株式會社	峻

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

